

第6期川崎市地域福祉計画

令和3(2021)～5(2023)年度

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～



令和3(2021)年3月

川 崎 市

はじめに



本市では、子どもから高齢者まですべての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域をめざした「地域包括ケアシステムの構築」に向けて取り組んでおります。

全国的には人口減少とともに高齢化が進展している中、本市の人口は増加の一途をたどっており、全国平均に比べると市民の平均年齢が若い都市ですが、今後、本市においても確実に本格的な超高齢社会が到来します。

当面続くと見込まれる人口増加に対応しながら、超高齢社会の到来、その先に訪れる人口減少を見据え、来るべき将来に向けて、今なすべきことにしっかりと取り組んでいくことが重要であると考えています。

今回、策定いたしました「第6期川崎市地域福祉計画」は、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの構築に向けて関連する行政計画と連携を図りながら、住民の視点による地域福祉を推進することをめざしております。また、各区におきましても地域福祉計画を策定しており、地域の実情に応じた施策の展開を図ってまいりたいと考えています。

本計画の推進には、相談や交流の場など「顔の見える関係づくり」が何より大切になりますが、今般の新型コロナウイルス感染症は、テレワークやオンライン会議など、デジタル化の急速な進展をもたらし、地域福祉の取組についても、新たな視点や発想が求められています。

今後におきましても、様々な工夫をしながら地域における顔の見える関係づくりを進め、コミュニティ分野や住宅・都市計画分野、教育分野など幅広い関連施策分野が連携した地域包括ケアシステムの構築につなげてまいりたいと考えておりますので、より一層の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、今回の川崎市・各区地域福祉計画の策定にあたり、多くの皆様から貴重な御意見をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

川崎市長

福田 紀彦

目次

第1章 地域福祉計画策定の趣旨と位置付け	1
1 計画の趣旨・期間	3
(1) 計画の趣旨	3
(2) 計画の期間	3
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	3
2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進	5
(1) 社会環境の変化	5
(2) 地域包括ケアシステム推進ビジョン策定の背景	5
(3) 推進ビジョンの概要	6
(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ	7
3 地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制	8
(1) 地域みまもり支援センターによる取組	8
(2) 取組の推進イメージ	8
(3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性	9
(4) 推進ビジョンの基本的な5つの視点に沿った取組	10
4 これまでの計画の進捗状況と課題	11
第2章 川崎市における地域福祉を取り巻く状況	13
1 地域福祉を取り巻く状況	15
(1) 人口の推移・世帯の状況	15
(2) 高齢者・障害者・児童に関する統計	21
(3) 地域活動に関する状況等	23
(4) その他の関連統計	25
2 川崎市における地域福祉に関する実態調査	27
(1) 令和元年度川崎市地域福祉実態調査	27
(2) 川崎市地域福祉実態調査の対象	27
(3) 川崎市における地域福祉に関する意識と実態	27
3 本市における地域福祉を取り巻く動向や関連する取組	34
(1) 地域共生社会の実現に向けた動向	34
(2) 再犯防止に向けた取組～川崎市再犯防止推進計画～	36
(3) 災害福祉に関する取組	37
(4) かわさきパラムーブメントの取組	38
(5) これからのコミュニティ施策	38
(6) SDGs（持続可能な開発目標）の取組	39

第5章 各区計画の概要	113
各区の状況.....	115
第6期川崎区地域福祉計画.....	116
基本理念.....	116
基本目標・基本方針.....	116
地域の現況と主な生活課題.....	117
第6期計画の主な取組.....	117
第6期幸区地域福祉計画.....	118
基本理念.....	118
基本目標・基本方針.....	118
地域の現況と主な生活課題.....	119
第6期計画の主な取組.....	119
第6期中原区地域福祉計画.....	120
基本理念.....	120
基本目標・基本方針.....	120
地域の現況と主な生活課題.....	121
第6期計画の主な取組.....	121
第6期高津区地域福祉計画.....	122
基本理念.....	122
基本目標・基本方針.....	122
地域の現況と主な生活課題.....	123
第6期計画の主な取組.....	123
第6期宮前区地域福祉計画.....	124
基本理念.....	124
基本目標・基本方針.....	124
地域の現況と主な生活課題.....	125
第6期計画の主な取組.....	125
第6期多摩区地域福祉計画.....	126
基本理念.....	126
基本目標・基本方針.....	126
地域の現況と主な生活課題.....	127
第6期計画の主な取組.....	127
あさお福祉計画（第6期麻生区地域福祉計画）.....	128
基本理念.....	128
基本目標・基本施策.....	128
地域の現況と主な生活課題.....	129
第6期計画の主な取組.....	129

資料編	131
(1) 第6期川崎市地域福祉計画策定の経過.....	133
(2) 川崎市社会福祉審議会条例（抜粋）.....	134
(3) 川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿.....	136
(4) 区民説明会・パブリックコメント（意見募集）.....	137

地域福祉計画策定の
趣旨と位置付け

第1章

1 計画の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

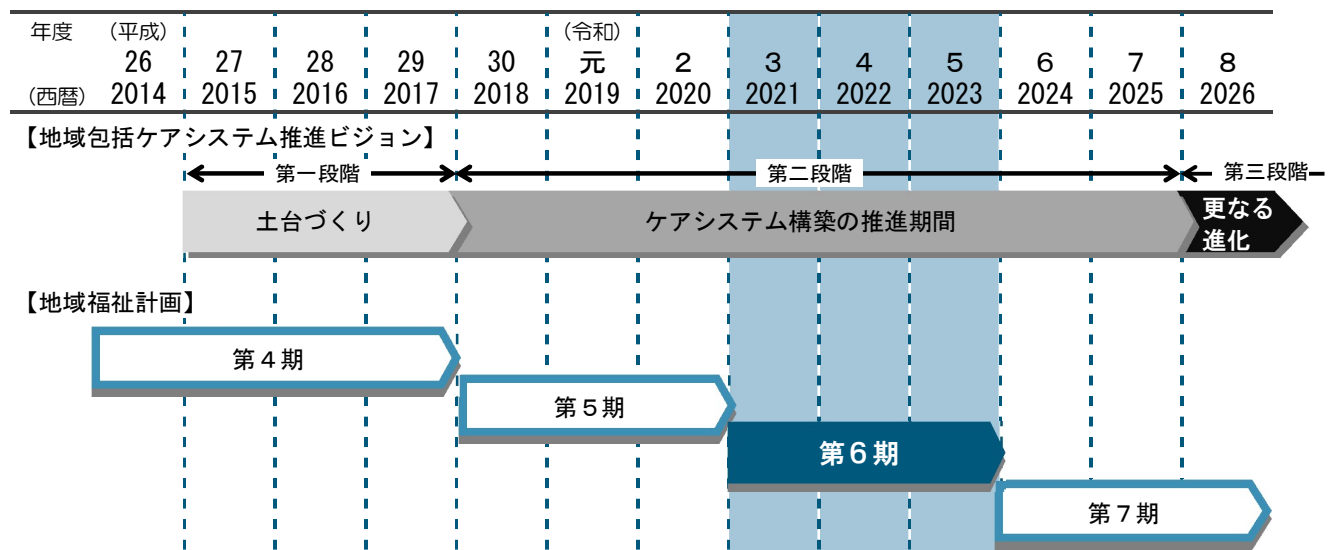
「地域福祉計画（以下、「計画」という。）」は、社会福祉法第107条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市では、平成16(2004)年度に第1期計画がスタートし、今回は第6期となります。また、第6期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定しました。

(2) 計画の期間

第6期計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間で



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する「地域福祉計画」と共に、地域福祉の推進を図ることを目的として市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

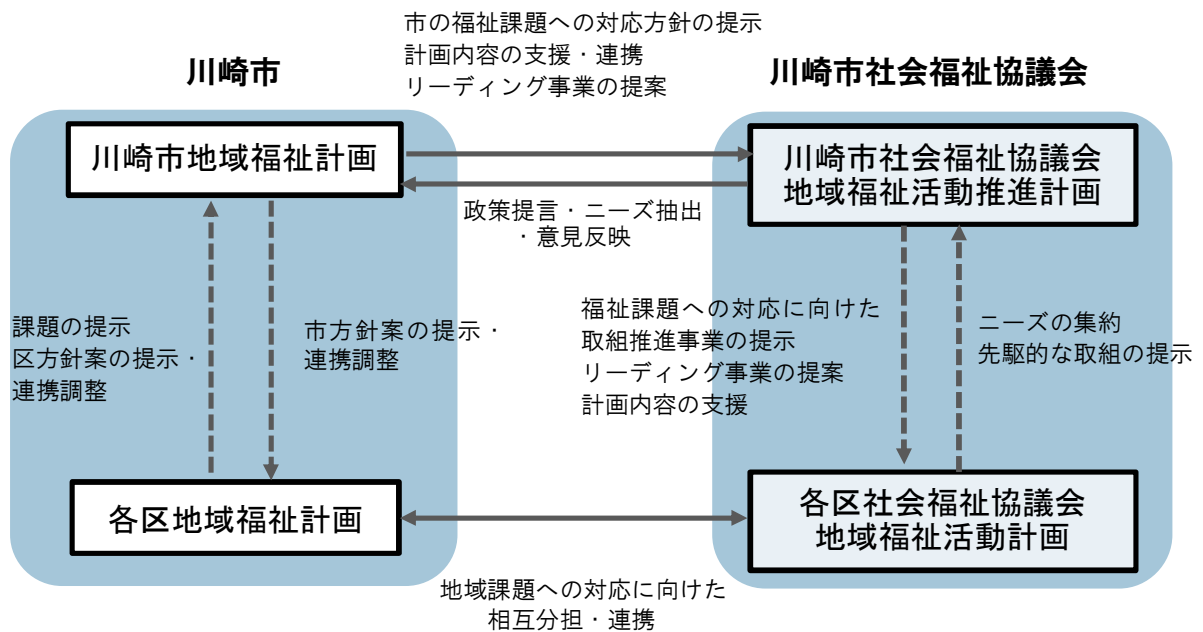
地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

本市では、各区が「地域福祉計画」を策定し、同様に区社会福祉協議会も「地域福祉活動計画」を策定していることから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、調査・普及等の役割が求められています。

今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び川崎市社会福祉協議会の「川崎市地域福祉活動推進計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（以下、「推進ビジョン」という。）」（次頁以降参照）の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、検討を進めました。

【川崎市地域福祉計画と川崎市社会福祉協議会地域活動推進計画との関連性】



※市社会福祉協議会計画における人材育成、研修開催、災害への対応等、地域に対し全市的に取り組む事業については、各区地域福祉計画とも連携。

2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

(1) 社会環境の変化

社会環境の変化として、本市は比較的若い都市ですが、今後、高齢化率が21%を超え、超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進展とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進展は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、ケア人材の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

(2) 地域包括ケアシステム推進ビジョン策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

本市では、高齢者施策が、住宅施策等の関連施策との連携を図ることや、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられることから、そのようなシステムの汎用性に着目し、昨今の家族・地域社会の変容などに影響されるニーズの多様化・複雑化による地域での生活課題の多様性の高まりを踏まえて、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象に、平成27(2015)年3月、関連個別計画の上位概念として、「推進ビジョン」を策定しました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働からはじめられましたが、まちづくりの側面も重要と考えられ、地域包括ケアシステムの構築に向けては、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

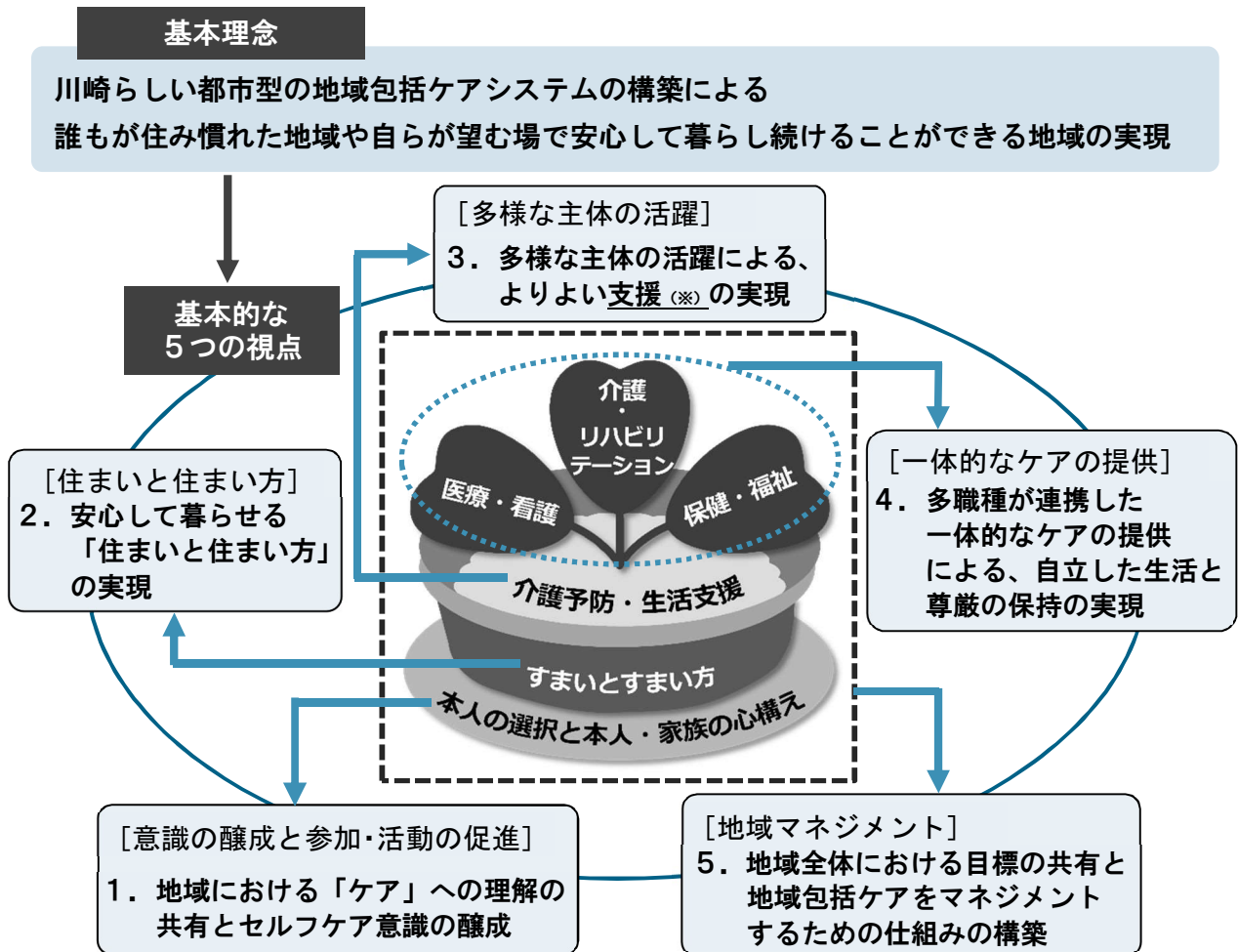
さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「**地域共生社会の実現**」をめざしています。

(3) 推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】 ～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

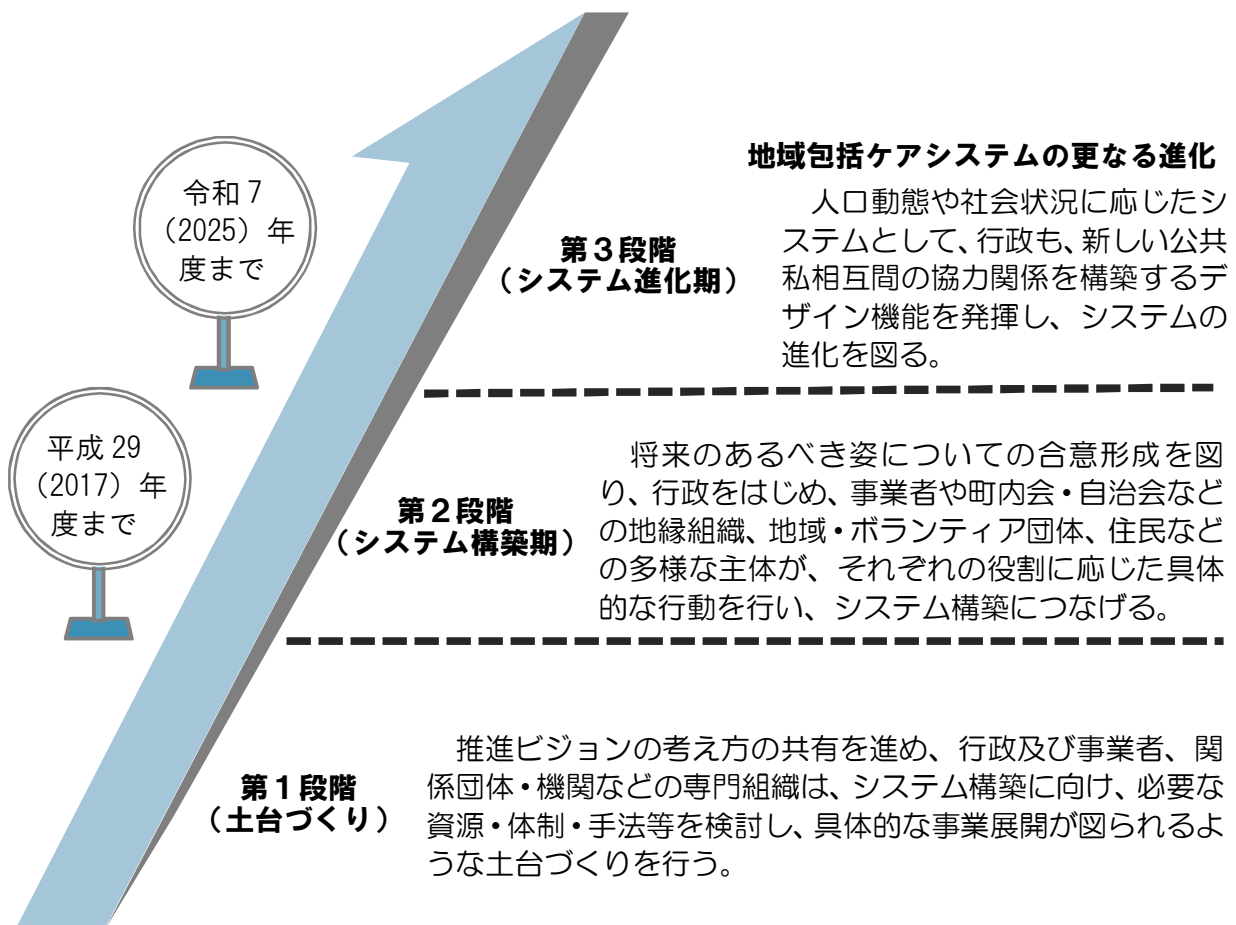
※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定した以降の平成 27（2015）年度から 29（2017）年度までを第 1 段階の「土台づくり」の期間として、平成 30（2018）年度から令和 7（2025）年度までを第 2 段階の「システム構築期」、令和 8（2026）年度以降を第 3 段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年（令和 22 年）[※]以降には、ひとり暮らし高齢者世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

こうした中、令和 7（2025）年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた「新しい生活様式」や、デジタル化・スマート化など新たな技術を取り入れた社会（Society 5.0）を意識しながら、安心できる社会保障の構築と包摂的な社会の実現に向けて、令和 22（2040）年度を見据えた中長期的な視点で取組を推進します。



※2040年：2040（令和 22）年には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上高齢者（前期高齢者）となり、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

3 地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制

(1) 地域みまもり支援センターによる取組

「推進ビジョン」の策定に伴い、平成28(2016)年4月には、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、住民に身近な区役所で「個別支援の充実」と「地域力の向上」を図るとともに、専門職種のアウトリーチ機能を充実して連携を強化し、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関をはじめとして、連携を推進するため、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置しました。

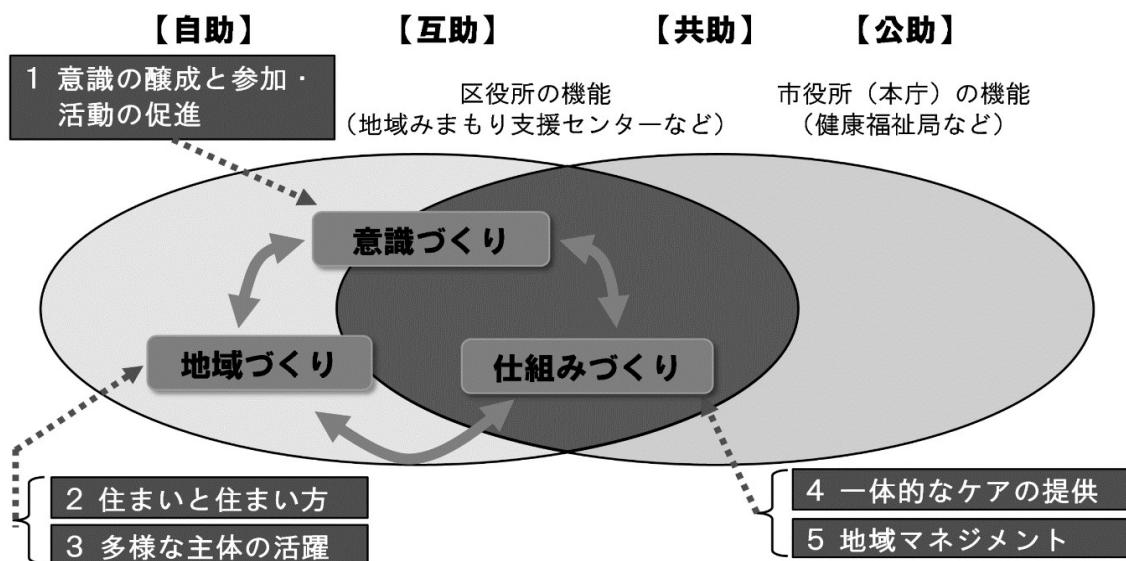
なお、地域みまもり支援センターについては、センター内での個人へのケアを中心とした専門支援機能との連携の強化を図るため、平成31(2019)年4月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」と改称しました。

(2) 取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所(本庁)が全市的な調整を図り、調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づくり」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



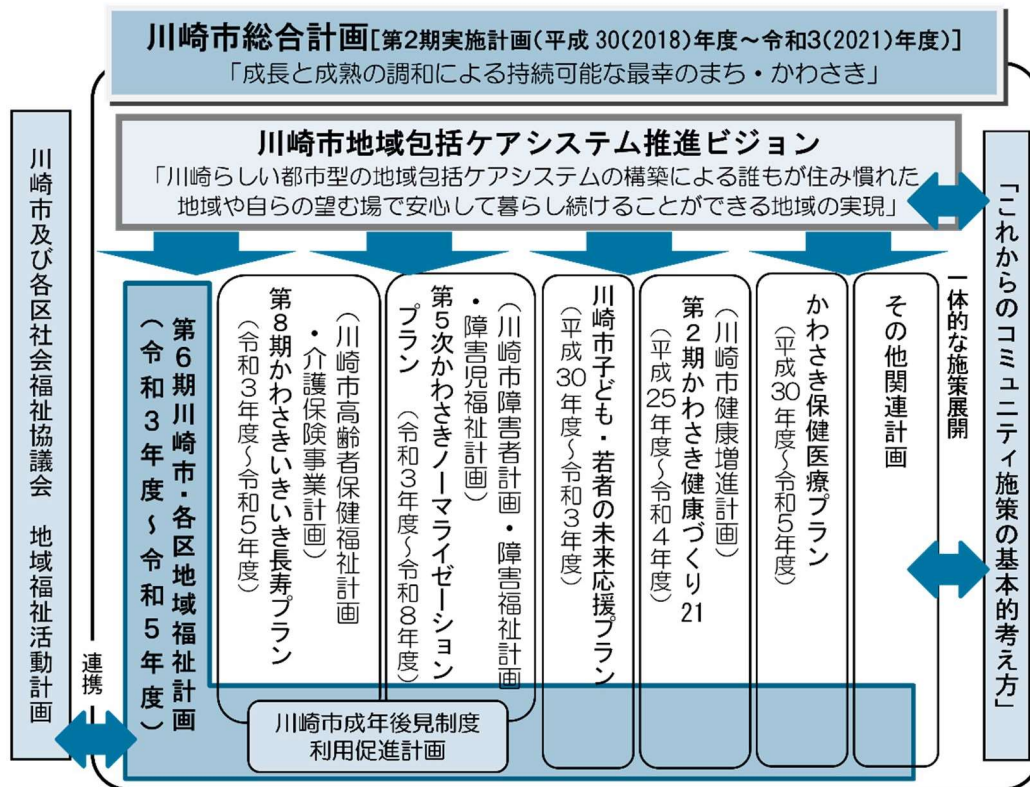
(3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「推進ビジョン」を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般（令和2（2020）年度）の「第6期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け（社会福祉法第107条第1項第1号）に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強め、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして関連計画と連携を図りながら、地域包括ケアシステム構築につなげていきます。

なお、成年後見制度の利用促進を図るため、第6期計画から「川崎市成年後見制度利用促進計画」（81頁参照）を本計画に位置付けています。

【推進ビジョンと関連個別計画の関係性】



なお、地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和元（2019）年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を踏まえ、市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこととし、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源（本人資源）に着目した対応を図ることが重要であるとともに、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があります。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

(4) 推進ビジョンの基本的な5つの視点に沿った取組

5つの視点は、①セルフケア（民間サービス等を購入することを含む。）を自発的に行うなど、「自分でできることは自分でする」という意識を前提に、生活の基盤となる②「住まい」や「住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」と、③多様な主体による互助的な支え合いを含めた「生活支援」に加え、疾患を抱えながらも地域で暮らし続けられるための④医療や介護等の「専門的なサービス」が一体的に提供されるようなまちづくりに向けて、⑤行政が「包括的な地域マネジメント」を推進する、という一連の流れとして相互に関連しています。次の表は、5つの視点に基づく具体的な方策の考え方と、関連する主な取組です。

【ビジョン実現に向けた考え方と取組例】

基本的な視点	視点に基づく具体的な方策の考え方	関連する主な取組
①意識の醸成と参加・活動の促進	すべての住民が社会環境の変化に対応する意識を持ち、自発的に努力するとともに、「共生の意識」を育み、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる地域をめざす。	①地域包括ケアシステムに関する広報（マンガ、リーフレット、ポータルサイト等） ②在宅医療の普及啓発 ③認知症サポーター養成講座
②住まいと住まい方	生活の基盤として、本人の尊厳が十分に守られた住環境が整備され、本人の希望にかなった住まい方が確保された環境をめざす。	①住宅基本計画に基づく取組の推進 ②在宅基盤を支える介護サービス基盤の整備（認知症グループホーム等の整備） ③居住支援協議会の運営 ④多世代の交流を含む地域の寺子屋の設置・運営
③多様な主体の活躍	自立した生活の維持に向けて、インフォーマル・サポートが地域の中で提供されるよう、多様な主体の役割分担による「互助」を支える仕組みづくりを進める。	①「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の策定 ②地域包括ケアシステム連絡協議会における多様な主体によるプラットフォームづくり ③市民活動センター、ボランティア活動振興センター等の中間支援組織の運営
④一体的なケアの提供	本人の身体状況に応じた、専門職によるケアを多職種連携により、切れ目なく提供できる体制づくりを進める。特に、医療と介護の円滑な連携を進める。	①医療・介護連携に向けた在宅療養推進協議会の開催 ②かわさき健幸福寿プロジェクトの実施 ③身近な相談支援体制の充実（地域包括支援センター、障害者相談支援センター、地域子育て支援センター等） ④社会的引きこもりの支援体制の強化
⑤地域マネジメント	地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が一つの目標に向かってより効果的に機能できるような仕組みづくりを進める。	①各区における地区カルテを活用した地域づくりの取組の推進 ②「地域包括ケアシステム庁内推進本部会議」の開催

こうした個々の取組について関連性を意識しながら着実に推進し、地域包括ケアシステムの構築をめざします。

4 これまでの計画の進捗状況と課題

第1期計画での取組（平成16（2004）～20（2008）年度 ※3年程度を目安に点検・見直し）

すべての人が地域の中で健やかに安心して生活が送れるように、その人らしい自立を支援することにより、その人の自己実現を図っていく。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくり」

【基本目標】

- （1）いつまでも、誰もが生き生きと自立した生活を送ることができる
- （2）共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる
- （3）誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

第2期計画への課題

- （1）地域における人と人とのつながりの再構築
- （2）社会福祉の変化への対応
- （3）地域の実情に合った取組の推進

第2期計画での取組（平成20（2008）～22（2010）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制整備
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第3期計画への課題

- （1）社会の変化に対応した福祉サービスの提供とともに地域でのつながりの構築
- （2）一人ひとりの自立を基本とした社会福祉の仕組みの変化への対応
- （3）市民の活動の活発化と連携した仕組みづくり

第3期計画での取組（平成23（2011）～25（2013）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第4期計画への課題

- （1）孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- （2）地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- （3）防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

第4期計画での取組（平成26（2014）～29（2017）年度）

誰もが生き生きと自立した生活を実現し、人と人との支え合いや助け合いを育み、効果的なサービス提供と住民・団体・企業などの多様な主体が連携した、「自立と共生の地域づくり」を進める。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- （1）サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- （2）保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- （3）地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

第5期計画への課題

- （1）孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- （2）地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- （3）防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

※「第5期計画での取組」については、第3章「2 第6期計画期間における施策の方向性」（47～50頁）に記載しています。

**川崎市における
地域福祉を取り巻く状況**

第2章

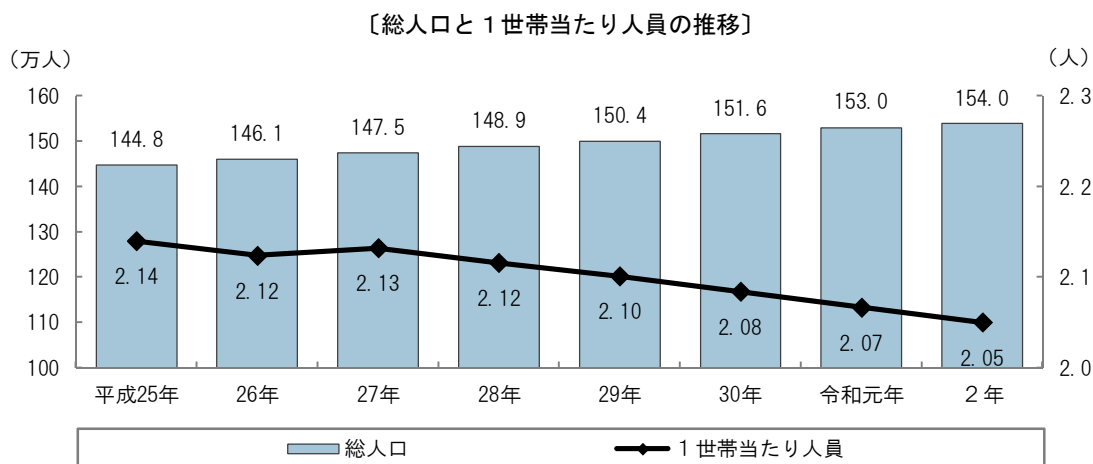
1 地域福祉を取り巻く状況

(1) 人口の推移・世帯の状況

① 総人口と1世帯当たり人員の推移…令和2年9月現在、154.0万人

本市の人口は、平成25(2013)年から約9.2万人増加し、令和2(2020)年9月現在、154.0万人となっています。

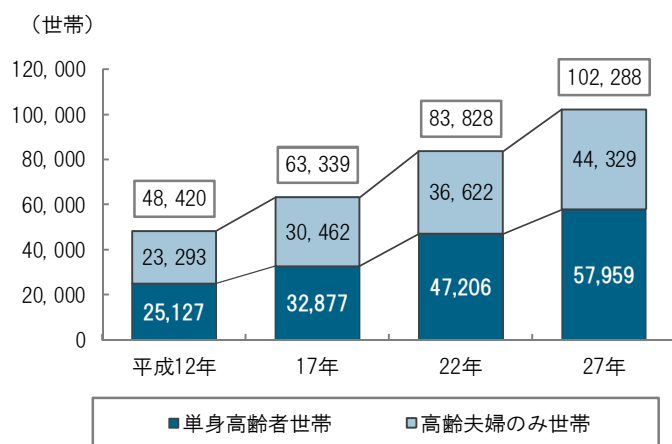
一方、1世帯当たり人員は減少傾向にあります。



資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」(各年10月1日現在、令和2年は9月1日現在)

② 単身高齢者・高齢夫婦のみ世帯の推移…単身高齢者世帯及び高齢夫婦のみ世帯ともに増加しており、合わせて10万世帯を超えている

〔単身高齢者・高齢夫婦のみ世帯数の推移〕



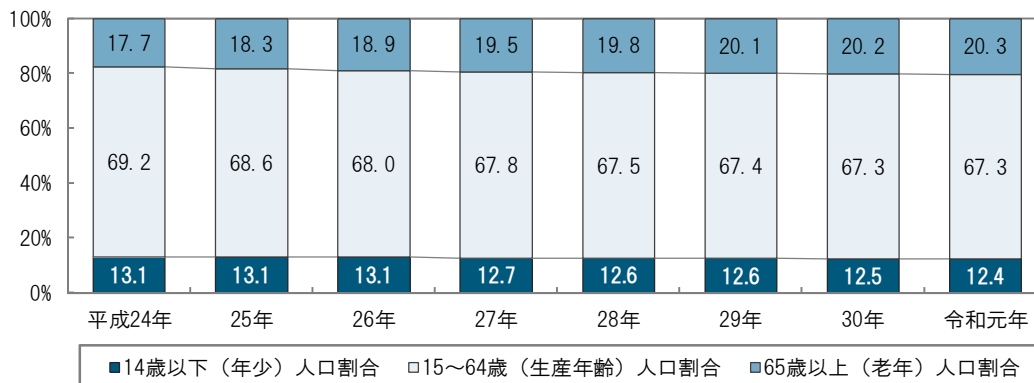
ひとり暮らし高齢者、夫婦とも65歳以上の高齢夫婦世帯は増加しており、平成27(2015)年の国勢調査では、合わせて10万世帯を超えています。

資料：国勢調査

③ 年齢3区分別人口構成の推移…65歳以上の老年人口割合は増加傾向

年齢3区分別人口*構成は、65歳以上の老年人口割合が上昇を続け、令和元年10月1日現在20.3%となり、平成24（2012）年から2.6ポイント高くなっています。

〔年齢3区分別人口構成の推移〕

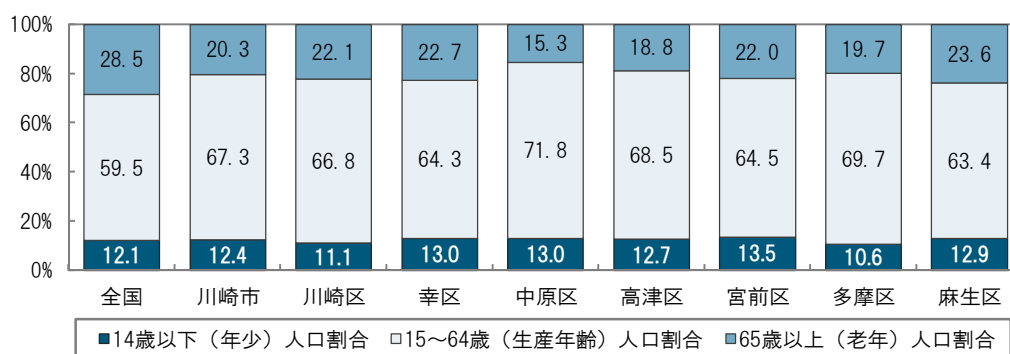


資料：川崎市統計情報「長期時系列データ（人口）」（各年10月1日現在）

④ 区別年齢3区分別人口構成…老年人口割合は麻生区、年少人口割合は宮前区、生産年齢人口割合は中原区が最も高い

年齢3区分別人口構成を区別に見ると、老年人口割合が最も高いのは麻生区、年少人口割合が最も高いのは宮前区、生産年齢人口割合が最も高いのは中原区となっています。全国と比べると、川崎市は生産年齢人口割合が高く、老年人口割合が低くなっています。

〔年齢3区分別人口構成（全国、川崎市、7区別）〕



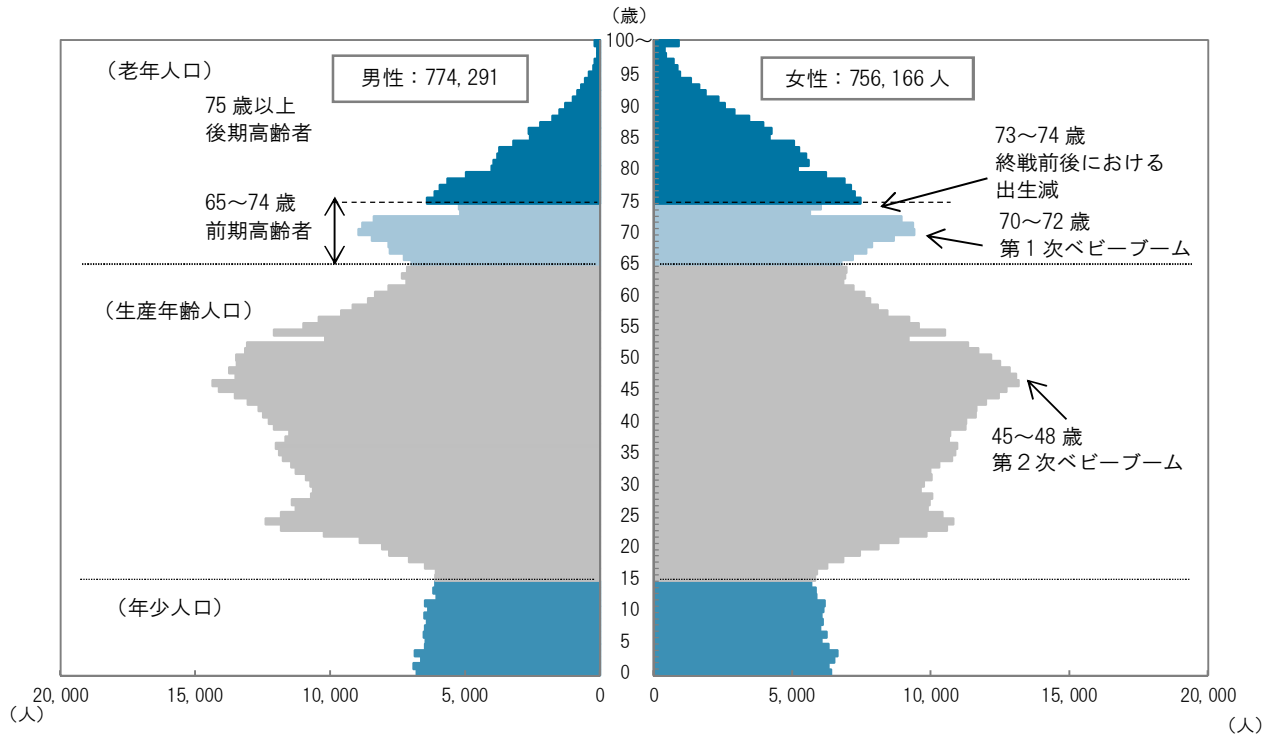
資料：川崎市統計情報「年齢別人口」（令和元年10月1日現在）

* 年齢3区分別人口：14歳以下の人口を年少人口、15～64歳の人口を生産年齢人口、65歳以上の人口を老年人口といいます。

⑤ 人口ピラミッド…「45～48歳」を中心に、生産年齢人口が多い

年齢ごとに人口を表した人口ピラミッドは、「45～48歳」を中心とした張り出しが大きく、生産年齢人口が多いことが特徴となっています。

〔人口ピラミッド〕



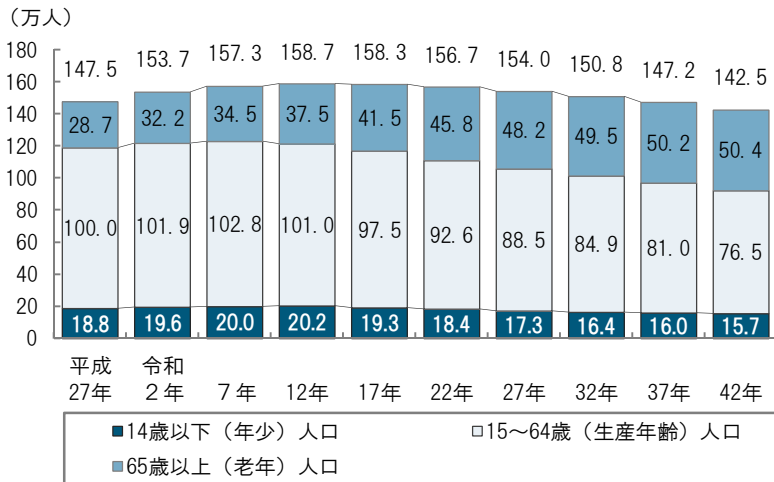
資料：川崎市統計情報「年齢別人口」（令和元年10月1日現在）

平成27（2015）年の国勢調査において、大都市（政令指定都市と東京都区部）のうちで最も平均年齢が若い都市であり、生産年齢人口割合が最も高く、老年人口割合が最も低くなっています*。また、男性が女性の人口を上回っています。

* 平成27年国勢調査結果 平均年齢：川崎市42.8歳、横浜市44.9歳、東京都区部44.5歳 生産年齢人口割合：川崎市67.7%、横浜市64.0%、東京都区部67.0% 老年人口割合：川崎市19.5%、横浜市23.4%、東京都区部22.0%

⑥ 将来推計人口…総人口のピークは令和12(2030)年の158.7万人

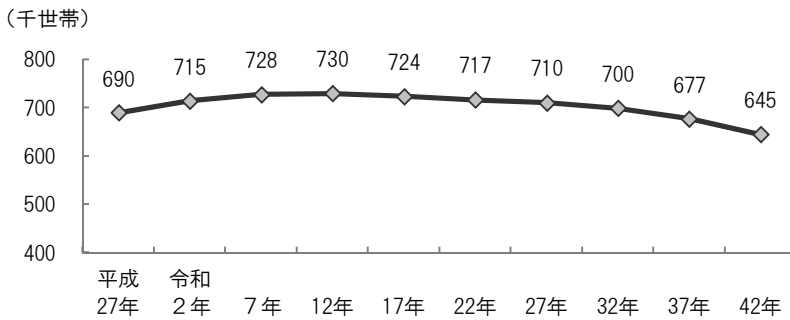
〔年齢3区分別推計人口〕



平成29(2017)年5月の「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」によると、総人口は、令和12(2030)年まで増加を続け、ピーク値は158.7万人と推計されています。

年少人口は令和12(2030)年、生産年齢人口は令和7(2025)年をそれぞれピークに減少に転じ、老年人口は増加を続けると推計されています。

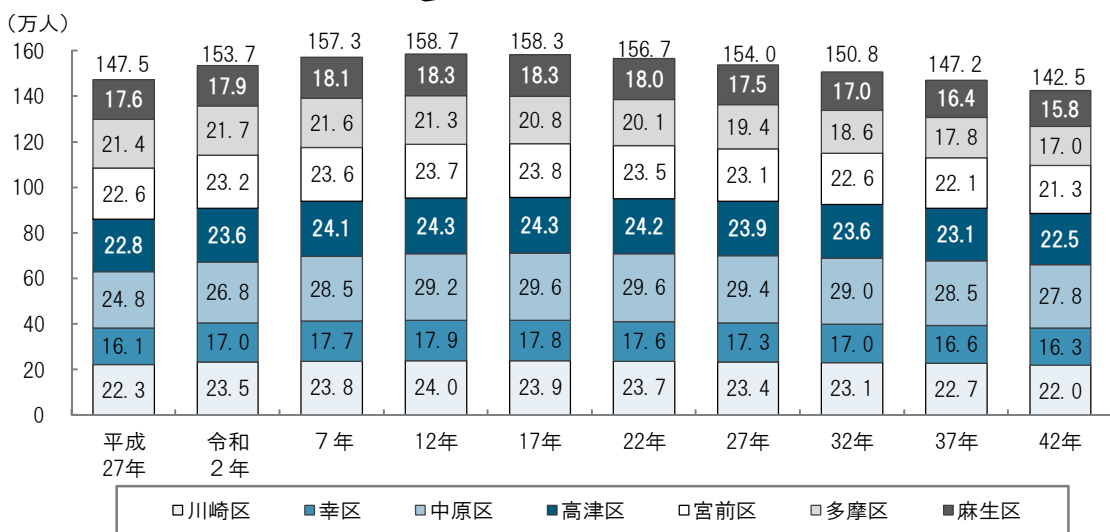
〔一般世帯数推計〕



一方で、一般世帯数は、人口と同様に令和12(2030)年まで増加し、その後減少に転じると推計されています。

〔各区分別推計人口〕

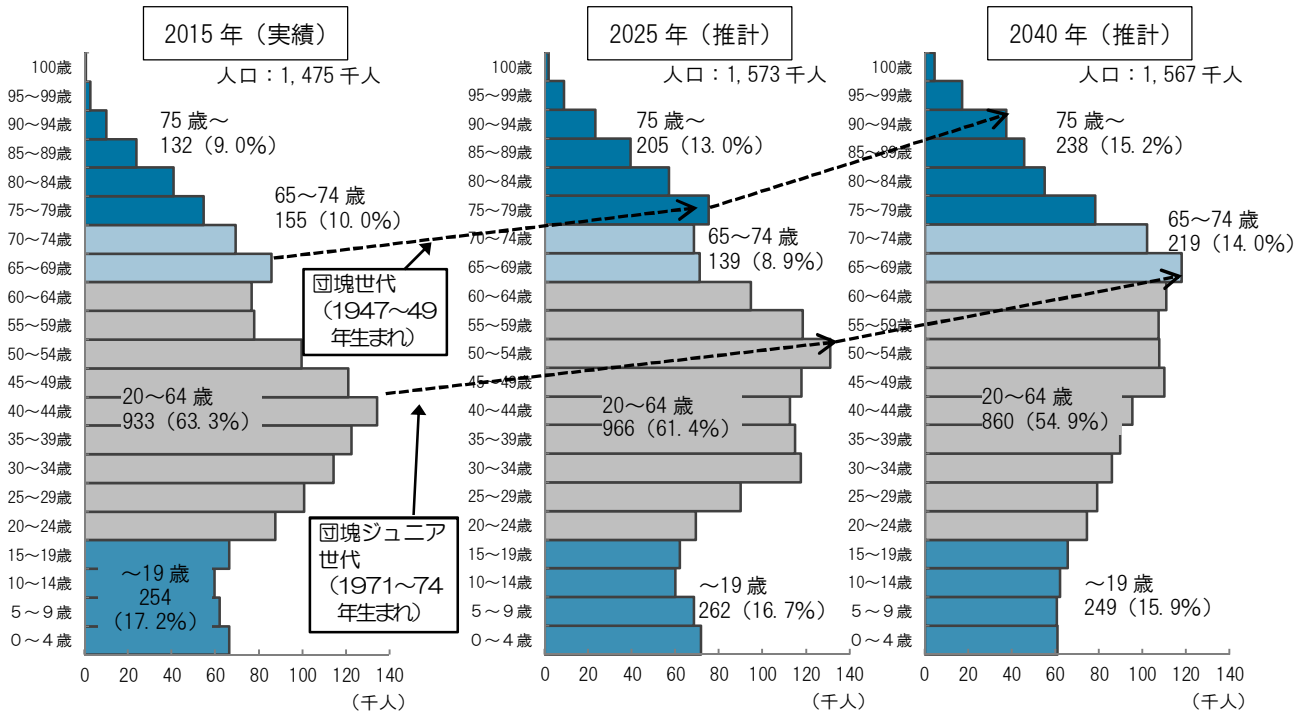
総人口のピーク：令和12(2030)年 158.7万人



※各年10月1日現在。四捨五入のため各区の人口の合計が全市の人口と合わないことがあります。

資料：「第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」平成29年5月 川崎市総務企画局

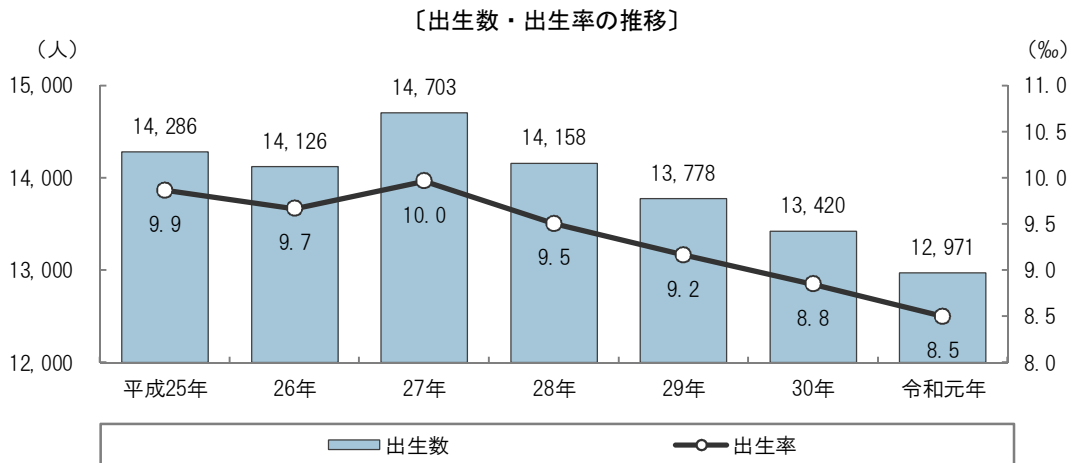
〔川崎市における人口ピラミッドの変化〕



資料：国勢調査、「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」(平成29年5月 川崎市総務企画局)

⑦ 出生数・出生率の推移…いずれも平成28(2016)年以降は年々減少している

出生数は、平成27(2015)年に14,703人と増加しましたが、平成28(2016)年以降は減少が続いています。出生率(人口千対)も、平成28(2016)年以降は減少が続いています。

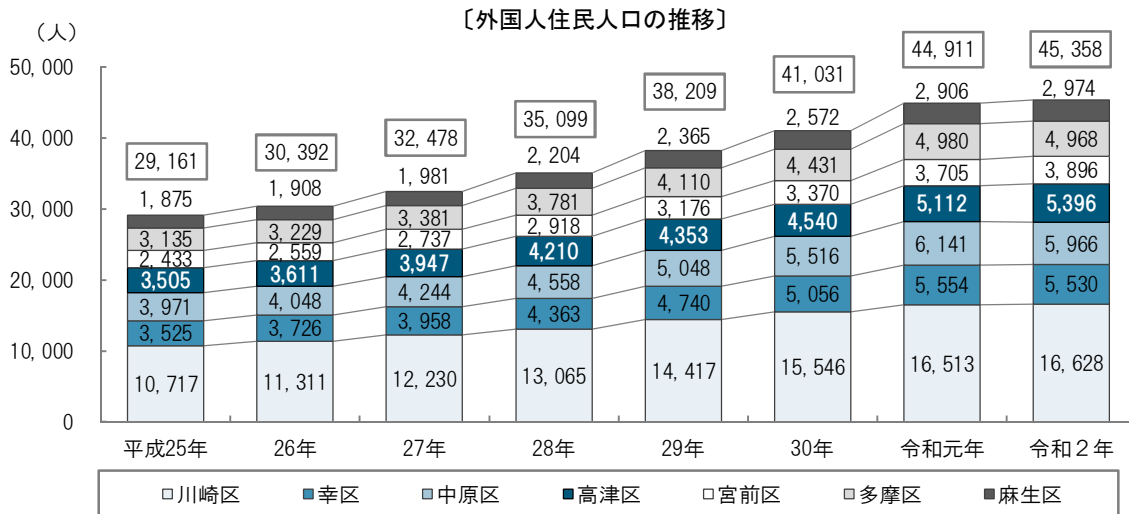


資料：川崎市統計書 ※‰(パーミル) = 千分率(1000分の1を1とする。)

⑧ 外国人住民人口の推移…年々増加を続けている

外国人住民人口*は、平成 25（2013）年以降、年々増加を続けています。平成 30（2018）年には 40,000 人を超え、令和 2（2020）年 9 月 30 日現在、45,358 人となっています。

区別に見ると、最も多いのは川崎区で、全体の 36.7%を占めています。



資料：川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」（各年9月末日現在）

ここまでのまとめ

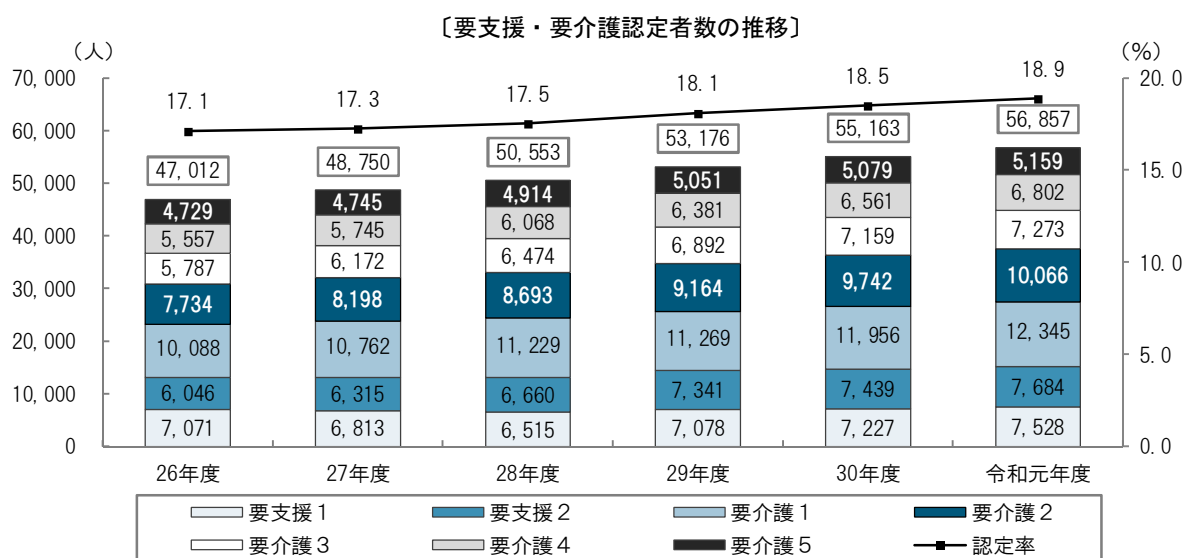
- 人口は、令和 2（2020）年 9 月現在、154.0 万人。総人口のピークは令和 12（2030）年の 158.7 万人。
- 人口ピラミッドは、「45～48 歳」が最も多く、生産年齢人口も多くなっています。
- 単身高齢世帯と高齢夫婦のみの世帯は増加しており、65 歳以上の老年人口割合も増加しています。
- 出生数・出生率はいずれも減少していますが、外国人住民人口は増加しています。

* 外国人住民人口：平成24年7月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されました。これにより、外国人も住民基本台帳法の対象となっています。

(2) 高齢者・障害者・児童に関する統計

① 要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推移…認定率は18.9%に上昇

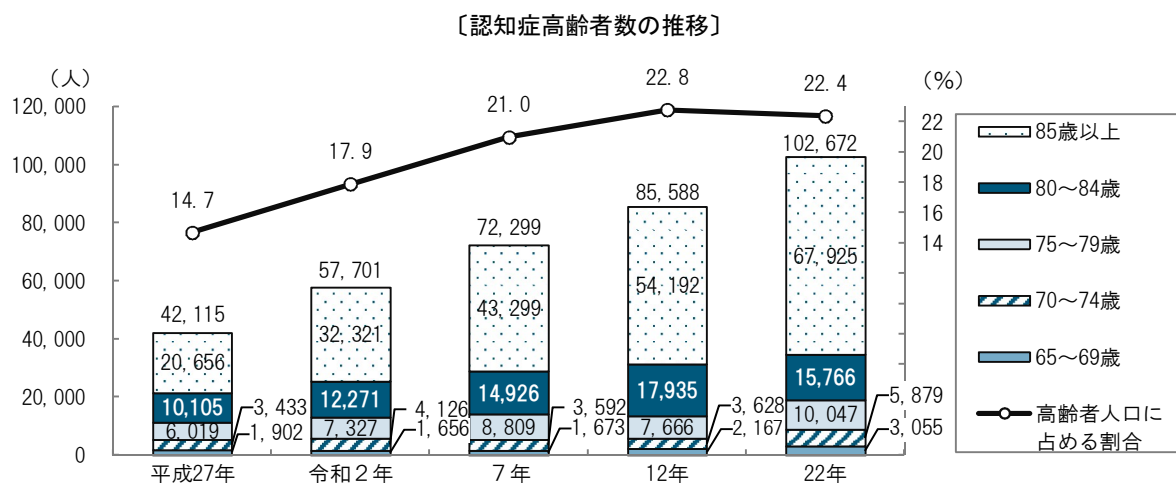
高齢化の進展とともに、要支援・要介護認定者数も増加しており、平成26(2014)年度から約10,000人増え、令和元(2019)年度は56,857人となっています。また、認定率は17.1%から18.9%に上昇しています。



資料：川崎市統計書（各年度末）

② 認知症高齢者数の推計…令和22(2040)年には約10.2万人まで増加すると想定

本市の認知症高齢者数は、今後増加を続け、令和22(2040)年には、平成27(2015)年の約2.4倍に当たる約10.2万人まで増加すると想定しています。



※資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）から作成。

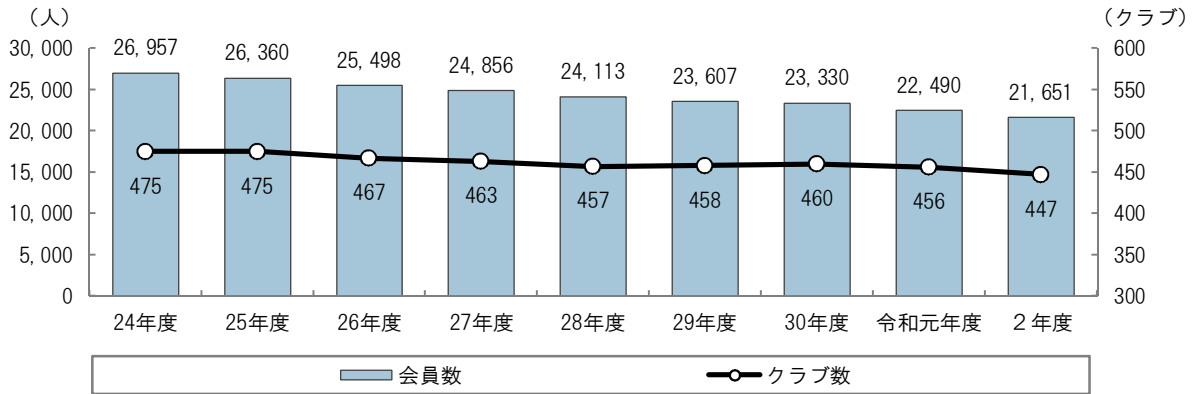
※この推計は、平成27年国勢調査をベースに、本市総務企画局が平成29年5月に公表した「川崎市総合計画第2期実行計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて算出したものです。認知症有病率に軽度認知障害（MC I）は含まれない。

③ 老人クラブの会員数等の推移…老人クラブのクラブ数、会員数ともに減少傾向

高齢者人口は増加している一方で、老人クラブのクラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。

平成24（2012）年度から28クラブ、5,306人減少し、令和2（2020）年度は447クラブ、21,651人となっています。

〔老人クラブ会員数等の推移〕

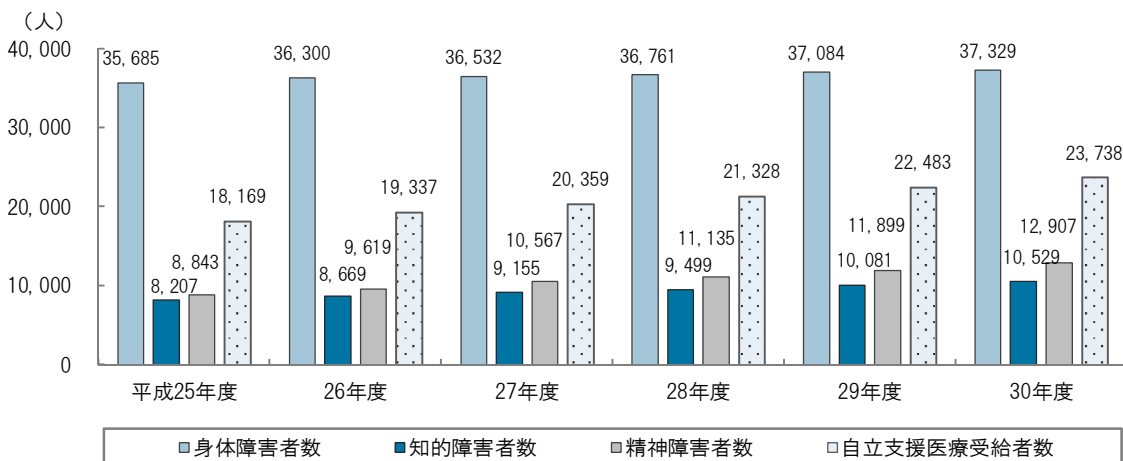


資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

④ 障害者福祉関係の統計…いずれの受給数も増加傾向

身体障害者数（身体障害者手帳所持者）、知的障害者数（療育手帳所持者）、精神障害者数（精神障害者保健福祉手帳所持者）、自立支援医療（精神通院医療）*の受給者数はいずれも増加傾向となっています。

〔障害者手帳所持者数等の推移〕

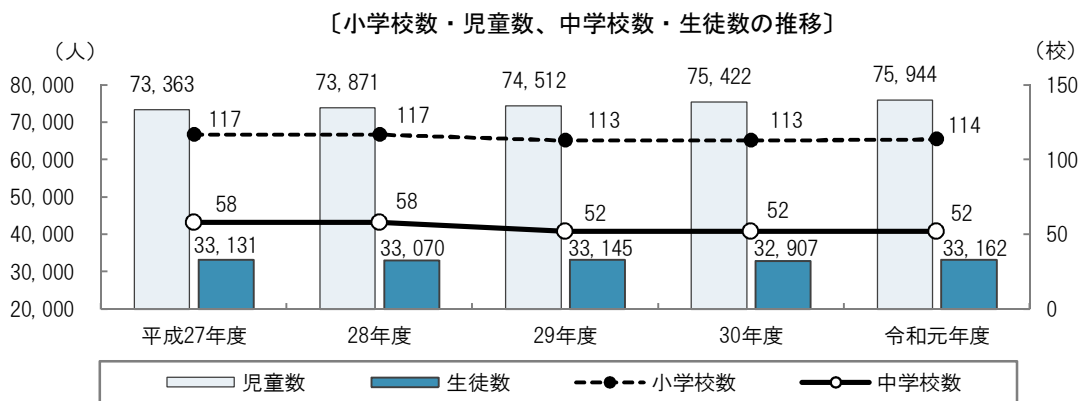


資料：川崎市統計書、自立支援医療受給者数は川崎市健康福祉年報（各年度末）
 ※知的障害者数は判定のみ受けて手帳を所持していない者も含む。

* 自立支援医療（精神通院）：精神疾患のために継続的に通院による治療を受ける場合の医療費の負担軽減を図る制度です。（ただし所得制限があります。）

⑤ 小学校数・児童数、中学校数・生徒数の推移…小学校児童数は増加傾向にあり、中学校生徒数は平成30(2018)年度より255人増加

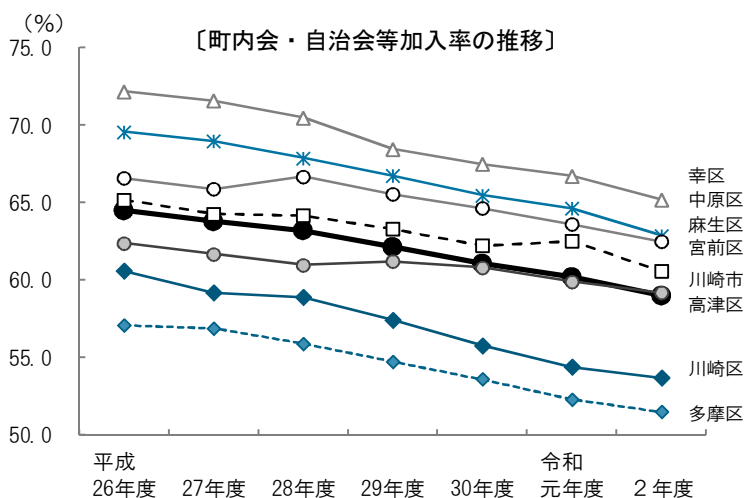
小学校児童数は増加傾向にあり、中学校生徒数は平成30(2018)年度は前年度と比べて238人減少しましたが、令和元(2019)年度は255人増加しています。



資料：川崎市統計書（各年度5月1日現在）

(3) 地域活動に関する状況等

① 町内会・自治会等加入率の推移…加入率は約6割で減少傾向



町内会・自治会等の加入率は減少傾向となっており、令和2(2020)年度は市全体で59.0%となっています。区別に見ると、幸区が65.2%で最も高く、次いで中原区が62.9%、麻生区が62.5%となっています。

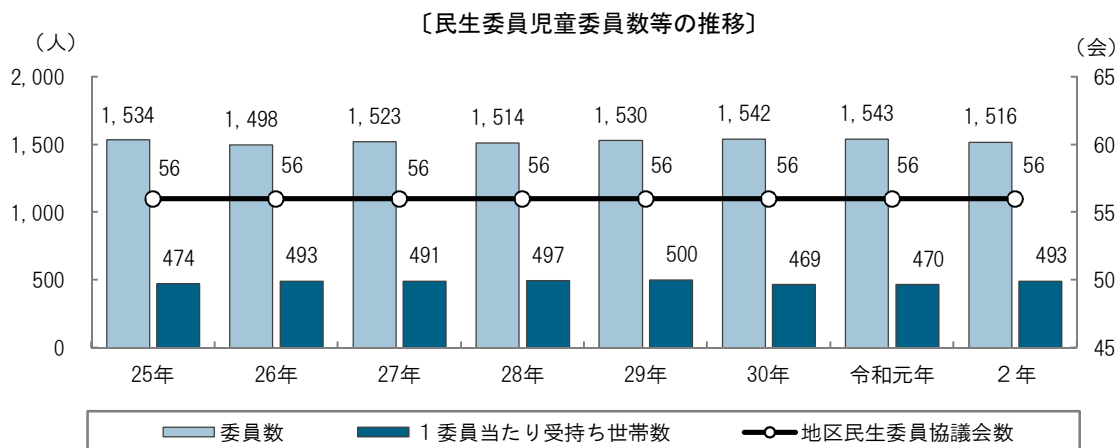
単位：%

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
川崎市	64.5	63.8	63.2	62.1	61.1	60.2	59.0
川崎区	60.6	59.2	58.9	57.4	55.8	54.4	53.7
幸区	72.2	71.6	70.5	68.5	67.5	66.7	65.2
中原区	69.6	69.0	67.9	66.8	65.5	64.6	62.9
高津区	62.4	61.7	61.0	61.2	60.8	59.9	59.2
宮前区	65.2	64.3	64.2	63.3	62.3	62.5	60.6
多摩区	57.1	56.9	55.9	54.7	53.6	52.3	51.5
麻生区	66.6	65.9	66.7	65.6	64.6	63.6	62.5

資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

② 民生委員児童委員数の推移… 1 委員当たり 493 世帯を受け持っている

人口、世帯数は増加している一方で、民生委員児童委員数は横ばいとなっています。1 委員当たりの受持ち世帯数は、令和2年（2020）年は 493 世帯となり、上昇傾向にあります。



資料：川崎市統計書（各年4月1日現在）

③ NPO法人数・かわさき市民活動センターの活動状況

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認証NPO法人数（各年度末時点）		367 法人	368 法人	366 法人
かわさき市民活動センター	施設・設備利用延べ団体数	6,349 団体	6,811 団体	6,130 団体
	施設・設備利用延べ利用者数	31,535 名	33,138 名	29,905 名

④ ボランティア振興センター等の活動状況

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ボランティア活動振興センター（区社協分を含む）	ボランティア依頼件数	514 件	574 件	880 件
	ボランティア活動コーディネーター件数	509 件	456 件	673 件
	施設・設備利用延べ利用者数	65,750 人	68,938 人	57,457 人

※ボランティア活動振興センターは、川崎市社会福祉協議会が運営する事業で、各区社会福祉協議会においても同様の事業を実施している。

⑤ 災害ボランティアセンターの活動状況

ボランティア総数	ボランティア活動件数
1,340 人	316 件

※令和元（2019）年 10 月 12 日、関東地方に上陸した令和元年東日本台風の被害を受け、本市では川崎市災害ボランティアセンターを 10 月 15 日から 11 月 24 日まで設置しました。

(4) その他の関連統計

① 令和7（2025）年の在宅療養者の状況…令和7年は7,909人分の増加見込み

令和7（2025）年の在宅医療等の必要量は21,730人分で、平成25（2013）年と比較して、7,909人分の増加が見込まれています。

区分		平成25年 (2013)①	令和7年 (2025) 在宅医療等の 必要量②	差引 [②-①]	増加率 [②/①]
川崎北部	在宅医療等	8,014	13,599	5,586	169.7%
	(再掲)訪問診療分	6,359	9,705	3,346	152.6%
川崎南部	在宅医療等	5,808	8,131	2,323	140.0%
	(再掲)訪問診療分	4,319	5,766	1,447	133.5%
川崎市全域	在宅医療等	13,822	21,730	7,909	157.2%
	(再掲)訪問診療分	10,678	15,471	4,793	144.9%

※平成25（2013）年の在宅医療等の患者数は、次の①～④の患者数の合計

- ① 療養病床の入院患者数のうち、医療区分1の患者数の70%の患者数
- ② 平成25（2013）年に在宅患者訪問診療料を算定している患者数
- ③ 平成25（2013）年の介護老人保健施設の施設サービス受給者数
- ④ 一般病床の入院患者のうち、医療資源投入量が175点未満の患者数

資料：神奈川県地域医療構想（平成28年10月）

② 児童扶養手当受給者数の推移…減少傾向にある

児童扶養手当受給者数は、減少傾向で令和元（2019）年度末では、6,077人となっており、平成27（2015）年度に比べて720人減少しています。

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	6,797	6,560	6,434	6,214	6,077

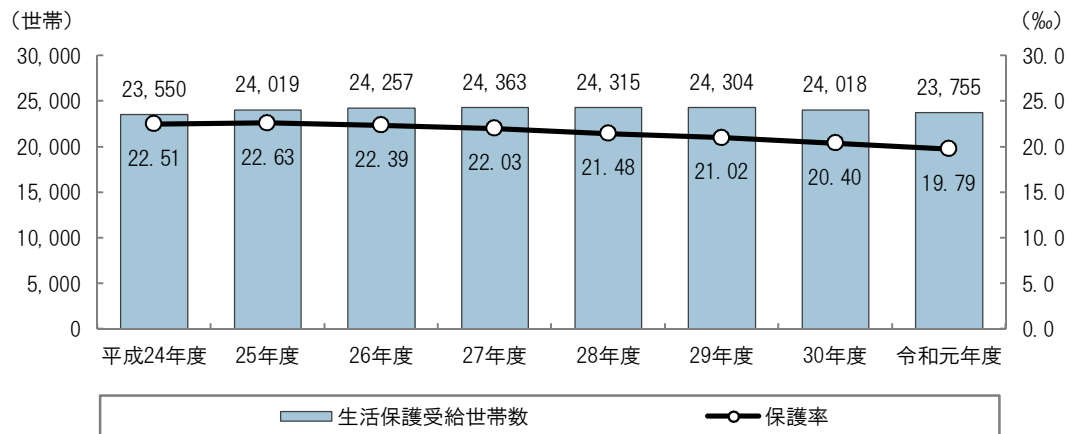
※受給者数は、各年度とも3月末日現在。

資料：こども未来局こども家庭課調べ

③ 生活保護^{*1} 受給世帯数・保護率の推移…令和元年度まで減少傾向にある

生活保護受給世帯数は平成 27（2015）年度の 24,363 世帯、保護率は平成 25（2013）年度の 22.63%をピークに減少し、令和元（2019）年度は 23,755 世帯で保護率は 19.79%となっています。

〔生活保護受給世帯数・保護率の推移〕



資料：川崎市統計書（各年度平均）、令和元年度は川崎市生活保護の動向
 （注）保護率は毎月1日現在の推計人口1,000人に対する実人員の率を月平均にしたもの。

ここまでのまとめ

- 高齢化の進展とともに、要支援・要介護認定者数は増加しており、認知症高齢者数も引き続き、増加すると想定しています。
- 老人クラブのクラブ数・会員数はいずれも減少しています。
- 身体障害者手帳所持者数、知的障害者数（療育手帳所持者）、精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数はいずれも増加しています。
- 町内会・自治会の加入率は約6割で減少傾向が続いています。
- 児童扶養手当受給者数、生活保護受給世帯数・保護率は、いずれも平成27（2015）年度以降、令和元年度まで減少しています。

^{*1} 生活保護：生活保護とは、家計を支えていた人が亡くなったり、病気やケガ、高齢や障害など何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行って、最低限度の生活の保障とともに、その自立の手助けをすることを目的とした制度です。健康で文化的な最低限度の生活を行う権利は日本国憲法に定められています。

2 川崎市における地域福祉に関する実態調査

(1) 令和元年度川崎市地域福祉実態調査

第6期計画の策定に向けて、地域福祉に関するニーズを把握し、本市における地域福祉の向上に資する計画策定に向けた基礎資料とすることを目的に、令和元（2019）年度に「令和元年度川崎市地域福祉実態調査」を実施しました。

(2) 川崎市地域福祉実態調査の対象

① 地域の生活課題に関する調査

- ア 対象者 20歳以上の男女 6,300人（各区900人を基本とした）
- イ 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- ウ 調査方法等 郵送配布・郵送回収（回収数2,224件、有効回収率35.3%）
- エ 調査時期 令和元（2019）年11月28日～12月20日

② 地域福祉活動に関する調査

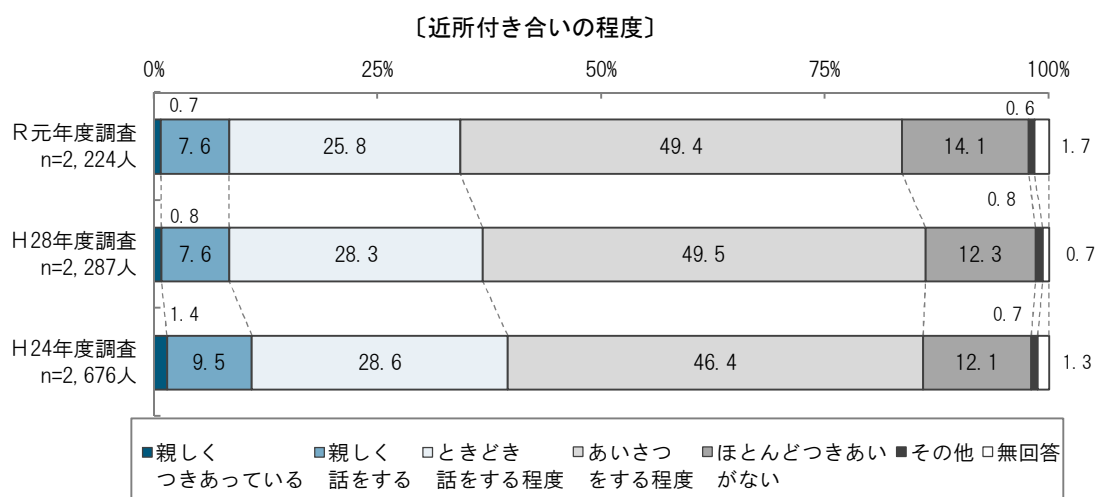
- ア 対象者 市内で地域福祉活動を行う団体等496団体
- イ 抽出方法 町内会・自治会、地区社会福祉協議会、区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉団体
- ウ 調査方法等 郵送配布・郵送回収（回収数326件、有効回収率65.7%）
- エ 調査時期 令和元（2019）年11月28日～12月20日

(3) 川崎市における地域福祉に関する意識と実態

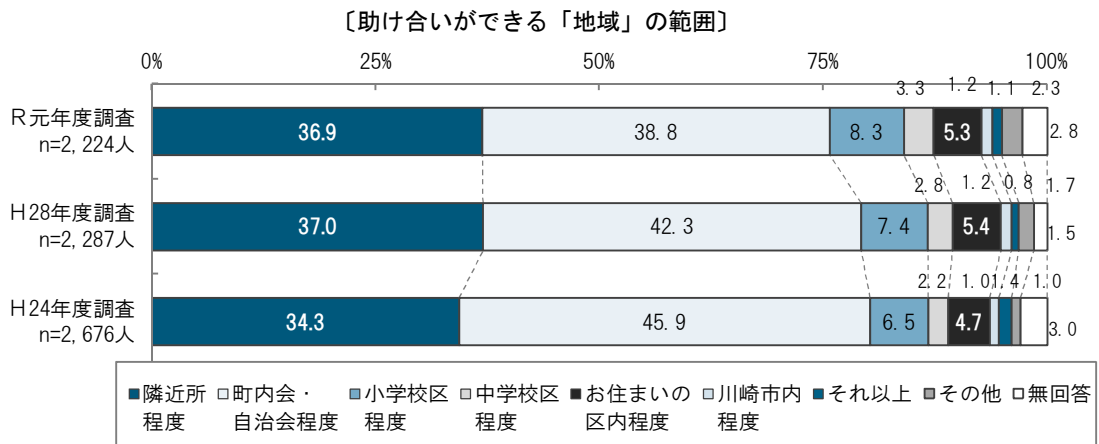
（令和元年度川崎市地域福祉実態調査による）

① 地域住民のつながりの促進…「あいさつをする程度」が約半数

- ➡ 「近所付き合いの程度」については、「あいさつをする程度」が約半数で、「ときどき話をする程度」という回答は前回調査と比較して2.5ポイント減少しています。



- ➡ 「助け合いができる「地域」の範囲」は、「町内会・自治会程度」が38.8%で最も多く、次いで、「隣近所程度」が36.9%となっています。



- ➡ 「地域において問題だと感じていること」は、「地域防犯・防災に関する問題」が35.4%で最も多く、次いで、「高齢者に関する問題」(34.4%)、「地域のつながりに関する問題」(26.2%)、「子どもに関する問題」(24.6%)となっています。

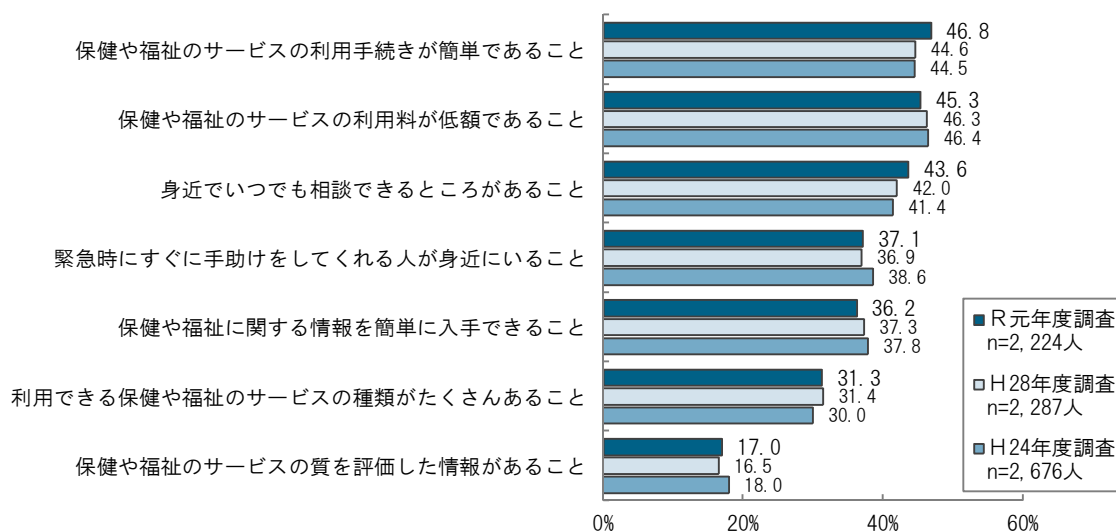
〔地域において問題だと感じていること（複数回答）〕

区分	H25年 (%)	H28年 (%)	R元年 (%)
地域防犯・防災に関する問題	37.1	34.6	35.4
高齢者に関する問題	37.0	35.7	34.4
地域のつながりに関する問題	29.2	24.4	26.2
子どもに関する問題	27.1	27.9	24.6
適切な情報が得られない、あることを知らない人がいるという問題	17.7	17.4	19.0
障害児・者に関する問題	10.6	11.5	10.2
家庭不安や心配ごとを誰にも相談できない人がいるという問題	9.0	10.5	9.8
健康づくりに関する問題	9.0	11.3	9.1
一人ひとりに必要な制度や地域活動が十分でないことが原因と考えられる問題	7.0	7.3	6.5
地域活動や団体活動を行う拠点や場所がない（足りない）という問題	6.5	5.9	6.5
その他	2.7	3.8	3.6
特に問題だと感じていることはない	20.7	23.0	22.8
無回答	4.3	3.1	4.2
回答者数	2,676	2,287	2,224

② 地域課題の解決方策について…手軽に低料金で利用できるサービスが望まれる

- ➡ 「心配ごとを解決するために必要なこと」は、「保健や福祉のサービスの利用手続きが簡単であること」が46.8%で最も多く、次いで「保健や福祉のサービスの利用料が低額であること」が45.3%、「身近でいつでも相談できるところがあること」が43.6%、「緊急時にすぐに手助けをしてくれる身近な人がいること」が37.1%、「保健や福祉に関する情報を簡単に入手できること」が36.2%、「利用できる保健や福祉サービスの種類がたくさんあること」が31.3%となっています。

〔心配ごとを解決するために必要なこと（複数回答）上位7項目〕



- ➡ 「ケアが必要になった際に、地域の人にどんな手助けをしてほしいか」については、「安否確認の見守り・声かけ」が49.1%で最も多く、次いで「災害時の手助け」、「炊事・洗濯・掃除などの家事」となっています。一方、「自分自身ではどんなことができるか」については、「安否確認の見守り・声かけ」が62.2%と最も多く、次いで「災害時の手助け」、「ちょっとした買物」となっています。

〔ケアが必要になった際に、地域の人に手助けをしてほしいこと・地域の支え合いとして自分ができること（複数回答）〕

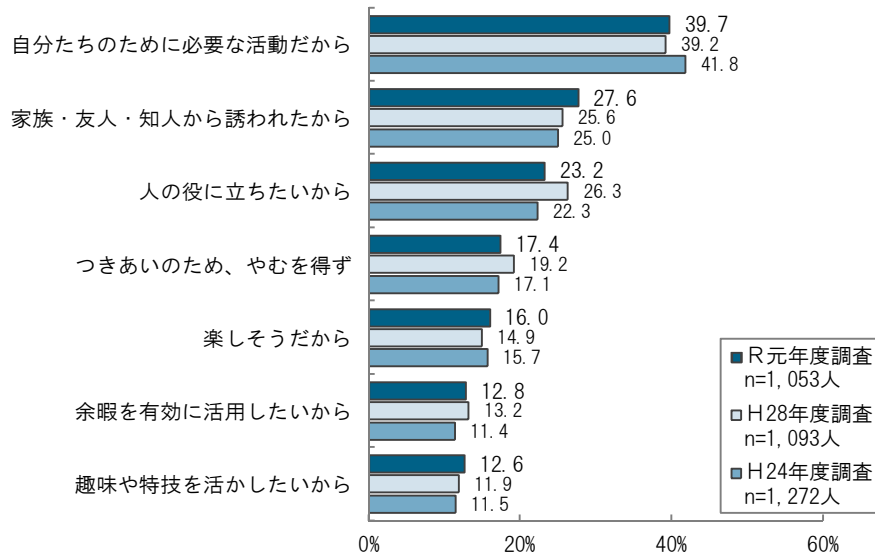
区分	地域の人にしてほしいこと		自分自身でできること	
	件数	(%)	件数	(%)
安否確認の見守り・声かけ	1091	49.1	1383	62.2
災害時の手助け	940	42.3	793	35.7
炊事・洗濯・掃除などの家事	600	27.0	156	7.0
ちょっとした買物	497	22.3	731	32.9
外出の付添い	298	13.4	211	9.5
趣味など世間話の相手	226	10.2	280	12.6
子育て・介護などの相談相手	198	8.9	415	18.7
電球交換や簡単な大工仕事	172	7.7	185	8.3
ゴミ出し・雨戸の開け閉め	168	7.6	187	8.4
子どもの預かり	117	5.3	133	6.0
草むしり、冷蔵庫内の整理	56	2.5	97	4.4
特にない	289	13.0	280	12.6
回答者数	2,224	—	2,224	—

※「その他」「無回答」を除く

③ 地域活動やボランティア活動について…「自分たちのため」が約4割で最も多い

➡ 「活動に参加した動機やきっかけは何か」については、「自分たちのために必要な活動だから」が39.7%で最も多く、次いで「家族・友人・知人から誘われたから」が27.6%、「人の役に立ちたいから」が23.2%となっています。また、「つきあいのため、やむを得ず」が17.4%となっています。

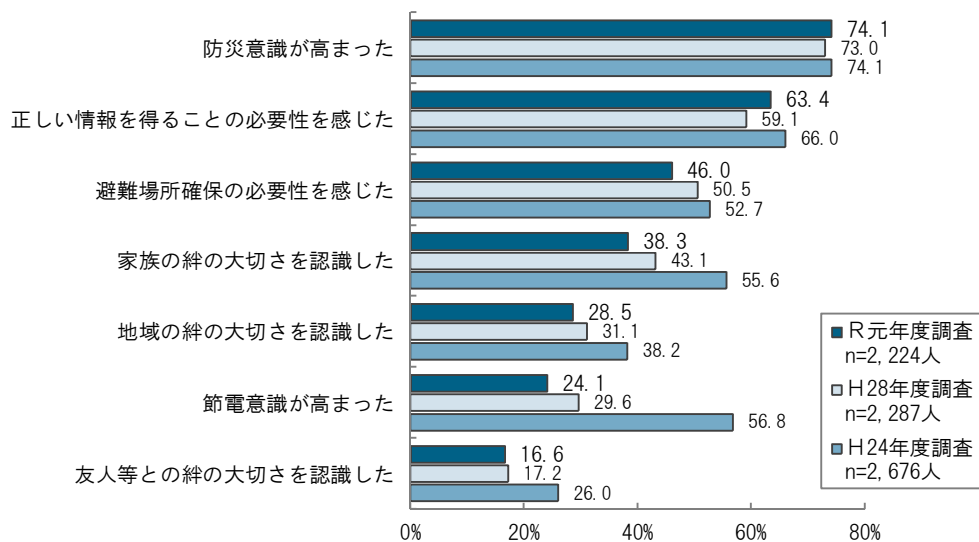
〔活動に参加した動機やきっかけ（複数回答）上位7項目〕



④ 東日本大震災後の意識の変化…防災意識の高まりから、正しい情報を求めるニーズが高まっている

➡ 「東日本大震災の後、意識に変化があったか」については、「防災意識が高まった」が74.1%で最も多く、次いで「正しい情報を得ることの必要性を感じた」が63.4%、「避難場所確保の必要性を感じた」が46.0%、「家族の絆の大切さを認識した」が38.3%、「地域の絆の大切さを認識した」が28.5%、「節電意識が高まった」が24.1%となっています。

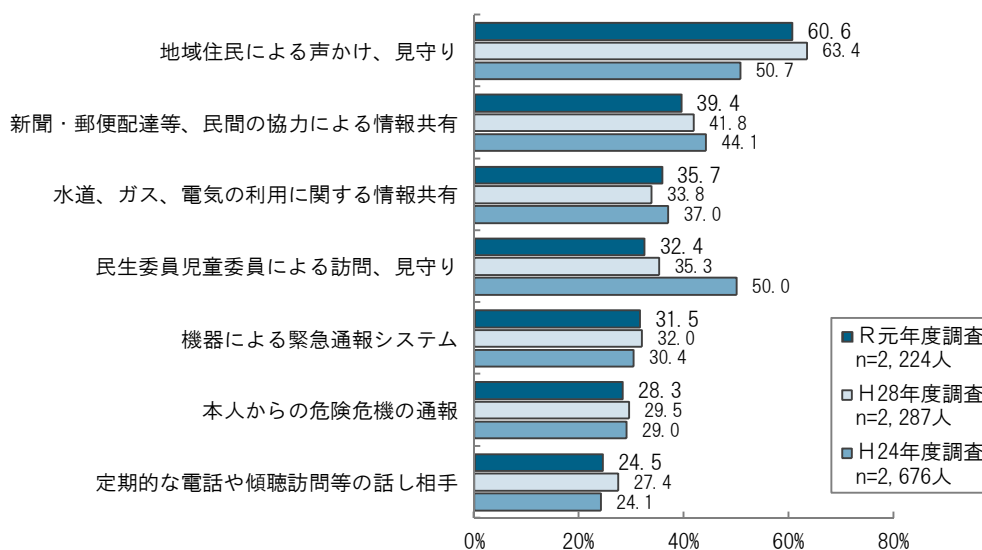
〔東日本大震災後の意識の変化（複数回答）上位7項目〕



⑤ 孤立死の問題…地域ぐるみの声かけ・見守り・情報共有が有効

- ➡ 「孤立死を防ぐために有効だと思うこと」については、「地域住民による声かけ、見守り」が60.6%で最も多く、次いで「新聞・郵便配達等、民間の協力による情報共有」が39.4%、「水道、ガス、電気の利用に関する情報共有」が35.7%、「民生委員児童委員による訪問、見守り」が32.4%、「機器による緊急通報システム」が31.5%となっています。

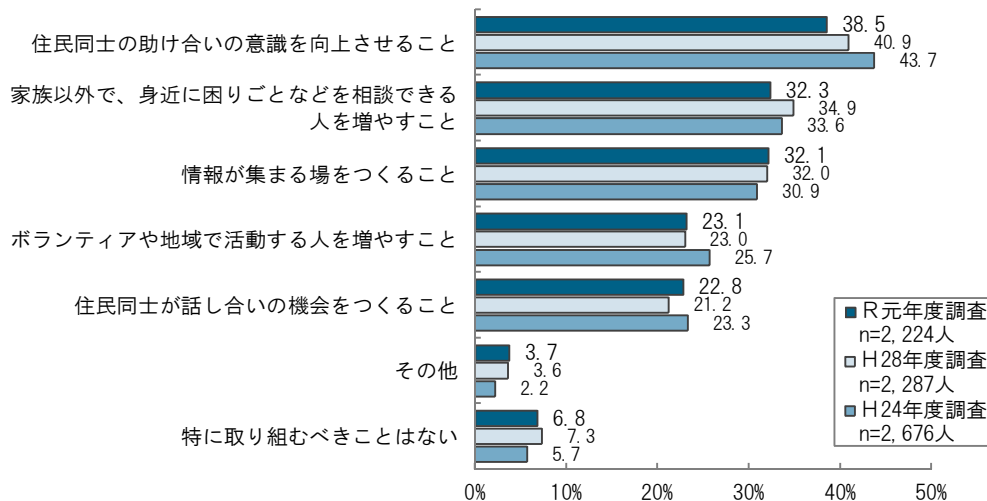
〔孤立死を防ぐために有効だと思うこと（複数回答）上位7項目〕



⑥ 今後の地域福祉の推進について…市民が取り組むべきことは、身近な住民同士の助け合い、相談できる関係づくり、行政が取り組むべきことは、福祉サービスの情報開示やサービスを利用できない人への対応

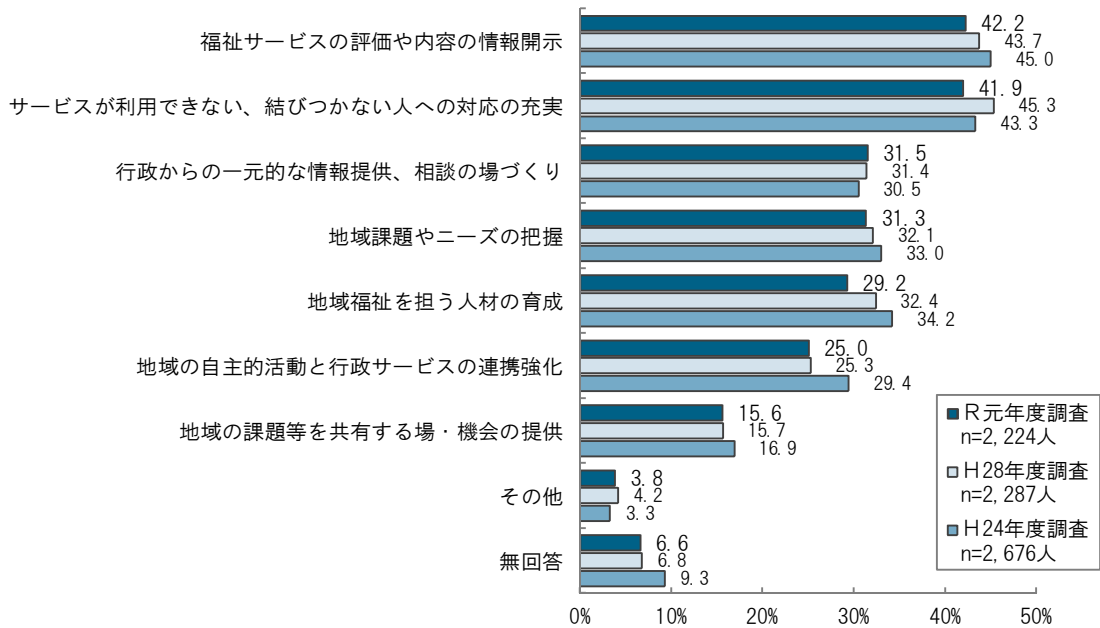
- ➡ 「市民が取り組むべきこと」としては、「住民同士の助け合いの意識を向上させること」が38.5%で最も多く、次いで「家族以外で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」が32.3%、「情報が集まる場をつくること」が32.1%、「ボランティアや地域で活動する人を増やすこと」が23.1%、「住民同士が話し合いの機会をつくること」が22.8%となっています。

〔地域福祉推進のために市民が取り組むべきこと（複数回答）※無回答は除く〕



- ➡ 「行政が取り組むべきこと」としては、「福祉サービスの評価や内容の情報開示」が42.2%で最も多く、次いで「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」が41.9%、「行政からの一元的な情報提供、相談の場づくり」が31.5%、「地域課題やニーズの把握」が31.3%、「地域福祉を担う人材の育成」が29.2%となっています。

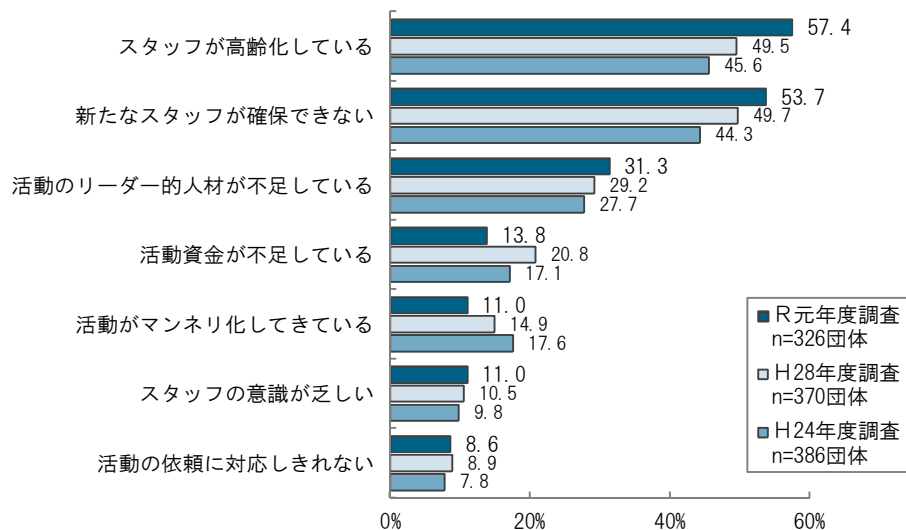
〔地域福祉推進のために行政が取り組むべきこと（複数回答）〕



⑦ 地域福祉活動をする上で困っていること…スタッフの高齢化と人材確保が課題

- ➡ 地域福祉活動団体に対する調査において、団体が活動する上で困っていることは、「スタッフが高齢化している」「新たなスタッフが確保できない」「活動のリーダー的人材が不足している」などが上位にあげられています。

〔地域福祉活動団体が、活動を行う中で困っていること（複数回答）上位7項目〕



ここまでのまとめ

- 近所付き合いの程度は、あいさつをする程度が約半数で、助け合いができる地域の範囲は、町内会・自治会程度との回答が最も多くなっています。
- 地域の問題と感じていることは、地域防犯・防災に関することが最も多く、高齢者に関すること、地域のつながりの順になっています。
- ボランティア活動に参加したきっかけは、自分たちのためとの回答が最も多くなっています。
- 東日本大震災後の防災意識の高まりから、正しい情報を求めるニーズが高まっています。
- 市民が取り組むべきことは、身近な住民同士の助け合い、相談できる関係づくり、行政が取り組むべきことは、福祉サービスの情報開示やサービスを利用できない人への対応があげられています。
- 地域福祉活動を行う上で、スタッフの高齢化と人材確保が課題となっており、その割合は増加しています。

3 本市における地域福祉を取り巻く動向や関連する取組

(1) 地域共生社会の実現に向けた動向

わが国においては、これまで公的な福祉サービスが、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展を図ってきました。しかしながら、各種制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、制度から漏れてしまう生活課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って新たな対応が求められています。

こうした中で、平成28(2016)年6月に、誰もが生きがいを感じられる全員参加型の社会を創ることをめざして、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「**地域共生社会**」の実現が掲げられました。

また、平成29(2017)年度、令和2(2020)年度の2回にわたる社会福祉法改正の中で、地域共生社会の実現に向けて、まちづくりや地方創生などの取組との連携が打ち出され、包括的な支援体制の整備として、①本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援としての「断らない相談」、②狭間のニーズに対応できるように、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」、③地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うことが求められています。

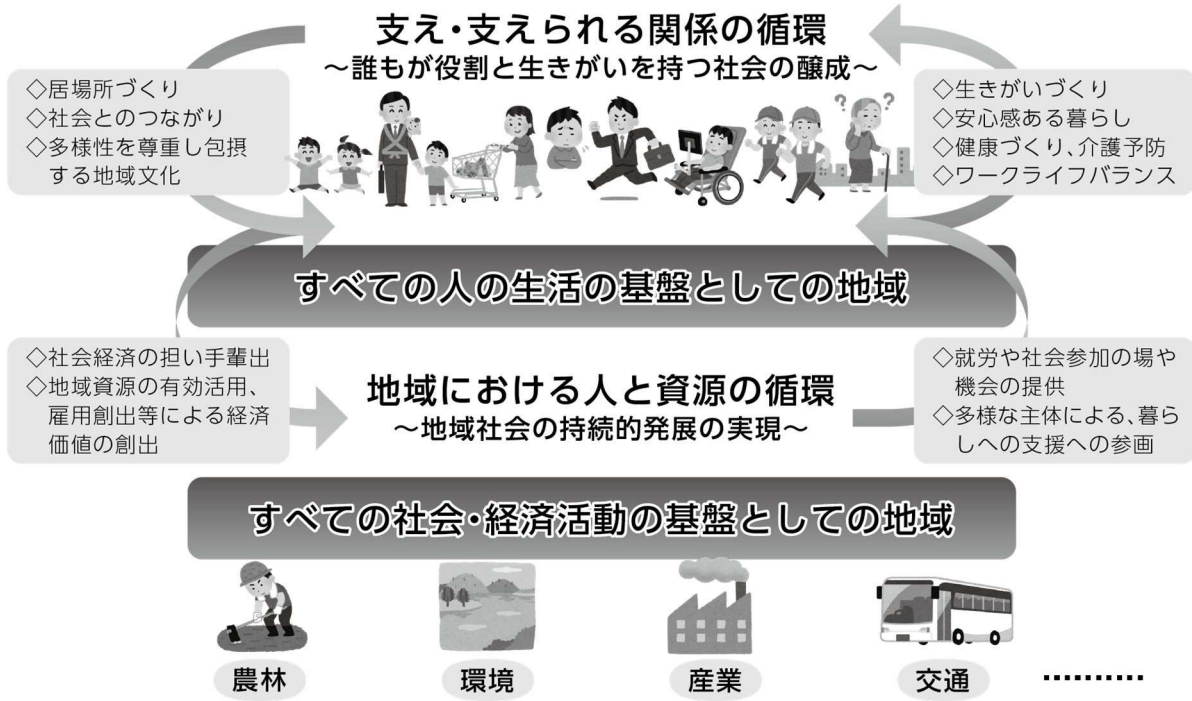
本市においては、これに先駆けて、「推進ビジョン」を策定し、平成28(2016)年4月に、区役所内に、「地域みまもり支援センター」を設置し、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を図り、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能を充実し、連携を強化するとともに、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、こども家庭センター、地域子育て支援センターなどの専門相談支援機関等をはじめとした地域における多様な主体との円滑な連携の推進をめざしてきました。

さらに、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域みまもり支援センターでの取組とともに、市内の保健・医療・福祉分野だけでなく、産業、教育分野などの多様な関係機関による顔の見える関係づくりを主体的に進めるための協議の場として、「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」を設置し、民間企業を含めた多様な主体による連携の仕組みづくりを進めており、これらの取組により、包括的な支援体制づくりを推進します。

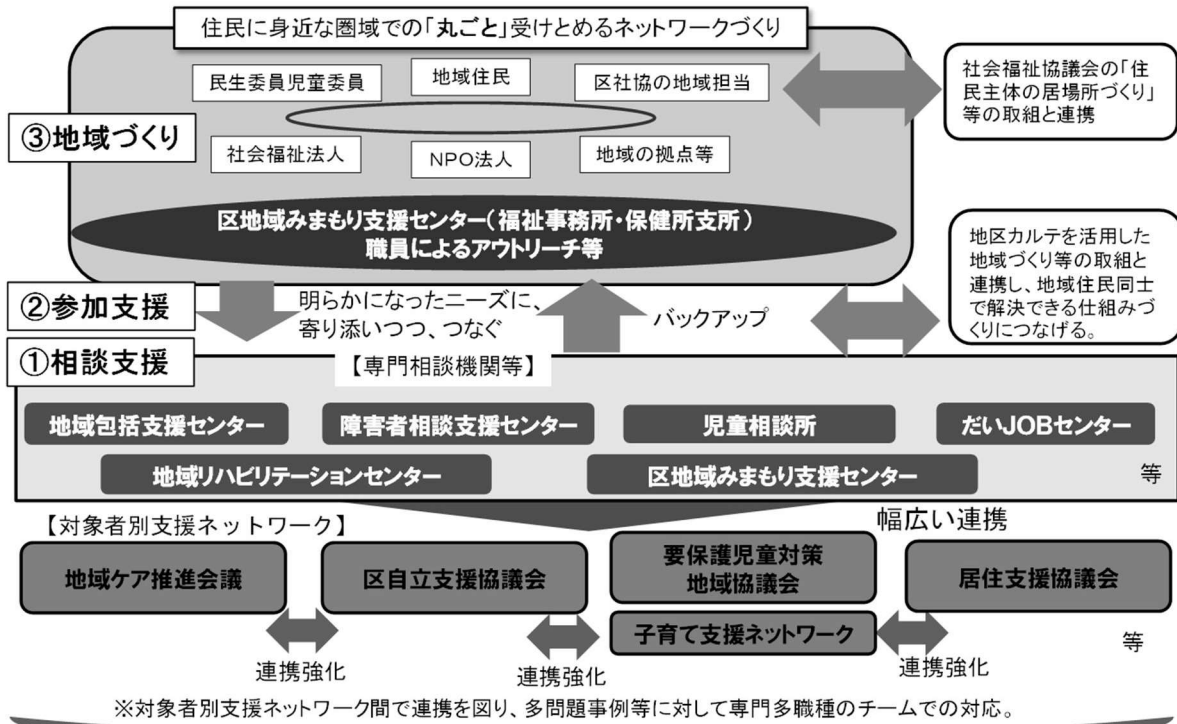
また、新型コロナウイルス感染症に伴う地域活動の新たな課題については、動向を見極めながら適切に対応していきます(40頁参照)。

【地域共生社会の実現に向けて】

◆制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方



【本市における包括的支援体制について】



川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会

(2) 再犯防止に向けた取組～川崎市再犯防止推進計画～

平成28(2016)年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、当該地域における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

そこで、本市では、犯罪をした人等に限らず、すべての市民が、地域社会において孤立することなく、地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図るため、令和2(2020)年2月に「川崎市再犯防止推進計画」を策定しました。

犯罪をした人等の中には生きづらさを抱え、社会の中で孤立している人や刑務所等出所時に住居・就労が決まらず地域社会で様々な課題を抱えている人が多く存在しており、こうした人へ早い段階で適切な制度やサービスを活用することにより安定した生活を支援する必要があります。横浜保護観察所や、市内で更生保護活動を行っている川崎市保護司会協議会、更生保護女性連絡協議会等との連携を図りながら、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を進めます。

この再犯防止推進計画では、こうした再犯防止固有の取組と、既存の市民生活の生活環境を整えていくための取組との連携により、再犯の防止を推進するに留まらず、全ての地域住民を対象として、誰もが罪を犯すことがなく、加害者も被害者も存在しない、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会の実現をめざしています。

【川崎市再犯防止推進計画の基本方針】

基本方針1：国・県・民間の関係機関・団体との緊密な連携協力を確保し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組みます。

基本方針2：国及び県との適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない指導及び支援を実施します。

基本方針3：犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした人等が犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組みます。

基本方針4：犯罪等の実態を踏まえ、民間の関係機関・団体その他の関係者から意見聴取をするなどして、社会情勢等に応じた再犯防止に取り組みます。

基本方針5：再犯防止の取組を広報することなどにより、広く市民の関心と理解を醸成します。

市は、上記の5つの基本方針を踏まえて、再犯防止推進法に基づき、次の5項目を重点項目として取り組みます。

5つの重点項目

1. 就労・住居の確保
2. 保健医療・福祉サービスの利用の促進
3. 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施
4. 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進
5. 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

(3) 災害福祉に関する取組

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災では、障害者の死亡率（1.43%）は住民全体の死亡率（0.78%）の約 2 倍、死者数のうち 6 割が 65 歳以上の高齢者であり、また、避難生活の長期化による生活機能の低下や要介護度の重度化等の二次被害が生じました。平成 28（2016）年 4 月の熊本地震では地震による直接死が 50 人、災害関連死が 218 人で、そのうち 9 割が 60 歳以上であるなど、二次被害の延長で発生する災害関連死の問題が顕在化しました。このような避難生活の長期化による二次被害を防止し、生活機能確保の支援を緊急的に行うのが災害時に提供される「災害福祉」の取組です。

令和元年東日本台風では本市が被災地となり、これを契機として、これまでの地震を基本とした本市災害対策の防災訓練等を見直す転機としました。この台風では、福祉施設の被災状況の把握手法や、「要援護者避難支援制度」が多くの地域で実施されなかったこと、高齢者や障害者等の要配慮者専用スペースを設けた避難所が半数に満たなかったこと等、いくつかの課題が浮き彫りになりました。

このような災害時における課題や経験に加え、地域との関わりを望まない傾向のある高齢者・障害者等へのアプローチや、避難所における新型コロナウイルス感染症対策等、対応すべき新たな課題も生じています。

こうした課題を踏まえ、避難所生活の長期化による生活機能の低下や要介護度の重度化、その延長で発生する災害関連死への対応により、災害関連被害の拡大を抑制し、防ぎ得る災害関連死を減らすこと、平時の生活において福祉サービス・医療的ケアを必要としている人に、災害時においてもできる限りの支援を確保すること、医療・保健・福祉の一体的アプローチ体制を整備し、時間とともに変化する被災者・避難者のニーズを把握し的確に対応することなどが必要になります。本市では、「備える」「避難する」「避難生活」のすべての場面で、家族、支援者、事業者、地域団体、企業、行政等の連携による支援体制の構築を進めます。

災害ボランティアセンター

本市、川崎市社会福祉協議会及びかわさき市民活動センターは、「川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書」を締結しています。令和元年東日本台風においては、多くの被災者への支援が必要となったことから、この協定に基づき初めて災害ボランティアセンターを設置し、被災された方々の相談窓口となるとともに、災害ボランティアの派遣調整や個人家屋の片付けや清掃などの支援を行いました。

平常時においては、市総合防災訓練における設置・運営の訓練実施や、イベント等での啓発活動、関係機関や地域団体を対象とした研修会の実施などにより、災害時における被災者支援の体制整備を進めています。

※設置期間（令和元（2019）年 10 月 15 日から 11 月 24 日まで）の実績値
ボランティア参加延べ 1,340 人、ボランティア活動件数 316 件

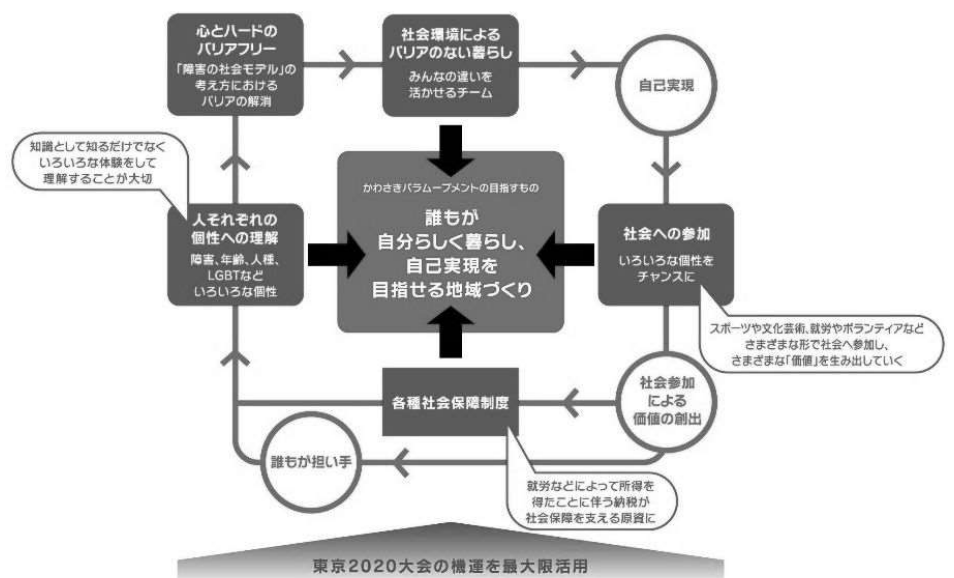
(4) かわさきパラムーブメントの取組

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、多様性（ダイバーシティ）と社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の象徴としてのパラリンピックに重点を置いた取組を計画的に推進していくことを目的に、平成 28（2016）年 3月に「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」を策定しました。

「かわさきパラムーブメント」においては、一人ひとりが尊重され、能力を発揮することができる環境づくりを進め、誰もが自分らしく暮らし自己実現をめざせる地域づくりをめざすものとし、障害のある人をはじめとした、いわゆる社会的マイノリティが生き生きと暮らす上での障壁となっている、私たちの意識や社会環境のバリアを取り除くことや新しい技術で課題に立ち向かい、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念としています。

めざすべきものの実現に向けて、取組により未来へ遺していくものを「レガシー」とし、「多様性（ダイバーシティ）と社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）に関するレガシー」と「川崎のブランド力向上に関するレガシー」の2つに大別された、計9つのレガシーの形成に向けた取組を推進しています。

【概念イメージ（障害のある人もない人もすべて対象）】

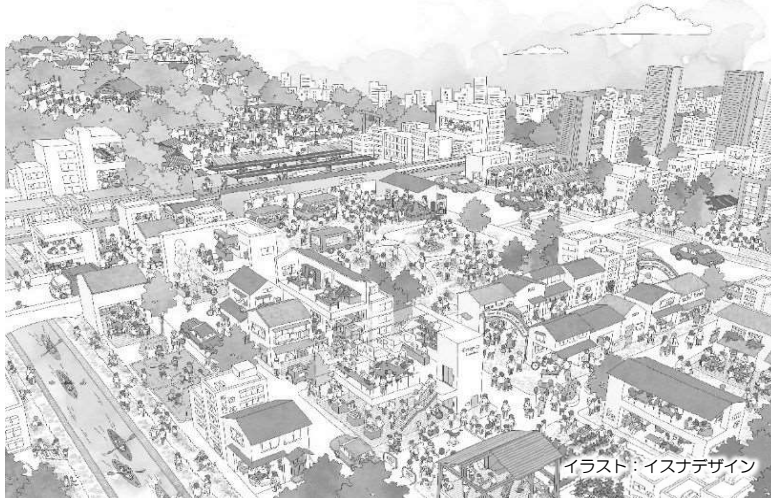


(5) これからのコミュニティ施策

少子高齢化や人口減少など、今後予想される社会環境の変化を見据え、市民一人ひとりが多様なつながりをつくり、自分らしく幸せに暮らせる地域社会である「希望のシナリオ」の実現をめざして、平成 31（2019）年 3月に、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方（以下「基本的考え方」という。）」を策定しました。

「基本的考え方」では、新しい概念として「市民創発」型のまちづくりを掲げています。「市民創発」とは、「様々な個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出すること」と定義し、単なる足し算ではなく掛け算、それ以上の創出をめざすものです。本市では、自治の基本を定める自治基本条例を策定し、情報共有、参加、協働という自治運営の基本原則に基づく様々な施策を展開してきましたが、これまでの取組に、新たに「市民創発」という考え方を共有することで、より複雑化する地域課題に対して的確に対応していきます。

具体的には、市民、町内会・自治会、市民活動団体、企業、行政等の多様な主体が連携しながら、小学校区などの地域レベルで、誰もが気軽に集え、多様なつながりを育む地域の居場所である「まちのひろば」を創出するとともに、区域レベルのプラットフォームとして、「まちのひろば」の支援等を行う「ソーシャルデザインセンター」の創出など、「希望のシナリオ」の実現に向け、総合的に施策を推進します。



地域に広がる「まちのひろば」～「希望のシナリオ」のイメージ～

(6) SDGs（持続可能な開発目標）の取組

本市では、平成31（2019）年2月に「川崎市持続可能な開発目標（SDGs*）推進方針」を策定し、全庁が一丸となって、SDGsのゴールの達成に向けた取組を進めてきました。また、令和元（2019）年7月には「SDGs未来都市」に選定され、SDGsの達成に向けて、市民、企業、団体等の多様なステークホルダーと連携・協働し、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちかわさき」をめざした取組を推進しています。

このような本市のSDGsに関する取組状況を踏まえ、本計画に位置付けられた事務事業を実施するにあたっては、以下のSDGsのゴールの達成に寄与することを念頭に置きながら、地域福祉の推進を図ります。



*SDGs：「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な生活を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成されています。

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた 今後の地域活動について】

新型コロナウイルス感染症によって、市民の間には様々な不安が広がり、これまでのような地域活動が展開しにくい状況が存在します。

本計画に位置付けられている様々な取組においては、相談や交流の場づくりなど、「顔の見える関係づくり」が重要といえます。一方で、「新しい生活様式」の下では、地域活動においても、3密（密閉、密集、密接）を避ける、ソーシャルディスタンスの確保など、対面や人が集まるような活動を控えることも考えなければなりません。

この相反する課題のもと、どのように地域福祉を推進していけばよいでしょうか？

これには、直ちに正解が得られるものではありませんが、次のような工夫した事例なども報告されています。

- * 高齢者の通いの場を提供していたボランティア団体が緊急事態宣言により通いの場を休止せざるをえなくなった。その代わりに、スタッフが手分けをして参加者に**定期的に電話し、おしゃべりをしながら近況を伺ったことで、見守りの機能としての「つながり」を保つことができた。**
- * テレワークや在宅勤務の普及によって、これまで地域活動にあまり関心のなかった世代が地元で過ごす時間が長くなったことから、地元の店舗を利用したり、**地域の魅力を再発見することで、地域活動に取り組む気持ちが芽生えた。**

これらの事例は、感染拡大防止への対応に模索し始めた令和2（2020）年度中のものでありますが、今後も新しい視点・発想による、「新しい生活様式」の下での「新しい地域活動」を市民の方々と一緒に作りあげていきたいと考えています。

※ 新型コロナウイルス感染症等の感染症については、川崎市及び厚生労働省のホームページで最新の情報を把握するよう心掛けてください。

**地域福祉の推進に向けた
今後の取組の方向性**

第3章

1 令和7（2025）年を見据えためざすべき姿

（1）地域福祉とは

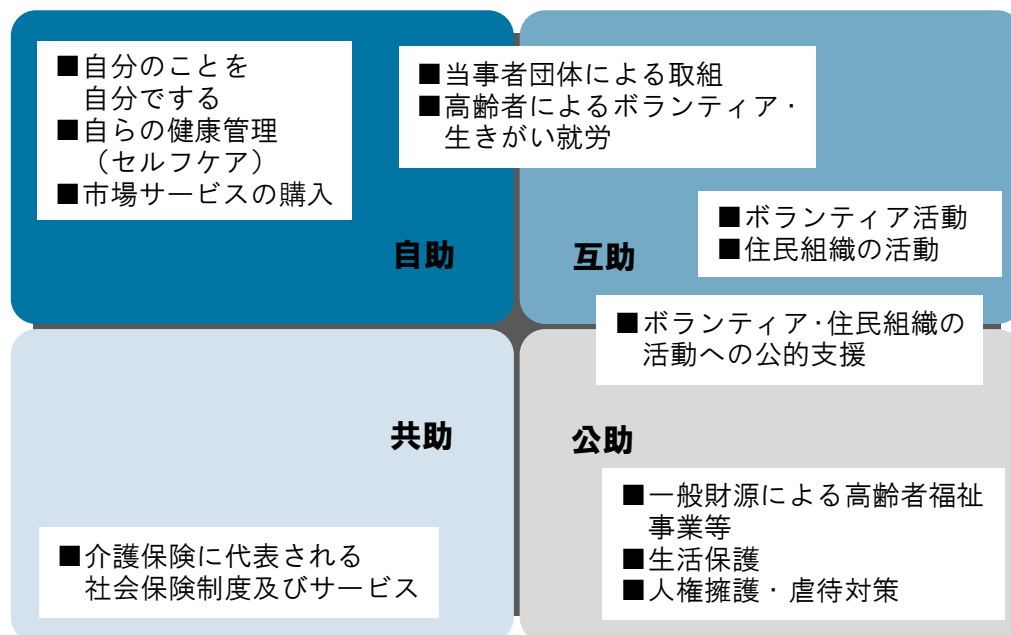
社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは自分以外の人から援助や支援を得て、問題を解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「**住み慣れた地域社会の中で、家族、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと**」とされています。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

【「自助・互助・共助・公助」の関係性】



出典：厚生労働省地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(3) 令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約31万人（令和元（2019）年10月1日現在）ですが、令和7（2025）年には34万人まで増加することが見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者については、16万8千人から、令和7（2025）年には20万5千人まで増加することが見込まれます。

さらに、人口動態と関連して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者の増加など、地域社会が変容していくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、令和7（2025）年を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けて、各関連の行政計画において具体的な取組を進めています。それにあたり、令和7（2025）年に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざす姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安心・安全」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」という取組ごとに整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内の取組を進め、大枠として、令和7（2025）年の目標に向けて取組を推進します。

【令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と令和7（2025）年に向けて 想定される課題	令和7（2025）年に向けて 地域福祉のめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。 ○人口構成や住環境、地域でのつながりなどについて、市内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況になりつつある。 ○単身世帯・夫婦のみ世帯・ひとり親世帯・孤立している子育て世帯・介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という市民の意識が薄まり、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっているとともに、多世代の地域活動も多くみられている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、各地域の課題解決に向けた支援を行うことで、基本的な役割を担っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結びつかない人を地域の中で気にかけて、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談できる環境が作られている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者避難支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安心・安全が広がっている。
健康・予防	<ul style="list-style-type: none"> ○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化、世帯人員の減少などによって、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進されて、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現できる環境が広がっている。
次世代育成	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもや若者の地域への愛着が育まれている。
社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や病気への市民の理解が進み、ともに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。

	現状の課題と令和7（2025）年に向けて 想定される課題	令和7（2025）年に向けて 地域福祉のめざす姿
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

2 第6期計画期間における施策の方向性

(1) 第5期計画の取組状況と第6期計画に向けた課題

(第5期計画期間：平成30(2018)～令和2(2020)年度)

第5期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と、次期計画への課題について、次のページ以降で整理を行い、第6期計画策定につなげます。

第5期計画

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

【基本目標】

- (1) 住民が主役の地域づくり
- (2) 住民本位の福祉サービスの提供
- (3) 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- (4) 連携のとれた施策・活動の推進

第6期計画への課題

【基本目標1】住民が主役の地域づくり

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること

【基本目標2】住民本位の福祉サービスの提供

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を策定し、周知を図ること

【基本目標3】支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要援護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来の取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつながられる連動した仕組みづくりを進めること

【基本目標4】連携のとれた施策・活動の推進

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種連携を進めること
- 地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

第5期計画における主な取組

基本目標1 住民が主役の地域づくり

○健康・いきがいづくりに向けて、運動の普及や食生活の改善を図るためのボランティア等を各区で養成するとともに、介護予防の推進に向けて、「いこい元気広場」などの取組が進められています。

- ・いこい元気広場事業

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	2,317回	2,346回	2,097回
延べ参加者数	20,395人	21,872人	21,821人

○市民活動の推進に向けて、ボランティア活動振興センターやかわさき市民活動センターにおいて、ボランティア等のコーディネートを進め、活動への参加につなげています。

- ・ボランティア活動振興センター

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
コーディネート件数	102件	82件	111件

○総合福祉センターや福祉パル等は、令和元年度は令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少したものの、引き続き地域福祉推進拠点として活用されています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総合福祉センターの運営（利用率）	72.3%	70.9%	64.1%
福祉パルの運営（研修室利用率）	56.3%	58.6%	53.6%
いきいきセンターの運営（利用者数）	268,616人	264,046人	239,479人
いこいの家の運営（利用者数）	603,899人	611,089人	557,140人

【第6期計画に向けた課題】

- 市民一人ひとりが健康づくりや介護予防に積極的に取り組み、社会参加等を通じて、つながりや健康を維持していけるよう、地域ぐるみの働きかけが必要です。
- 地縁組織の主体的な取組に加え、地域と社会福祉施設・企業・NPO等との協働により、市民意識の醸成を図りながら、市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくことが必要です。
- 地域福祉の推進に向けて、地域における活動と、活動の場づくりに向けた一層の検討が必要です。

基本目標2 住民本位の福祉サービスの提供

○包括的な相談支援ネットワークの充実に向けて、「推進ビジョン」のもと、高齢・障害・児童の様々な相談機関において、サービスの質の向上が図られ、多様化・複雑化する課題の解決に向けて地域リハビリテーション体制の構築に向けて取り組み、相互の連携も進んでいます。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地域包括支援センター（支援件数）	138,163件	144,481件	151,487件
障害者相談支援センター（支援件数）	84,831件	83,638件	79,833件

○幅広く福祉の仕事について知ってもらい、福祉現場での人材確保が進むとともに、研修等を通じて、資質の向上や職場への定着が進んでいます。

- ・人材開発研修センターによる介護人材等育成研修

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
研修実施回数	47回	46回	41回

- ・介護の仕事に就くための就職相談会 ※H29は保育分野の就職相談会と合同開催

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談会参加者数	290人※	124回	171回

基本目標2 住民本位の福祉サービスの提供

○認知症や知的・精神障害等により判断能力が不十分な方に対する成年後見制度等の普及・利用支援等、権利擁護の取組が進められています。

- ・あんしんセンター運営の支援

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
日常生活自立支援事業（金銭管理）	465 人	458 人	483 人
法人後見受任件数	37 件	46 件	47 件

- ・市長申立件数

申立件数（高齢者）	70 件	84 件	69 件
申立件数（知的・精神障害）	11 件	13 件	11 件

【第6期計画に向けた課題】

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について、隙間なく、包括的に相談対応が図られるよう、連携を一層進めていくことが必要です。
- 福祉人材の確保に向けて、幅広く福祉の仕事について知ってもらうための一層の取組を進めるとともに、多様な働き方による人材の確保に向けた一層の検討が必要です。
- 国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の利用促進のため、川崎市においても成年後見制度に関する基本計画を策定し、更なる制度の周知を図り、裾野を拡げていく必要があります。

基本目標3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

○災害時の支援の仕組みづくりに向けて、要援護者の登録制度の普及や、二次避難所の円滑な運営に向けた取組を進めています。

- ・災害時要援護者避難支援制度

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録者数	5,935 人	5,651 人	5,434 人

- ・二次避難所の運営体制の整備

進捗状況	202 施設	202 施設	202 施設
------	--------	--------	--------

○一人暮らし高齢者をはじめとした要援護者の見守りが、民生委員や事業者等の協力により、広がっています。

- ・ひとり暮らし等高齢者見守り事業（介護保険サービス等を受けていない 75 歳に到達した方と住所変更した 76 歳以上の方でひとり暮らし又は高齢世帯（3 年に一度；75 歳以上のひとり暮らし又は高齢世帯）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
調査対象者数	51,850 人 （全数調査）	8,128 人 （差分調査）	8,452 人 （差分調査）

- ・川崎市地域見守りネットワーク事業

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
協力事業者数	57 団体	62 団体	62 団体
連絡報告数	40 件	22 件	34 件

○虐待への適切な対応に向けて、これまでの取組を着実に推進し、普及啓発をはじめ、人材育成など、相談機能の充実が図られています。

○生活困窮者への自立支援に向けた取組が進められています。

- ・生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新規相談者数	1,322 人	1,325 人	1,419 人

【第6期計画に向けた課題】

- 災害時の支援に向けて、防災訓練等を通じて、多様な主体による連携のとれた仕組みづくりについて、一層の検討を進めていくことが必要です。
- 要援護者の日常の見守りについて、多様な主体が連携し、市民が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるような取組を推進していくことが必要です。
- 生活困窮など、従来の取組では把握することが難しい対象者に気づき、地域で日常的に見守り、支援につなげられる連動した仕組みづくりの一層の推進が必要で。

基本目標4 連携のとれた施策・活動の推進

- 医療と介護の連携による在宅医療の推進や、妊婦・乳幼児健康診査などを通じて、専門多職種の連携が進み、保健・医療・福祉の連携が図られています。

- ・在宅医療チームリーダー研修

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
研修受講者数	155人	159人	延期

- 地域包括ケアシステム構築に向けた多様な主体の連携をする「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」の取組を着実に推進し、顔の見える関係づくりが進んでいます。

- ・地域包括ケアシステム連絡協議会

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催回数	3回	2回	2回
参画団体数等	22団体	88団体	100団体

- 地域みまもり支援センターを中心に、**地区カルテ***を活用して個別支援、地域支援、地域づくりを相互に関連させながら、地域マネジメントの取組を進めています。

【第6期計画に向けた課題】

- 市民が安全安心だと感じられるまちづくりに向けて、保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるように、専門多職種の連携を進めることが重要となっています。
- 地域の中で支え合う取組を一層推進していくために、地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組みづくりを推進する必要があります。

*地区カルテとは

身近な地域ごとの、人口をはじめとした基礎的な統計情報を示し、地域の特徴や地域活動情報等をまとめたものです。住民の皆様や関係機関・関係団体等との話し合いやヒアリング等を通じて地域課題を共有し、解決に向けた取組や地域の将来などを共に考えるきっかけとして活用していただきたいと考えています。

市ホームページでは、区ごとの地区カルテを公開していますので、是非、ご覧ください。

川崎市 地区カルテ

検索



(2) 計画の基本理念・目標

第6期計画では、第5期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第5期計画を踏襲し「**市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～**」とします。

さらに、基本目標は①「住民が主役の地域づくり」、②「住民本位の福祉サービスの提供」、③「支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり」、④「連携のとれた施策・活動の推進」の4つを継続し、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

基本理念

**市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～**

基本目標

- 1 住民が主役の地域づくり
- 2 住民本位の福祉サービスの提供
- 3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- 4 連携のとれた施策・活動の推進

1 住民が主役の地域づくり

地域で暮らす人々が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人のつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりが重要となっています。そのため、健康・生きがいつくりや、地域福祉の担い手づくり、活動・交流の場づくりを進め、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりをめざします。

2 住民本位の福祉サービスの提供

何らかのケアが必要となった際に、保健・福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせる利用することが必要と考えられます。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスを着実に提供していきます。さらに、地域包括ケアに関する情報提供や、相談支援のネットワークの包括化、サービスの質の向上、保健・福祉人材の確保及び育成、権利擁護に関する取組などを着実に推進します。

3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

災害時の福祉支援、一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの構築、虐待への適切な対応、生活困窮者等の自立支援に向けた取組、引きこもりや自殺対策など、これまでの広く地域福祉を推進していく取組とともに、特化したテーマへの対応の重要性が増しており、地域力を活かしながら、こうした今日的な課題に対応した取組を推進します。

4 連携のとれた施策・活動の推進

地域福祉の推進に向けては、まずは専門多職種による連携が必要です。そのため、保健・福祉・医療をはじめとした、様々な分野・職種間における連携を図り、「顔の見える関係づくり」を進めます。さらに、福祉・介護等サービスの基盤を整備しつつ、地域住民も加えたネットワークづくりを進めることを促し、こうした取組を通じて、様々な場面での連携を進めます。また、社会福祉協議会との協働・連携を推進するとともに、他分野と連携のとれた施策展開を図ります。

(3) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

人口 150 万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、「第5期川崎市地域福祉計画」においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進めてきた概ね中学校区を基本とする圏域を第2層として、「地域ケア圏域」としてきました。

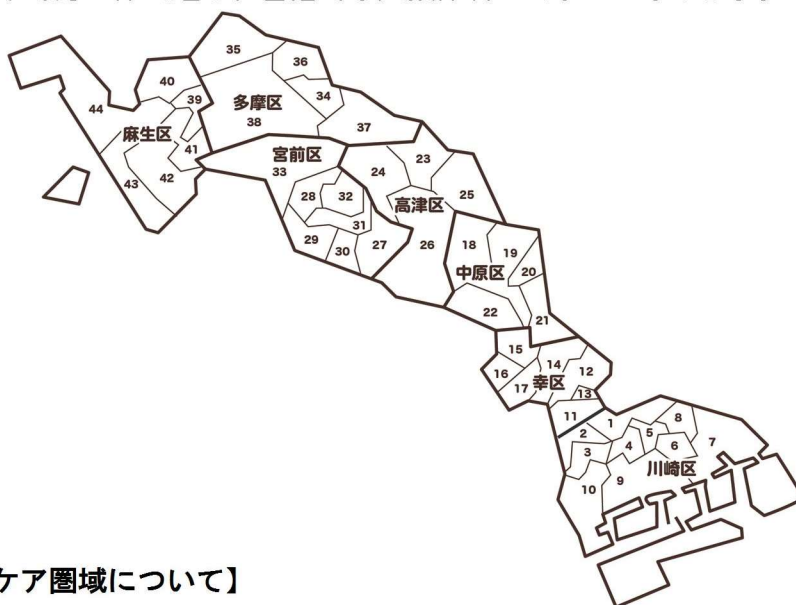
今般、これまで行政が取組を推進してきた状況を踏まえ、「地域ケア圏域」を44圏域に分け、地区カルテ等を活用して、より多くの方々と共に地域の状況を共有していきます。なお、この圏域は、介護保険制度上の日常生活圏域としても位置付けます。

今後は、さらに地域の実情に応じて、より小規模な地域の状況把握や課題解決が重要となっていくことから、小地域を第3層としながら、「地域ケア圏域」については、より市民に身近な地域での様々な活動の展開をめざして、圏域の設定のあり方を検討していきます。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】（令和2（2020）年5月1日現在）

	圏域	圏域の考え方
第3層	小地域 町内会・自治会（650） 小学校区（114 校区） など	（例示） ・町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 ・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 ・PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進していく。など
第2層	地域ケア圏域（44 圏域） 人口平均 約 35,000 人 中学校区（51 校区） 地区社会福祉協議会（40 地区） 地区民生委員児童委員協議会（56 地区）	・身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会を組織し、活動を推進している。
第1層	区域（7 区） 人口 17 万人～26 万人程度	・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	市域 人口 約 154 万人	・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

また、第6期計画においては、地域包括ケアシステム構築に向けた基幹的な計画としての位置付けを高めるため、小地域において、住民同士の「地域づくり」が進んでいくよう、各区計画に、「地域ケア圏域」ごとの地域の概況を掲載するとともに、地区カルテ（50頁参照）を活用した地域マネジメントを推進します。さらに、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。



【各区の地域ケア圏域について】

No	区名	圏域	町名
1	川崎区	中央第一地区	旭町、砂子、駅前本町、榎町、境町、新川通、鈴木町、東田町、富士見1丁目、堀之内町、本町、港町、宮前町、宮本町
2		中央第二地区	池田、小川町、貝塚、京町1・2丁目、下並木、堤根、日進町、南町、元木
3		渡田地区	小田1丁目、渡田、渡田山王町、渡田新町、渡田東町、渡田向町
4		大島地区	大島、大島上町、中島、富士見2丁目
5		大師第一地区	伊勢町、川中島、大師駅前、藤崎
6		大師第二地区	池上新町、観音、台町、四谷上町、四谷下町
7		大師第三地区	浮島町、江川、小島町、塩浜、田町、大師河原、千鳥町、出来野、殿町、東扇島、日ノ出、水江町、夜光
8		大師第四地区	昭和、大師公園、大師町、大師本町、中瀬、東門前
9		田島地区	浅野町、池上町、追分町、扇島、扇町、鋼管通、桜本、田島町、浜町、南渡田町
10		小田地区	京町3丁目、浅田、大川町、小田2～7丁目、小田栄、白石町、田辺新田
11	幸区	南河原地区	大宮町、幸町、中幸町、堀川町、南幸町、都町、柳町
12		御幸東地区	遠藤町、小向、小向町、小向東芝町、小向仲野町、小向西町、紺屋町、神明町、戸手、戸手本町
13		河原町地区	河原町
14		御幸西地区	下平間、塚越、東古市場、古市場、古川町、新塚越
15		日吉第一地区	北加瀬、矢上、新川崎、鹿島田
16		日吉第二地区	南加瀬
17		日吉第三地区	小倉、新小倉、東小倉

No	区名	圏域	町名
18	中原区	大戸地区	上新城、下小田中、下新城、新城、新城中町、宮内、上小田中
19		小杉地区	市ノ坪、小杉、小杉御殿町、小杉陣屋町、小杉町、等々力、今井上町、今井仲町、今井西町、今井南町
20		丸子地区	上丸子山王町、上丸子天神町、上丸子八幡町、新丸子東、新丸子町、丸子通
21		玉川地区	上平間、上丸子、北谷町、下沼部、田尻町、中丸子、
22		住吉地区	大倉町、井田、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、木月伊勢町、木月大町、木月祇園町、木月住吉町、木月、荻宿、西加瀬
23	高津区	高津第一地区	宇奈根、久地、溝口
24		高津第二地区	梶ヶ谷、上作延、坂戸、下作延、久本、向ヶ丘
25		高津第三地区	下野毛、北見方、諏訪、瀬田、二子
26		橋地区	明津、蟹ヶ谷、子母口・子母口富士見台、新作、千年、千年新町、久末、末長、北野川、東野川
27	宮前区	宮前第一地区	梶ヶ谷、野川本町、西野川、野川台、南野川
28		宮前第二地区	けやき平、神木、土橋
29		有馬・鷺沼地区	有馬、鷺沼
30		東有馬地区	東有馬
31		宮前三地区	小台、宮崎、馬絹
32		宮前中央地区	宮崎1～6丁目、宮前平
33		向丘地区	犬蔵、五所塚、潮見台、神木本町、白幡台、菅生、菅生ヶ丘、平、南平台、初山、水沢
34	多摩区	登戸地区	和泉、登戸、登戸新町
35		菅地区	菅、菅稲田堤、菅北浦、菅城下、菅仙谷、菅野戸呂、菅馬場
36		中野島地区	中野島、布田
37		稲田地区	宿河原、堰、長尾
38	生田地区	生田、東生田、東三田、枳形、栗谷、寺尾台、長沢、西生田、三田、南生田	
39	麻生区	麻生東第一地区	高石、多摩美
40		麻生東第二地区	金程、千代ヶ丘、細山、向原
41		麻生東第三地区	東百合丘、百合丘
42		柿生第一地区	王禅寺、虹ヶ丘、白山、王禅寺西、王禅寺東
43		柿生第二地区	岡上、上麻生、下麻生、早野
44		柿生第三地区	片平、栗木、栗木台、栗平、黒川、五力田、白鳥、古沢、万福寺、南黒川、はるひ野

(町丁コード順)

※各種統計データの捕捉などの観点から、一部、エリアを調整している場合があります。

(4) 第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図

第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

施策の展開に向けた4つの基本目標

1 住民が主役の地域づくり

- (1) 誰もが参加できる健康・いきがづくり
 - ①健康づくり事業
 - ②介護予防事業
 - ③生涯現役対策事業
 - ④生活習慣病対策事業
 - ⑤食育推進事業
- (2) 地域福祉活動への参加の促進
 - ①民生委員児童委員活動育成等事業
 - ②老人クラブ育成事業
 - ③高齢者就労支援事業
 - ④青少年活動推進事業
 - ⑤地域における教育活動の推進事業
- (3) ボランティア・NPO活動等の支援
 - ①市民活動支援事業
 - ②ボランティア活動振興センターの運営支援
 - ③NPO法人活動促進事業
 - ④地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
 - ⑤地域振興事業
 - ⑥地域福祉コーディネート技術研修
- (4) 活動・交流の場づくり
 - ①地域福祉施設の運営（総合福祉センター、福祉パル）
 - ②いきいきの家・いきいきセンターの運営
 - ③こども文化センター運営事業
 - ④地域の寺子屋事業

2 住民本位の福祉サービスの提供

- (1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実
 - ①地域子育て支援事業
 - ②老人福祉普及事業
 - ③福祉サービス第三者評価事業
 - ④地域福祉情報バンク事業
 - ⑤コミュニケーション支援事業
- (2) 包括的な相談支援ネットワークの充実
 - ①地域包括支援センターの運営
 - ②障害者相談支援事業
 - ③児童生徒支援・相談事業
 - ④母子保健指導・相談事業
 - ⑤児童相談所運営事業
- (3) 保健・福祉人材等の育成
 - ①福祉人材確保対策事業
 - ②看護師確保対策事業
 - ③保育士確保対策事業
- (4) 権利擁護の取組
 - ①権利擁護事業
 - ・あんしんセンター運営の運営支援
 - ・成年後見制度利用促進計画
 - ②人権オンブズパーソン運営事業
 - ③女性保護事業
 - ④子どもの権利施策推進事業

3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- (1) 災害時の福祉支援体制の構築
 - ①災害救助その他援護事業
 - ②地域防災推進事業
- (2) 見守りネットワークの推進
 - ①地域見守りネットワーク事業
 - ②ひとり暮らし支援サービス事業
- (3) 虐待への適切な対応の推進
 - ①高齢者虐待防止対策事業
 - ②障害者虐待防止対策事業
 - ③児童虐待防止対策事業
- (4) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組
 - ①生活保護自立支援対策事業
 - ②生活困窮者自立支援事業
 - ③ひとり親家庭の生活支援事業
 - ④母子父子寡婦福祉資金貸付事業
 - ⑤子ども・若者支援推進事業
 - ⑥里親制度推進事業
 - ⑦児童養護施設等運営事業
 - ⑧更生保護事業
 - ⑨「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援
- (5) ひきこもり対策等の推進
 - ①社会的ひきこもり対策事業
 - ②自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

4 連携のとれた施策・活動の推進

- (1) 保健・医療・福祉の連携
 - ①がん検診等事業
 - ②妊婦・乳幼児健康診査事業
 - ③在宅医療連携推進事業
- (2) 福祉・介護等サービスの基盤整備等
 - ①介護サービスの基盤整備事業
 - ②障害福祉サービスの基盤整備事業
 - ③公立保育所運営事業
 - ④認可保育所整備事業
 - ⑤市営住宅等ストック活用事業
- (3) 市民・事業者・行政の協働・連携
 - ①地域包括ケアシステム推進事業
 - ②認知症高齢者対策事業
 - ③社会福祉審議会の運営
 - ④地域福祉計画推進事業
 - ⑤多様な主体による協働・連携推進事業
 - ⑥かわさき健幸福寿プロジェクト
 - ⑦健康リビング事業
 - ⑧居住支援協議会の運営
- (4) 社会福祉協議会との協働・連携
 - ①社会福祉協議会との協働・連携
- (5) 総合的な施策展開に向けた連携体制
 - ①川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

3 第6期計画の実施状況の点検・見直し

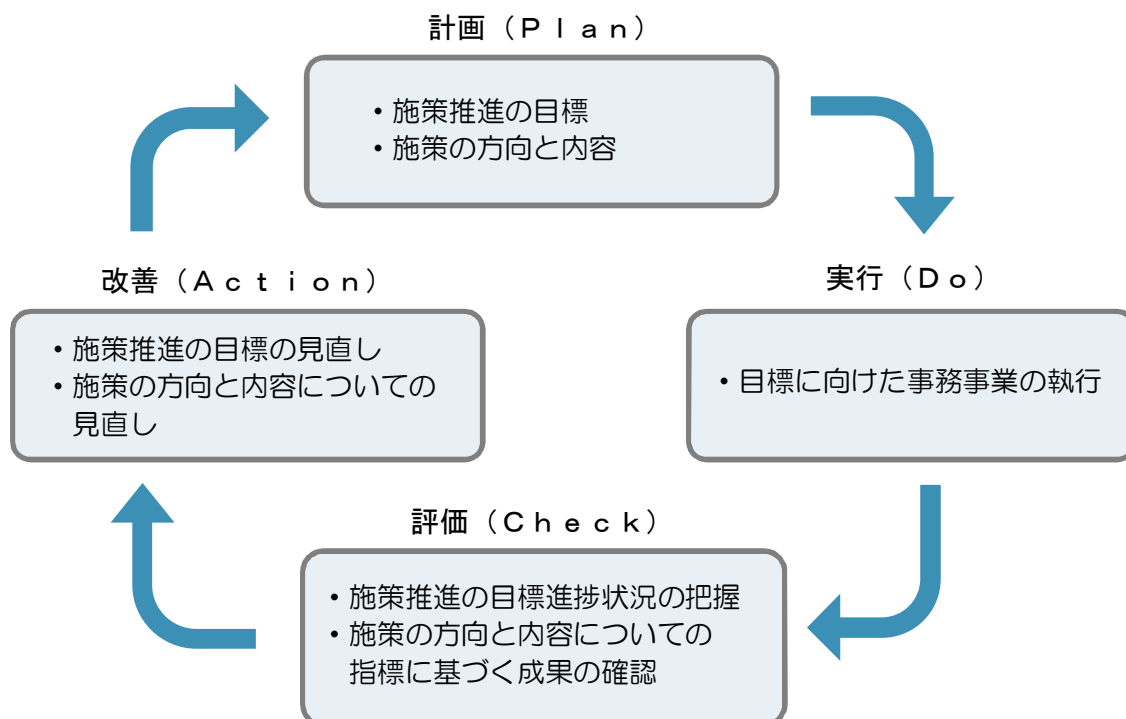
本市においては、学識経験者、地縁組織や福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第6期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和6（2024）～令和8（2026）年度）につなげます。

【PDCAサイクル】



【基本理念】

**市民一人ひとりが
共に支え合い安心して暮らせる
ふるさとづくり**

第4章

基本目標 1 住民が主役の地域づくり

地域住民が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人とのつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりを、多様な主体と連携を図りながら推進します。

そのため、(1)誰もが参加できる健康・いきがづくり、(2)地域福祉活動への参加の促進、(3)ボランティア・NPO活動等の支援、(4)活動・交流の場づくりに取り組みます。

こうした取組を通じて、今後の少子高齢社会に対応した、高齢者世代の介護予防が進み、地域の活性化に関わりを持ち、子ども世代も地域でのつながりを育み、愛着が育まれていくことをめざします。

(1) 誰もが参加できる健康・いきがづくり

少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣や社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まですべての市民が共に支え合いながら希望を持ち、ライフステージに応じて、心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざします。

そのため、若い世代から健康づくりや生活習慣病予防の取組を進めるとともに、高齢期の社会参加の促進も含め、健康づくりや介護予防を早期に実施できるような地域における環境づくりを進めます。

【いきがい・健康づくり、介護予防の取組】



事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
健康づくり事業 市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、「かわさき健康づくり21」に基づく取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「健康増進計画（第2期かわさき健康づくり21）」に基づく取組の実施 ・地域活動団体や企業・職域保健等と連携した身近な場所での健康づくりの普及啓発活動の実施 ・中間評価と今後の方向性を踏まえた取組の推進 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な主体と連携した取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終評価の実施と「第3期かわさき健康づくり21」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3期かわさき健康づくり21」に基づく取組の推進 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●若い世代の健康づくりの取組の実施 ・妊婦とそのパートナーを対象に歯科健診を含めた総合的な健康づくりの取組（歯っぴーファミリー健診）の実施 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	
介護予防事業 高齢者の自立支援の取組を推進するとともに、要支援・要介護認定者等の重症化を防ぐため、効果的な介護予防の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の実情に応じた多様なサービスの提供の実施 ・要支援者等を対象とした本市独自の訪問型・通所型サービスの実施 ・要支援者等への家事援助に従事する「かわさき暮らしサポーター」の養成 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた地域の担い手づくり及び活動への支援 ・地域における担い手の発掘 ・介護予防活動グループの立ち上げ、活動の支援 ・介護予防のための体操教室や講座を通じた介護予防の普及啓発 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 ・改正介護保険法を踏まえた課題分析と自立支援の取組の検討 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	
生涯現役対策事業 高齢者が地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、生きがいを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「シニアパワーアップ推進事業」の実施 R2 自己啓発講演会開催回数：1回 R2 シニア向け傾聴講座開催回数：1回 R2 パソコン・スマホ講座開催回数：3回 R2 情報誌の発行回数：4回 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣 R2 大会延期 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川大会開催に向けた取組の推進 ・選手派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川大会の開催（川崎市での種目開催） ・選手派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・選手派遣 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防等普及啓発事業の推進 R2 講演会開催回数：1回 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発イベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●敬老祝品の贈呈と市長敬老訪問の実施 R2 対象者数：6,268人 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	

事務事業名等	現状	事業内容・目標		
	令和元～2（2019～20）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
生活習慣病対策事業 生活習慣病に対する正しい知識の普及と生活習慣の改善を支援し、市民の健康づくりと生活の質の向上を図ります。	●生活習慣病予防等に向けた市民の取組の支援			
	・様々な主体との連携による生活習慣病予防の取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●若年層・働き盛り世代への生活習慣病対策の実施			
	・関係機関や企業と連携した取組の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●効果的な普及啓発の実施			
・企業等と連携したイベントや広報等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●生活習慣病重症化予防の取組の実施				
・国民健康保険被保険者における生活習慣病ハイリスク者に対する働きかけの実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
食育推進事業 市民が健全な食生活を実践できるよう、「食育推進計画」に基づき食育の取組を推進します。	●「食育推進計画」に基づく取組の推進			
	・「第4期」計画に基づく取組の推進	・継続実施 ・「第5期食育推進計画」の策定（R3）	・「第5期食育推進計画」に基づく取組の推進	・継続実施
	●イベント・講座、キャンペーンの実施等、食育の普及啓発の実施			
・多様な主体と連携したイベントや講座等の実施による普及啓発の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

(2) 地域福祉活動への参加の促進

令和元年度川崎市地域福祉実態調査（27頁参照）において、地域活動やボランティア活動に参加したことがない人の参加したことがない理由として、「仕事や家事が忙しく時間がない」が51.4%と最も多い一方で、「きっかけがつかめない」（28.8%）、「身近に活動グループや仲間がない（知らない）」（23.7%）などの理由も多く、前回（平成28（2016）年度）までの実態調査の結果と同様に、こうした活動に興味を持ちながらも、活動への参加につながっていない人が少なからずいることが分かります。

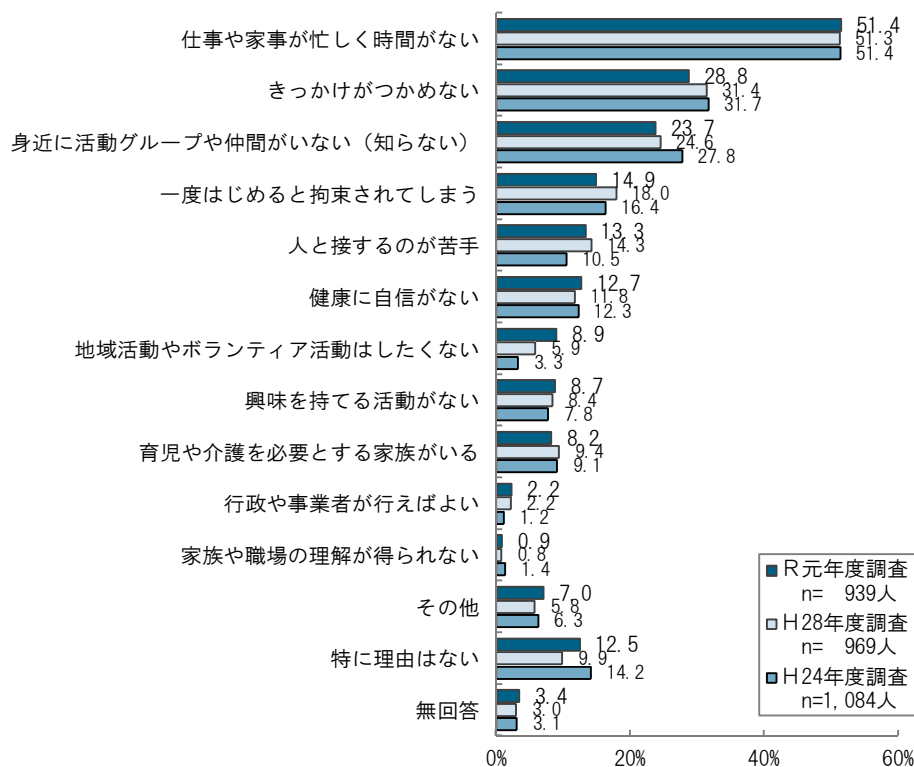
一方で、少子高齢化の進展により、現役世代3人が高齢者世代1人を支える「騎馬戦型社会」から、高齢者世代1人を現役世代1人が支える「肩車型社会」への移行が進み、これまで以上に、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた超高齢社会のまちづくりが求められます。

このような状況において、地域共生社会の実現に向けて、1人ひとりの課題について、地域住民も一緒に解決に取り組むことで、他人事だった住民に「我が事」として捉えられる土壌が生まれ、地域づくりにもつながることが期待され、いわゆるインフォーマル・サポート※などの地域福祉活動への参加を促す取組の重要性が急速に増大しています。

地域の活動の担い手づくりとして、民生委員法等に位置付けられた民生委員児童委員の活動の支援や活動しやすい環境づくりを進めるとともに、地域住民への働きかけや、今後の地域づくりに向けた取組との連携により、地域福祉活動につながるような支援の取組を進めます。

※インフォーマル・サポート：個人、近隣、ボランティア等による援助のこと

〔地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由（複数回答）〕



資料：川崎市地域福祉実態調査

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
<p>民生委員児童委員活動育成等事業</p> <p>地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を、条例及び国の参酌基準に基づき適正に配置し、育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。</p>	<p>●民生委員児童委員の適正配置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例及び国の参酌基準に基づく欠員対策の推進による適正配置 ・民生委員児童委員あり方懇談会の設置 <p>●民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会への支援を通じた民生委員児童委員への育成・支援 <p>●活動環境整備のための効果的な研修の実施、広報強化による理解促進及び活動支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政・社会福祉協議会・民児協の連携による効果的な研修の実施 ・様々な媒体を活用した広報強化 			
<p>老人クラブ育成事業</p> <p>老人クラブ連合会等の活動を支援し、地域社会における老人クラブの健全な発展を促進します。</p>	<p>●単位老人クラブ、友愛活動に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の推進 			
<p>高齢者就労支援事業</p> <p>希望する高齢者の就業の機会を確保することにより、生きがいづくりと社会参加を促進します。</p>	<p>●高齢者の就業の場の確保</p> <p>○シルバー人材センターに対する支援の実施</p> <p>R1 会員数：5724 人 受注件数：6262 件 1 人月平均就業日数：10.2 日</p>			
<p>青少年活動推進事業</p> <p>地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進します。</p>	<p>●青少年を育成・指導する青少年関係団体への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年団体への支援 <p>●こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども110番事業への支援等 <p>●「成人の日を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を通じた青少年の社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年が企画・運営するイベントの実施 <p>●青少年指導員による青少年の健全な育成活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年指導員制度の検討結果を踏まえた活動の推進 			
<p>地域における教育活動の推進事業</p> <p>地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。</p>	<p>●各行政区・各中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の実施等による支援 <p>●地域教育会議交流会の開催による情報共有等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流会の開催 <p>●市子ども会議の開催と各行政区・各中学校区子ども会議との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議等の実施 <p>●地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泳ぎが苦手な子ども向けの水泳教室の実施 			

(3) ボランティア・NPO活動等の支援

少子高齢化が進展する中で、地域で課題を解決していくという地域力、あるいはお互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力が、核家族化などによる家庭の機能の変容により低下傾向にあります。

こうした中で、ボランティア、NPO、町内会・自治会その他の住民団体などの多様な主体が、力強く互助を担う仕組みや、住民と行政が相互に連携し、共に担い手となって地域の潜在力を十分に発揮し、地域力を創造する仕組みづくりが必要です。

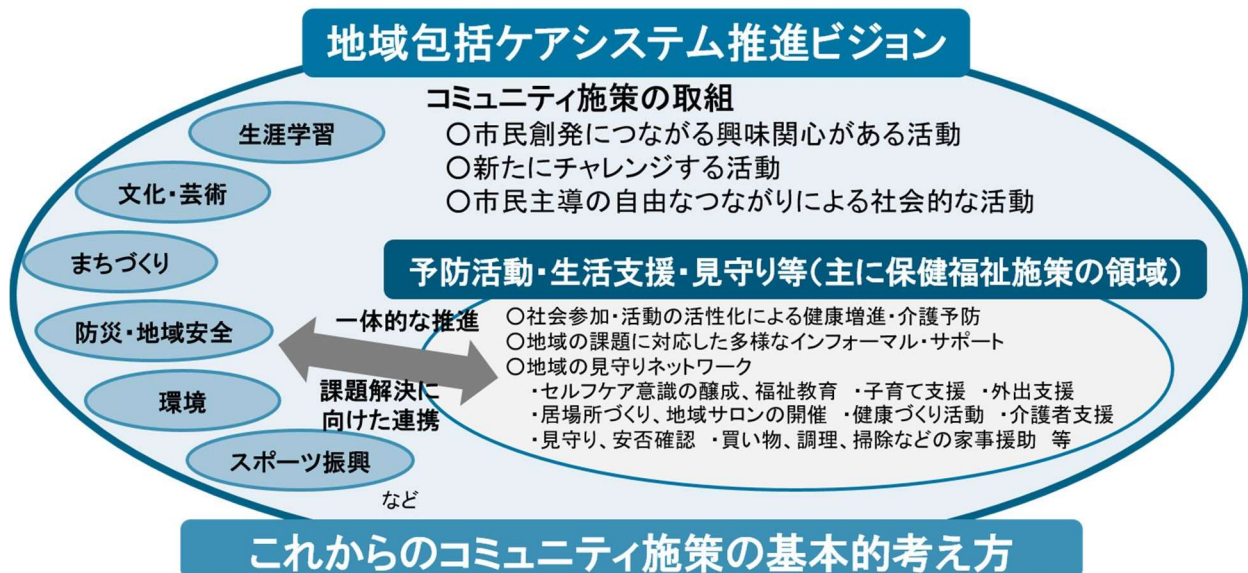
このような活動が活発に行われるように、川崎市社会福祉協議会の「ボランティア活動振興センター」や、「かわさき市民活動センター」などの中間支援組織によるボランティア・NPO活動等への支援を推進します。

また、平成31（2019）年3月には、多様な主体の連携により、「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域を実現する方向性を示すため、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」をまとめました。

さらに、各区に創出される地域での様々な新しい活動や価値を生み出し、社会変革（ソーシャルイノベーション）を促す基盤（プラットフォーム）としての「ソーシャルデザインセンター」とも連携を図りながら、ボランティア・NPO活動や町内会・自治会の支援に向けた取組を推進します。

【コミュニティ活動の活性化に向けたイメージ】

「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成



事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
<p>市民活動支援事業</p> <p>市民が行う自由な社会貢献活動である市民活動を活性化させるため、市民活動における中間支援機能を強化する取組を推進します。</p>	<p>●市内のさまざまな市民活動支援施策の情報共有・連携強化</p> <p>・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組の推進</p> <p>・「ソーシャルデザインセンター」の運営及び「まちのひろば」創出に資する支援メニューの開発・実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>			
	<p>●「かわさき市民活動センター」の機能強化の推進</p> <p>・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」及び「新しい生活様式」を踏まえた支援メニューの開発・実施</p> <p>R1施設等利用団体数：6,130団体</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>			
	<p>●市民活動中の事故に対する「市民活動（ボランティア活動）補償制度」の実施</p> <p>・制度の運用</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>			
<p>ボランティア活動振興センターの運営支援</p> <p>社会福祉協議会が運営するセンターにおいて、地域コミュニティを支えるボランティア活動を効果的に支援し、民間主導による地域福祉の推進を図ります。</p>	<p>●「ボランティア活動振興センター」を通じたボランティア活動の育成・支援</p> <p>・ボランティア活動の振興</p> <p>・災害ボランティア活動の推進</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>			
<p>NPO法人活動促進事業</p> <p>NPO法人(特定非営利活動法人)活動の発展を一層促進するため、法人設立・運営支援や監督・指導を行うとともに、法人への寄付促進に向けた取組を推進します。</p>	<p>●NPO法人の設立認証、情報公開、監督等の実施</p> <p>○NPO法人設立事務説明会、出張相談会の実施</p> <p>・制度の運用</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>			
	<p>●NPO法人の認定及び条例指定制度の適正な運用</p> <p>○審査会からの今後の運用の方向性に関する諮問・答申に基づく運用</p> <p>・制度の運用</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>			
	<p>○認定・条例指定制度説明会の開催</p> <p>・説明会の開催</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>			
	<p>●NPO法人運営の基盤整備・強化に向けたサポート</p> <p>○かわさき市民活動センターなど中間支援組織と連携した支援等</p> <p>・支援の実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>			
	<p>○専門家による個別相談等の運営基盤強化に向けた取組の実施</p> <p>・支援の実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>			
	<p>●市民による相互支援や寄付文化の醸成</p> <p>○企業、市民とNPO法人の連携を促進するフォーラム等の開催</p> <p>・フォーラム等の開催</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>			
	<p>○全国的なキャンペーンである寄付月間に合わせた取組の実施</p> <p>・理解促進に向けた取組</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>			

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
<p>地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業</p> <p>地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、学校の取組を自主的・自律的に改善するための仕組みとして学校評価を推進します。</p>	<p>●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりの推進</p> <p>・「夢教育21推進事業」の継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>●各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施</p> <p>・学校評価の実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>●学校教育ボランティア配置による学校活動の支援</p> <p>・学校教育ボランティアの配置</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>			
<p>地域振興事業</p> <p>地域コミュニティの中核を担う重要な組織であり、行政との協働のパートナーである町内会・自治会の活動を支援し、市民が相互に協力しながら暮らしやすい地域社会づくりを進めます。</p>	<p>●「町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」に基づく区と連携した取組</p> <p>○地域住民の町内会・自治会への自発的な加入や活動への参加促進、設立支援</p> <p>・活性化支援</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>○住民組織調査の実施</p> <p>・調査の実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>○町内会・自治会の実態を学ぶ庁内研修の実施</p> <p>・研修の実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>○町内会・自治会に対する行政依頼事務の見直しに向けた取組</p> <p>・「町内会・自治会への依頼ガイドライン」に基づく取組の推進</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>○町内会・自治会の個別事情に応じて求められる、きめ細かい活性化支援の実施</p> <p>・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組の推進</p> <p>・新たな活性化支援の検討</p> <p>・検討結果を踏まえた取組の推進</p> <p>・継続実施</p> <p>●町内会・自治会館の整備に関する補助の実施</p> <p>○会館整備補助金の交付による建替、耐震改修等の支援</p> <p>・補助金の交付</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>●自治功労者表彰等の実施</p> <p>○地域福祉の増進及び住民自治の振興発展に貢献し、特に顕著な功績のあった町内会・自治会長等を表彰</p> <p>・表彰等の実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>●市民自治財団の機能強化に向けた取組の実施</p> <p>○町内会・自治会活動の活性化を支援する市民自治財団の機能強化に向けた取組</p> <p>・機能強化に向けた検討</p> <p>・継続実施、検討結果を踏まえた取組の推進</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>○新総合自治会館の整備・活用</p> <p>・竣工、供用開始</p> <p>・新総合自治会館の活用</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>○新総合自治会館における市民自治活動に資する取組への支援の実施</p> <p>・支援のあり方の検討</p> <p>・継続実施、検討結果を踏まえた取組の推進</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>○市民自治財団と連携した、地域活動に寄与する新総合自治会館の利用促進及び管理運営方法の見直しに向けた取組</p> <p>・管理運営方法の検討</p> <p>・継続実施、検討結果を踏まえた取組の推進</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>			
<p>地域福祉コーディネーター技術研修</p> <p>地域福祉活動を行う団体等が、実践の上で必要なコーディネーター技術を習得するため、団体向けの活動支援ワークショップ・講座等を実施します。</p>	<p>●地域福祉活動の核となるコーディネーターを養成する研修の開催</p> <p>・事業実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>			

(4) 活動・交流の場づくり

地域福祉の着実な推進に向けて、地域住民の自発的・主体的活動の場としての活動・交流の場づくりが求められています。

活動・交流の場については、公共施設として、行政が環境整備を図っているものだけでなく、町内会館等の地域住民の集会施設や民間のスペースを活用して地域活動が行われているケースなども多くあります。こうした活動・交流の場の有機的な連携を進めていくことが重要です。

本市としては、これまで、地域福祉推進の拠点である「総合福祉センター」や、各区の「福祉パル」において、地域福祉の推進を図ってきました。また、対象者別の施設として、高齢者を対象に健康・生きがいづくりなどを推進することを目的として、各区に「いきいきセンター」、市内48か所にて「いこいの家」の運営を行っています。

子育て中の親子に交流の場を提供し、子育てに関する悩み相談ができる「地域子育て支援センター」を、「保育・子育て総合支援センター（※川崎区、中原区は設置済み。今後、各区1か所設置予定）」のほか、保育所やこども文化センターで運営します。また、遊びを通じた子どもの健全育成や居場所としての機能のほか、地域の子育て支援や、市民活動の推進を目的に、市内58か所にて「こども文化センター」の運営を行っています。さらに、学校施設を活用しながら「地域の寺子屋事業」などを推進しています。

いこいの家については、乳幼児や青少年など幅広い年代が利用することも文化センターと運営面及び事業面における連携を図ることで、地域の中であらゆる世代が交流できるよう、両施設間における多世代交流を進めてきました。

こうした取組等を踏まえ、今後のいきいきセンター及びいこいの家については、両施設のあり方やより効果的な活性化の方策についての方向性を示すことを目的に策定した「いこいの家・老人福祉センター活性化計画（IRAP）」に基づき、平成31（2019）年度からの新たな指定管理期間において、多世代交流を含む地域交流事業としてこども文化センターをはじめとした既存施設や、地域住民との交流機会を確保するなど、地域の方々により幅広く活用してもらえるような取組を進めていきます。

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
<p>地域福祉施設の運営</p> <p>各種団体や地域住民の活動の場として、総合福祉センター等の運営を行います。</p>	<p>●総合福祉センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組の推進 			
	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	<p>●福祉パルの運営（7か所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組の推進 			
	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
<p>いこいの家・いきいきセンターの運営</p> <p>高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営します。</p>	<p>●指定管理者によるいこいの家 48 か所、いきいきセンター 7 か所の運営</p>			
	R1 いこいの家利用者数：557,140人	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	R1 いきいきセンター利用者数：239,479人	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	<p>●施設の老朽化対策に係る補修工事及び長寿命化予防保全工事の実施</p>			
	R2 実施数：10か所 ※実施数は見込み	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	<p>●いこいの家、いきいきセンターの移転・整備</p>			
	<p>○支所庁舎建替え等に伴う大師・田島いこいの家の移転</p>			
	・大師、田島いこいの家の移転整備に向けた検討	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	<p>○小杉駅周辺地区（日本医科大学地区）への中原いきいきセンターの移転</p>			
	・中原いきいきセンターの移転整備に向けた検討	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	<p>●多世代交流を含む地域交流事業の推進</p>			
	R1 から指定管理業務として実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
<p>こども文化センター運営事業</p> <p>子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、市民活動の拠点としての活用を図ります。</p>	<p>●こども文化センターにおける児童の健全育成事業の実施</p>			
	<p>○こども文化センターの運営</p>			
	・今後の運営のあり方の検討	・今後の運営のあり方を踏まえた児童の健全育成に向けた取組の推進	・継続実施	・継続実施
	R2：58か所	・施設等の計画的な維持・補修の実施		
<p>地域の寺子屋事業</p> <p>地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。</p>	<p>●地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進</p>			
	・既存寺子屋の運営支援	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	・地域や学校の状況を踏まえた新規開講への支援			
	<p>●養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材（寺子屋先生・寺子屋コーディネーター）の確保</p>			
	・寺子屋先生養成講座、寺子屋コーディネーター養成講座の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	・寺子屋先生の募集			
	<p>●地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発</p>			
	年1回開催	・継続実施	・継続実施	・継続実施

基本目標 2 住民本位の福祉サービスの提供

地域において、困ったときに声をあげられ、周囲に相談できる環境づくりや、何らかのケアが必要となった際に、保健福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせる環境づくりを進めるとともに、援助希求が乏しい世帯の状況に気づくことができる地域づくりが重要です。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスの着実な提供をめざすとともに、包括的な相談体制づくりを推進します。

そのため、(1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実、(2) 包括的な相談支援ネットワークの充実、(3) 保健・福祉人材等の育成、(4) 権利擁護の取組を進めます。

(1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実

本市においては、すべての住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築をめざしています。そのため、市民が「地域包括ケアシステム」を知り、理解を深め、何らかの行動に移すきっかけとなる情報提供が必要となります。

こうした中で、まずは、市民が必要な保健医療福祉サービス等の情報を入手できるような情報提供を推進します。具体的には、「高齢者福祉のしおり」「ふれあい—障害福祉の案内—」などの冊子や、インターネット「かわさきのお医者さん」を通じた医療機関の情報、地域子育て支援センターを通じた子育て情報等、様々な情報提供を進めます。

また、福祉に関する制度の情報や地域情報などを効果的に提供するため、川崎総合福祉センターでは、地域福祉情報バンク事業において、「かわさき福祉情報サイト ふくみみ」等による情報提供を進めます。さらに、市内の障害者福祉サービス事業所や保育所等を対象として、利用者が選択する際の参考となるよう、福祉サービス第三者評価事業により、福祉サービス事業者の情報提供を推進します。

事務事業名等	現状	事業内容・目標		
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
地域子育て支援事業 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。	●地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施			
	○事業の利用促進に向けた取組の推進			
	R1 延べ利用人数：212,674人、53か所	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●ふれあい子育てサポートセンター事業の実施			
○事業の利用促進に向けた取組の推進				
R1 子育てヘルパー会員平均登録数：784人	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

事務事業名等	事業内容・目標			
	現状 令和元～2（2019～20） 年度	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度
<p>老人福祉普及事業</p> <p>老人スポーツ大会の実施や福寿手帳の交付を通じて、地域交流の促進と高齢者福祉についての理解を広め、関心の向上を図ります。</p>	<p>●老人福祉大会・老人クラブ大会、老人スポーツ大会、老人健康促進事業の実施</p> <p>・取組の推進</p>			
	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	<p>●かわさき福寿手帳の発行</p> <p>・取組の推進</p>			
	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
<p>福祉サービス第三者評価事業</p> <p>福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資する情報提供を図るため、福祉サービス第三者評価を推進します。</p>	<p>●福祉サービス第三者評価の受審の促進</p> <p>・取組の推進</p>			
	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	<p>●評価調査者養成研修の実施</p> <p>・取組の推進</p>			
	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	<p>●評価結果の公表</p> <p>・取組の推進</p>			
	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
<p>地域福祉情報バンク事業</p> <p>川崎市総合福祉センターにおいて、多様化する生活ニーズに対応して、福祉団体や福祉サービス、福祉関連図書等の地域情報を提供するとともに、相談に応じます。</p>	<p>●地域福祉情報提供サイト（かわさき福祉情報サイト「ふくみみ」）の運営</p> <p>・福祉サービス、ボランティア団体情報、福祉教育に関する情報等の情報発信の推進</p>			
	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	<p>●情報バンク通信の発行</p> <p>・年4回発行</p>			
	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	<p>●総合相談事業の実施</p> <p>・社会福祉全般に関わる相談、弁護士等の専門相談の実施</p>			
	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
<p>コミュニケーション支援事業</p> <p>手話通訳者・要約筆記者の派遣、点字、デイジー図書やカセット録音等による情報提供などにより、視聴覚に障害のある方の社会参加の促進を図ります。</p>	<p>●「視聴覚障害者情報文化センター」の運営等を通じた視聴覚に障害のある方等の生活支援及び福祉の増進</p> <p>・取組の推進</p>			
	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(2) 包括的な相談支援ネットワークの充実

少子高齢化が進展する中で、家族形態の変容とともに、地域で課題を解決していくという地域力、互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力も低下傾向にあります。

こうした中で、高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、障害のある子の親が高齢化し介護を要する世帯、様々な課題が複合して生活が困窮している世帯のほか、いわゆる「ごみ屋敷」など、複合的な生活課題への対応が求められています。

こうしたことから、解決が困難な状態となる前に、予防の視点を重視し、これまでの分野別、年齢別に縦割りだった支援に留まらず、改めて当事者を中心とした支援をめざして、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制をつくることが重要となっています。

本市においては、区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）、地域包括支援センターや障害者相談支援センター等において、保健師や社会福祉職等の専門職がチームで対応し、生活課題を抱える住民に対応しています。今後も増大が見込まれるこうした課題を抱えた世帯に対応していけるよう、全世代・全対象に対応する地域リハビリテーションセンターが相談対応機関をバックアップする体制を整備するなど、専門職による職種間連携や地域住民等と協働して、地域での連携を進めます。また、総合リハビリテーション推進センターにおいて、組織ごとの役割分担や連携方法を整理した連携モデルを作成するとともに、分野横断的な人材育成も推進します。

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和元～2（2019～20）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
地域包括支援センターの運営 地域包括支援センターの運営を通じて、介護予防ケアマネジメント業務など、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定などに必要な援助・支援を包括的にを行います。	●地域包括支援センターの運営			
	R2：49か所	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●地域ケア会議の推進			
	R2：294回	・継続実施	・継続実施	・400回以上
	●多職種協働によるネットワークの構築			
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
障害者相談支援事業 障害者相談支援センター等の運営を通じて、障害者の地域生活を支えるため、相談支援を実施します。	●障害者相談支援センターの運営及び体制強化に向けた検討			
	・各区に基幹型1か所、地域型3か所、計28か所設置 ・体制強化に向けた検討結果に基づく取組の推進	・地域型23か所、基幹型3か所、計26か所設置（令和3年10月～）	・取組の推進	・取組の推進
	●地域自立支援協議会の推進			
	R2開催回数：5回	・開催回数：4回以上	・開催回数2回以上	・継続実施
	●指定特定相談支援事業所の拡充に向けた、計画相談支援体制の強化等			
・体制強化に向けた検討結果に基づく取組の推進	・指定特定相談支援事業所が職員体制の強化や事業の安定化を図るよう必要な取組を実施 ・サービス等利用計画作成支援の仕組みを導入	・継続実施	・継続実施	

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
児童生徒支援・相談事業 不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、児童支援コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。	●児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援の推進			
	・スキルアップに向けた研修の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実			
	○スクールカウンセラーの配置			
	・全中学校への配置	・継続実施	・継続実施	・継続実施
○学校巡回カウンセラーの派遣				
・全小学校、特別支援学校及び高等学校への派遣	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●スクールソーシャルワーカーの各区への配置による、子どもが置かれている状況に応じた支援				
・各区スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●多様な相談機能の提供				
・24時間電話相談 ・教育相談室運営 ・不登校児童生徒へのICTを活用した学習機会の提供 ・不登校家庭訪問相談	・多様な相談機能による相談支援の実施	・継続実施	・継続実施	
母子保健指導・相談事業 思春期から、妊娠・出産、乳幼児期までのライフサイクルの各時期に応じて、健全な母性の育成、子育て支援など親と子の健康づくりを進めます。	●思春期の心と身体健康教育の実施			
	○思春期の心と身体健康教育の実施			
	R1参加者数：5,851人	・参加者数：6,300人以上	・継続実施	・継続実施
	●各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施			
	・事業実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●各区地域みまもり支援センター等における両親学級の開催による出産・育児支援			
R1参加者数：4,435人	・参加者数：5,950人以上	・継続実施	・継続実施	
●乳児家庭への新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施				
R1訪問実施率：94.2%	・訪問実施率：92.2%以上	・継続実施	・継続実施	
●産前産後におけるサポートの実施				
R1利用者数：延べ1,401人	・利用者数：延べ1,020人以上	・継続実施	・継続実施	
児童相談所運営事業 増加する児童虐待や複雑・困難化する児童家庭相談に対し、専門性を活かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。	●特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進			
	・要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●児童相談所の体制強化			
	・専門職の増員など児童相談体制の充実	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●児童相談体制の強化に向けた施設整備				
・中部児童相談所一時保護所改築の基本計画	・基本・実施設計	・継続実施	・解体・整備工事	
・中部児童相談所執務・相談室改修の基本計画	・改修設計	・改修工事（完成）		
・北部児童相談所増築・改修の基本・実施設計	・継続実施	・増築・改修工事（完成）		
	・こども家庭センターの内部改修設計	・改修工事（完成）		

(3) 保健・福祉人材等の育成

市内介護事業所向けの調査では、事業を展開する上での問題点や課題として、75.8%が「人材の確保が困難」と回答しており（令和元年度川崎市高齢者実態調査）、最も回答が多い状況であり、少子高齢化の進展により、介護人材だけではなく、看護人材、保育人材についても、確保・定着支援が必要になっています。

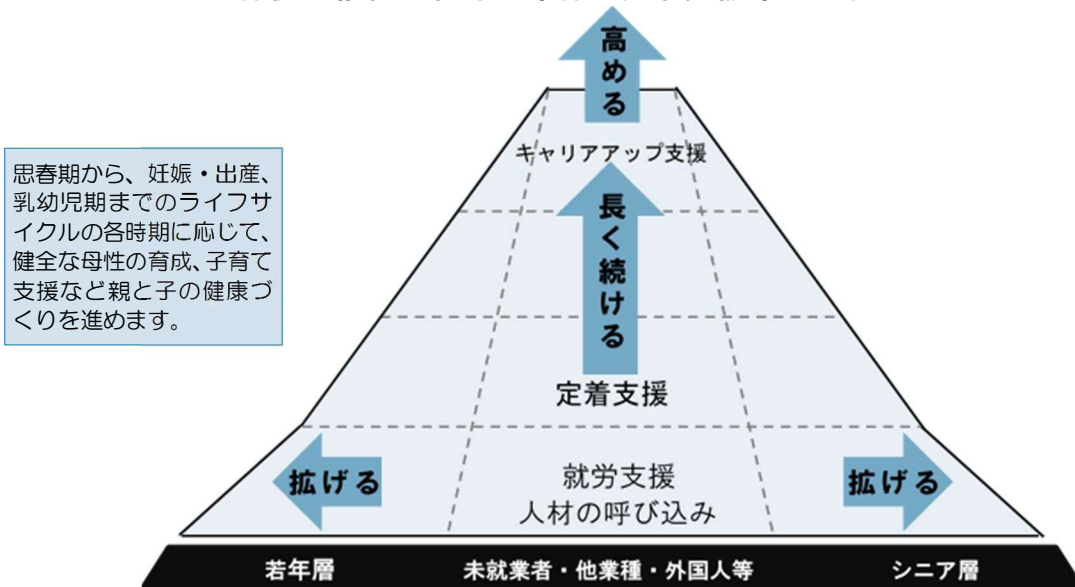
また、保健・福祉等に関する人材については、多くの事業所が人材確保に向けた募集等を行っているものの、困難な状況にあり、事業を運営する上で課題となっています。

このため、介護人材をはじめとして、①人材の呼び込み、②就労支援、③定着支援、④キャリアアップ支援に分けて、人材確保に向けた取組を推進します。

【介護人材の確保に向けた取組】

取組	めざすべき姿	主要な施策
①人材の呼び込み	多様な人材の参入促進を図り、裾野を拡げる	<ul style="list-style-type: none"> 介護の魅力の情報発信による介護職のイメージアップ 家事援助など生活援助に特化した知識等の習得を目的とする研修制度の推進 市民や事業者に向け、福祉・介護に関する普及啓発の推進
②就労支援		<ul style="list-style-type: none"> 就職相談会や無料職業紹介の実施 仕事を続けたいシニア層の就労支援の推進 介護資格取得者への就労支援の実施 潜在的有資格者を掘り起こし、再就職を支援
③定着支援	長く続けられるよう定着促進を図る	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員のメンタルヘルスクエアの実施 介護職員の安定した雇用確保と定着支援 職場環境の改善への取組 外国人介護人材の活用や介護ロボットの導入支援
④キャリアアップ支援	専門性を高め、人材の機能分化を図る	<ul style="list-style-type: none"> 福祉・介護従事者向けや、医療的ケアに対応した各種研修・講座等の開催
国や県の基盤整備	処遇改善加算や介護報酬改定、指針策定や基金による事業・取組の推進	

【保健・福祉人材等の確保・定着支援策（取組イメージ）】



事務事業名等	現状	事業内容・目標		
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
福祉人材確保対策事業 人材の呼び込み、就労支援、定着支援、キャリアアップ支援の4つの柱で、介護人材確保と定着の支援に取り組めます。	●多様な人材の参入を促進し、人材の呼び込みにつながる取組を実施			
	・学生や保護者向けのパンフレット作成等による普及啓発の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●介護の仕事に就くための支援の実施			
	○福祉人材確保に向けた事業者の支援			
	R1 就職相談会参加者数：171人	・就職相談会参加者数：400人以上	・継続実施	・継続実施
	R1 外国人介護人材雇用セミナー参加者数：43人	・外国人介護人材雇用セミナー参加者数：15人以上		
	○潜在的有資格者の掘り起こし等の就労支援			
	・再就職支援セミナー等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●医療・介護人材の定着支援の実施			
	○福祉人材バンクによる就職相談の実施及び就労促進			
R1「メンタルヘルス相談窓口」による相談実績：37人	・「メンタルヘルス相談窓口」による就労目標：60人以上	・継続実施	・継続実施	
○介護職員の安定した雇用の確保と定着に向けた取組の実施				
・求職者向けの研修と介護事業所へのインストラクター養成研修の一体的な実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
○介護ロボットや、外国人、シニア高齢者など多様な人材の活用の促進				
・普及啓発等による介護ロボットの導入支援及び法改正に伴う外国人介護人材の受入れに向けた各種研修やメンタルケア等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●管理者向け人材育成研修や介護福祉士国家試験対策講座など人材開発研修センターによるキャリアアップ研修の実施				
R1 実施回数：70回	・実施回数：70回以上	・継続実施	・継続実施	
看護師確保対策事業 看護職員の充足対策として、市内医療施設等への確保・定着、潜在看護職員の再就業支援及び資質の高い看護人材の新規養成を図ります。	●看護師の養成に向けた取組の実施			
	・看護師養成施設に対する運営支援 ・看護師等修学資金の貸与の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●看護職員を対象とした定着支援に向けた取組の実施			
	・相談事業や研修事業を実施するナーシングセンターへの運営費補助の実施 ・院内保育事業の運営費補助の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●市立看護短期大学の4年制大学化に向けた取組及び看護大学の運営				
・4年制大学の設置に向けた国との事前協議及び認可申請書の提出	・施設改修工事	・4年制大学開学予定	・継続実施	

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
保育士確保対策事業	●「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による潜在保育士等の確保策の推進			
	・就職マッチング等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
様々な手法による保育士確保対策を推進するとともに、保育所職員に必要な専門的知識・技術の習得のための研修等を実施します。	●就職相談会・セミナー、保育体験事業、潜在保育士等支援研修等の実施			
	・R1参加者数：2,567人 ・県外保育士養成施設への個別訪問の実施 ・出張型就職相談会の実施	・参加者数：2,700人以上	・継続実施	・継続実施

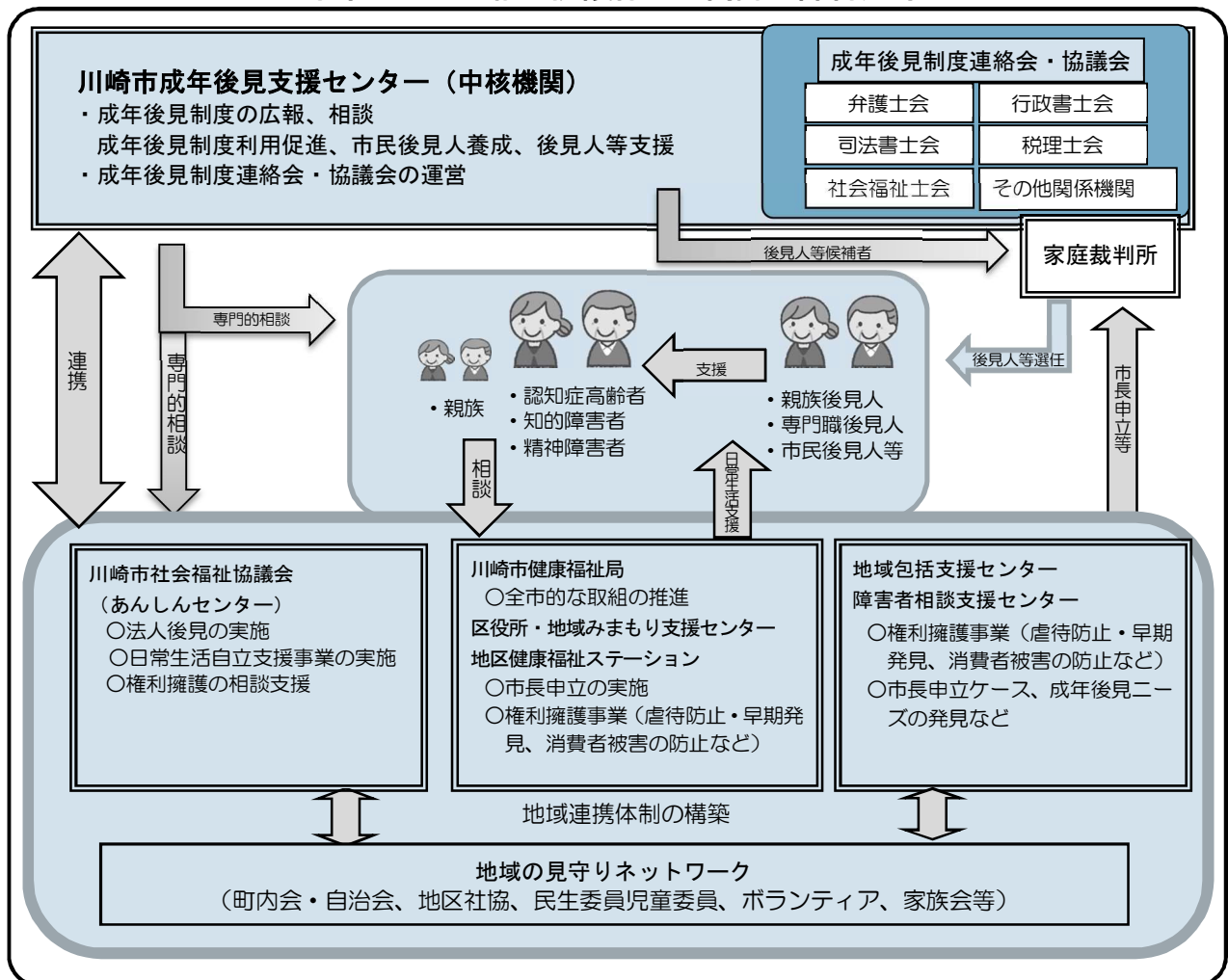
(4) 権利擁護の取組

認知症高齢者をはじめ、知的・精神障害者の増加に伴い、訪問販売等による消費者被害や虐待など、権利侵害も増加していくことが見込まれることから、このような権利侵害を未然に防ぎ、認知症高齢者、知的・精神障害者等が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、「あんしんセンター」による日常生活自立支援事業の実施や、成年後見制度の利用を促進するなど、高齢者・障害者の権利擁護に一体的に取り組めます。

成年後見制度の利用促進にあたっては、「川崎市成年後見制度利用促進計画」を策定し、地域連携ネットワークの取組全体のコーディネートや広報・相談・利用促進・後見人支援等の役割を担う中核機関及び関係団体の連携強化等を図る協議会等を整備します。

また、令和元（2019）年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権に関する施策を推進するとともに、人権オンブズパーソンにおける子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害についての相談対応等の取組、DV被害等への支援に関する取組など、地域住民が地域で安心して暮らせるよう、権利擁護の取組を推進します。

【本市における権利擁護体制（高齢・障害分野）】



川崎市成年後見制度利用促進計画

1 川崎市成年後見制度利用促進計画の策定について

平成28（2016）年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律において、市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

本市においても、全国的な傾向と同様に、制度の利用者数が、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ないことから、成年後見制度の利用促進にあたり、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重及び身上保護の重視の観点を踏まえ、利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めることを目的とし、本市の成年後見制度の利用促進に関する基本計画を定めます。

2 成年後見制度の取組状況

（1）成年後見制度の普及・啓発の取組

- ①市ホームページや市政だよりを活用した普及・啓発
- ②成年後見制度シンポジウムの開催
- ③市民向け・関係機関向け成年後見制度研修会の開催

（2）市民後見人の養成と支援

権利擁護の担い手のひとつとして、市民後見人を養成しており、研修修了者を市民後見人候補者として登録しています。被後見人等が施設入所中や、親族間の紛争性がないなどの一定の要件を満たす場合に家庭裁判所に対する後見等開始の市長申立時等に、候補者として推薦します。

また、市民後見人の活動を充実させるため、フォローアップ研修や相談支援を行っています。

（3）成年後見制度利用支援事業

身寄りのない方や、親族と疎遠な方が成年後見制度を必要とする場合に、後見開始の申立を市長が行う市長申立を区役所、地区健康福祉ステーション（以下「区役所等」という。）で行っているほか、所得の低い方への申立費用・後見報酬の助成などを実施しています。

（4）川崎市あんしんセンターの取組

川崎市社会福祉協議会が運営する「川崎市あんしんセンター」において、成年後見制度の法人後見や、福祉サービス利用援助事業など社会福祉法に定める日常生活自立支援事業を行っています。

また、本市とあんしんセンターは事務局として、家庭裁判所、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士等が参加する「川崎市成年後見制度連絡会」を開催し、成年後見制度に関しての情報共有を進めるとともに、普及・啓発に取り組んでいます。

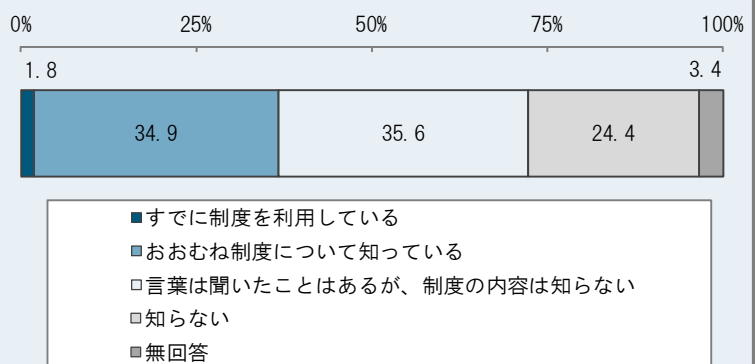
3 現状の課題

現在、本市において、認知症高齢者数は57,701人（令和2（2020）年度推計値）、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳所持者数は合計24,929人（令和2（2020）年4月1日現在）であり、合わせて80,000人を超えています。

一方で、令和2（2020）年9月末における市内在住の成年後見制度の利用者数は2,706人であり、成年後見制度の理解が低いことや正しく理解されていないことなどにより、制度利用につながっていない方が多くいることが考えられます。

【参考：成年後見制度の認知度】

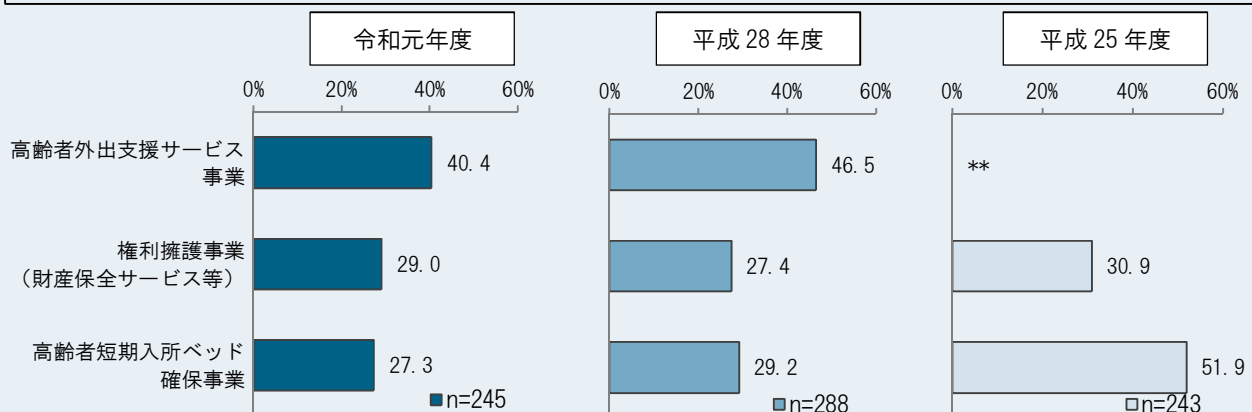
区分	(%)
すでに制度を利用している	1.8
おおむね制度について知っている	34.9
言葉は聞いたことはあるが、制度の内容は知らない	35.6
知らない	24.4
無回答	3.4
全体 (n=2,224)	100.0



第5回川崎市地域福祉実態調査報告書（令和2年3月）

【参考：川崎市の保健福祉サービスについて】

問 18 ケアマネジャーとしての立場からみて、介護保険サービス以外の川崎市の保健福祉サービスについて、もっと充実すべき、あるいは新たに行うべきだと感じられるサービスはありますか。（あてはまるものすべてに○）



令和元年度川崎市高齢者実態調査報告書（令和2年3月）

4 基本的な施策と取組

成年後見制度の利用の促進と、成年被後見人等だけでなく、成年後見人等への支援を行うため、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。また、本人の意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築をめざします。

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク

①地域連携ネットワークの役割

必要な人が成年後見制度を利用できるよう、地域における相談体制を強化するとともに、権利擁護が必要な人を早期の段階から発見し、必要な支援に結びつけます。

②本人を中心とする「チーム」の支援

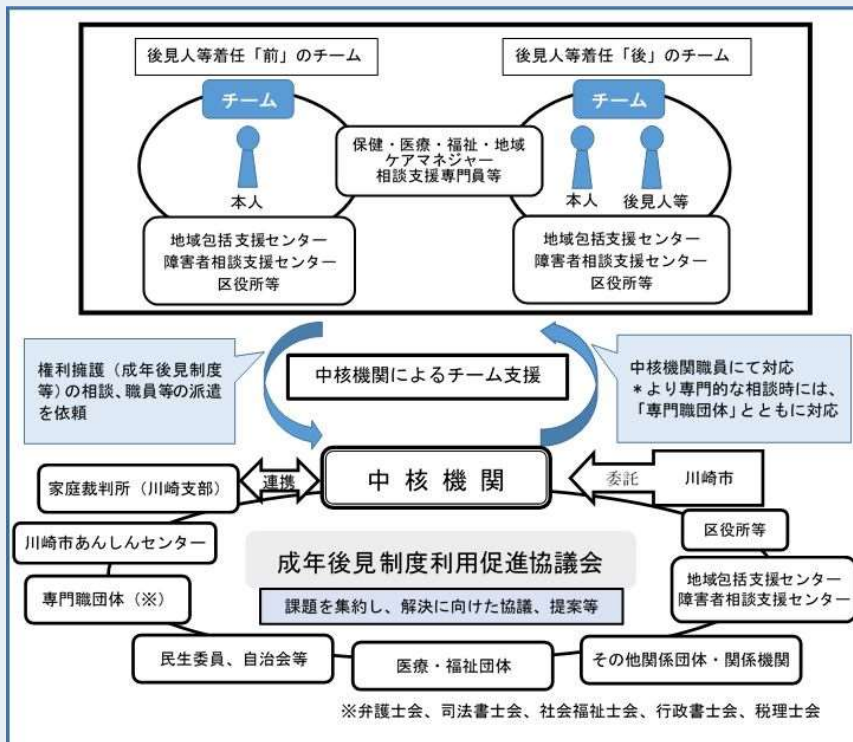
権利擁護が必要な人を適切に支援するために、区役所等をはじめ、あんしんセンター、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、後見人等、保健・医療・福祉・地域の関係者等が「チーム」を形成します。その「チーム」が、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行えるよう支援します。

また、「チーム」に対し、法律・福祉の専門職の専門的助言・相談対応等の支援が得られる仕組みを整備します。

③専門職や関係機関、地域等が連携・協力する「協議会」の設置

成年後見制度に関しての困難な課題や支援方針についての問題解決を図るため、法律・福祉等の専門職や関係機関等の連携体制を強化し、協力する体制づくりを進め、合議体である「成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、チームを支援します。

【地域連携ネットワーク（協議会～中核機関～チーム）概要図】



④不正防止効果

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっており、地域連携ネットワークの整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制の整備を進めることにより、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。

(2) 中核機関の設置

協議会を運営するための事務局機能を担う中核機関を設置します。中核機関は家庭裁判所と連携しながら、広報、相談、成年後見制度の利用促進、後見人支援等の機能を担います。

①広報機能

中核機関が中心となり、市民向けの成年後見制度研修会や成年後見制度シンポジウムの開催等により、成年後見制度について、普及啓発を行います。また、関係機関だけでなく、様々な業種の事業者向けの広報・研修を行います。

②相談機能

身近な機関で気軽に相談ができるよう、地域包括支援センター等の相談機関と連携していくほか、中核機関においては、専門的な相談にも対応できる窓口を複数か所に設置します。

③成年後見制度利用促進機能

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が適切に成年後見制度を利用できるように、成年後見制度に関わる各専門職団体等と連携し、制度利用の申立を支援するほか、必要に応じて、成年後見人等の受任者調整を行います。

また、権利擁護の担い手のひとつとなる、市民後見人を養成するなど、受任体制の強化を図ります。

さらに、日常生活自立支援事業等の関連制度の利用者についても、協議会の関係者等と連携し、状態の変化に応じて、適切な時期に成年後見制度への移行を進めます。

④後見人支援機能

意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう、後見人等を支援するために、家庭裁判所と連携を図りながら、中核機関職員や専門職による相談対応等を実施します。

また、状況に応じて、本人の能力や生活環境、支援関係者との関係性の変化等を把握した上で、類型の変更、権限の追加・削除、後見人の交代等を検討し、家庭裁判所に情報を提供します。

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
<p>権利擁護事業</p> <p>高齢者、障害者を含め誰もが、虐待や消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供等の、権利擁護の取組を推進します。</p>	<p>●成年後見制度の法人後見や社会福祉法に定める日常生活自立支援事業を行う「あんしんセンター」の運営 運営数：各区1か所</p> <p>●成年後見制度利用促進法に基づく取組の推進</p> <p>●障害者差別解消法に基づく取組の実施</p>			
	<p>※生活保護受給者の自立支援を目的として、被保護者金銭管理等支援事業を実施するため、令和3年度以降においては、原則として、生活保護受給者は日常生活自立支援事業の対象外となります。</p> <p>●成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修の開催（4回）</p> <p>●市民後見人の養成等の実施</p>	<p>●運営数：各区1か所</p> <p>●市計画に基づく中核機関の設置及び取組の推進</p> <p>●成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修の開催（4回）</p> <p>●中核機関職員や専門職の派遣等による相談支援の実施</p> <p>●成年後見人等の支援や受任調整、市民後見人の養成等の実施</p>	<p>●継続実施</p>	<p>●継続実施</p>
	<p>●市職員の「対応要領」の施行・周知、及び研修等の実施</p> <p>●市民や事業者への普及・啓発</p> <p>●障害者差別解消支援地域協議会の運営</p>	<p>●継続実施</p>	<p>●継続実施</p>	<p>●継続実施</p>
<p>人権オンブズパーソン運営事業</p> <p>子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。</p>	<p>●子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施</p>			
	<p>●相談に対する助言、支援</p> <p>●救済の申立てに関する調査・調整等の実施</p> <p>●相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソン運営状況の公表</p> <p>●市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進</p>	<p>●継続実施</p>	<p>●継続実施</p>	<p>●継続実施</p>
<p>女性保護事業</p> <p>日常生活に様々な困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援に取り組みます。</p>	<p>●女性相談員による相談・保護・自立支援の実施</p> <p>●配偶者暴力相談支援センター機能を活用したDV被害者等への相談・支援の実施</p> <p>●DV被害者等の緊急一時保護の実施</p>			
	<p>●事業実施</p>	<p>●継続実施</p>	<p>●継続実施</p>	<p>●継続実施</p>
	<p>●DV相談支援センター・各区での相談・支援の実施</p>	<p>●継続実施</p>	<p>●継続実施</p>	<p>●継続実施</p>
	<p>●事業実施</p>	<p>●継続実施</p>	<p>●継続実施</p>	<p>●継続実施</p>
<p>子どもの権利施策推進事業</p> <p>子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。</p>	<p>●子どもの権利に関する広報及び意識普及の促進</p> <p>○広報資料・ホームページの活用による様々な世代に向けた広報及び意識普及の促進</p> <p>R1 広報資料配布部数：191,090部</p> <p>●継続実施</p> <p>○講師派遣や「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催等による広報及び意識普及の促進</p> <p>R1 講師派遣事業参加者数：1,395人</p> <p>●継続実施</p> <p>●「子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進</p> <p>●第6次行動計画に基づく取組の推進</p> <p>●「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施</p> <p>●調査実施</p>			
	<p>●広報資料配布部数：191,090部</p>	<p>●広報資料配布部数：167,000部以上</p>	<p>●継続実施</p>	<p>●継続実施</p>
	<p>●講師派遣事業参加者数：1,395人</p>	<p>●講師派遣事業参加者数：1,050人以上</p>	<p>●継続実施</p>	<p>●継続実施</p>
	<p>●第6次行動計画に基づく取組の推進</p>	<p>●継続実施</p>	<p>●継続実施</p>	<p>●第7次行動計画の策定</p>
	<p>●調査実施</p>	<p>●調査実施</p>	<p>●調査実施</p>	<p>●調査実施</p>

基本目標3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図りながら、広くこれまでの地域福祉を推進していくとともに、災害時の福祉支援、生活困窮者等に対する自立支援など、今日的な課題に対応していくための取組を進め、地域の安全・安心の確保を図ることが必要です。

そのため、(1) 災害時の福祉支援体制の構築、(2) 見守りネットワークの推進、(3) 虐待への適切な対応の推進、(4) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組、(5) ひきこもり対策等の推進に取り組みます。

(1) 災害時の福祉支援体制の構築

① 災害時要援護者への支援体制

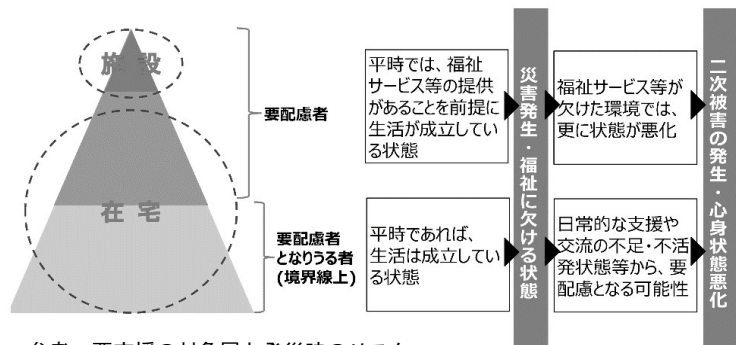
令和元年東日本台風で本市が被災地になった経験を踏まえ、災害時要援護者（自力で避難することが困難な在宅の高齢者や障害者）自身が行う事前の備えや、支援者・事業者等による発災時支援体制を整えることが必要です。

具体的な取組として、災害時要援護者避難支援制度の登録勧奨を進めつつ、マイタイムライン^(※)等の周知を図ることと、要援護者自身が避難方法や避難先をあらかじめ決めておけるよう支援を行います。

また、発災時における医療的ケア児・者への対応として、必要な療養を続けられるよう環境の整備について検討を進め、人工呼吸器等を使用する医療的ケア児・者が、停電時にも必要な電源を確保するための仕組みを創設します。

※マイタイムライン：マイタイムラインとは、大雨や台風などの風水害に備えて、一人ひとりの家族や生活の状況に合わせた避難行動、つまり「自分の逃げ方」を考えておくものです。「いつ」「誰が」「何をするのか」をスケジュールにまとめておくことで、いざという時に慌てずに行動する助けになります。

【要支援の対象層と発災時のリスク】



参考：要支援の対象層と発災時のリスク

(出典：厚生労働省平成29年度社会福祉推進事業・株式会社富士通総研)

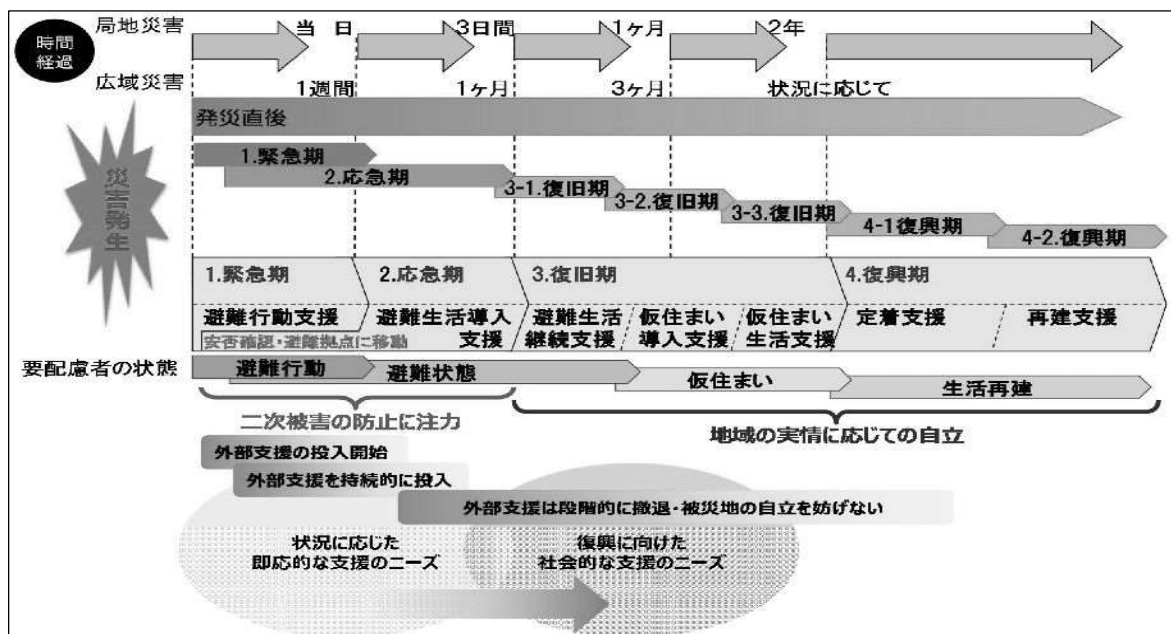
② 災害福祉の対応体制整備と二次避難所の運営

本市における災害福祉の対応体制を整えるために、福祉施設や在宅の要援護者の情報を集約し、地域の関係機関や他都市、国との連携を深め、この分野における的確な判断と迅速な対応が行えるよう、「(仮称)災害福祉調整本部」設置の準備を進めるとともに、高齢者・障害者施設の被災状況等の一元的管理のための情報共有システムを導入します。また、市内社会福祉法人・事業所と情報連携の仕組みづくり、他都市からの受援体制の構築などについて検討します。

さらに、一次避難所においては、令和2年度に策定した「災害時における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営体制を整えたうえで、必要に応じた整備を進めます。具体的には、令和元年東日本台風において、半数の避難所でしか開設されなかった要配慮者（高齢者・障害者・乳幼児等の災害時に配慮を要する方）専用スペースを、全ての避難所に整備したうえで、各避難所に避難された要配慮者に対し、利用を促していきます。

一方、要援護者の避難体制については、個別の避難計画作成支援の検討を進めるとともに、各入所施設における緊急時のショートステイの活用を図るなど、支援者・事業者・行政等が早い段階からの連携をとることで、的確な避難行動を促す仕組みづくりを進めます。

さらに二次避難所については、大規模震災などの避難生活が長期にわたる場合の備えとして、一次避難所における避難生活に支障をきたし、特別な配慮が必要となる方がいる場合に開設するものですが、本市との間で協定を締結した社会福祉法人等と協議を進め、備蓄物資の整備や開設訓練等を通じて、より実効性のある二次避難所の開設運営に向けた取組を進めます。



参考：支援ニーズの変化（出典：厚生労働省平成30年度社会福祉推進事業・株式会社富士通総研）

③ 災害ボランティアセンター（37頁参照）の運営

災害ボランティアセンター本部

本市、川崎市社会福祉協議会、かわさき市民活動センターの3者協定に基づき設置した災害ボランティアセンターにおいては、企業等の様々な団体による支援の受入体制の整備、運営に関わる地域の支援者の養成、川崎市社会福祉協議会の「設置・運営マニュアル」の更新や設置運営訓練の充実強化などの検討を進め、災害時における迅速な被災者支援への取組を推進します。



事務事業名等	現状	事業内容・目標		
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
災害救助その他援護事業 災害時に高齢者や障害者等の安全確保や円滑な避難を支援する災害時要援護者避難支援制度の運用など災害時援護体制の整備を図ります。	●災害時の要援護者に対する見守り体制の推進			
	<ul style="list-style-type: none"> 制度の広報、対象者の把握、地域における日頃からの見守り支援の推進、必要に応じた登録の勧奨等 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	●災害時に支援が必要な方の避難場所である、二次避難所の整備			
	R2 二次避難所の整備：202 か所 対象施設と区本部及び施設所管部署との連携強化を目的とした会議又は開設運営訓練の実施：各区1回以上 <ul style="list-style-type: none"> 備蓄品整備のモデル実施（各区2施設）を踏まえた整備の検討・実施 二次避難所管理運営マニュアルの運用・検証 	<ul style="list-style-type: none"> 二次避難所の整備：合計202か所以上 対象施設と区本部及び施設所管部署との連携強化を目的とした会議又は開設運営訓練の実施：各区1回以上 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	●大規模災害時における医療・福祉拠点機能の強化			
<ul style="list-style-type: none"> 病院等の関係機関との情報連携や調整機能の整備に向けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	
●火災風水害等の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給				
R2 支給件数：92件	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	
地域防災推進事業 自主防災組織の育成、民間企業との連携、防災訓練や研修等による、自助・共助（互助）・公助の取組・連携の強化や各主体の防災意識の向上により、地域防災力の向上を図ります。	●自主防災組織等への支援の実施			
	○災害時要援護者の登録制度及び支援組織への制度の効果的な啓発			
	<ul style="list-style-type: none"> 二次避難所の整備・拡充の取組と連携した効果的な啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	○地域の防災訓練支援ツールの周知及び内容の充実			
<ul style="list-style-type: none"> 「みんなで訓練48」、「川崎版HUG」の内容の充実等を踏まえた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	
●避難所運営体制の強化				
<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営マニュアルの改訂の内容等を踏まえた取組の推進 R1 避難所運営会議開催数：162回 R1 避難所運営訓練開催数：125回	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	

(2) 見守りネットワークの推進

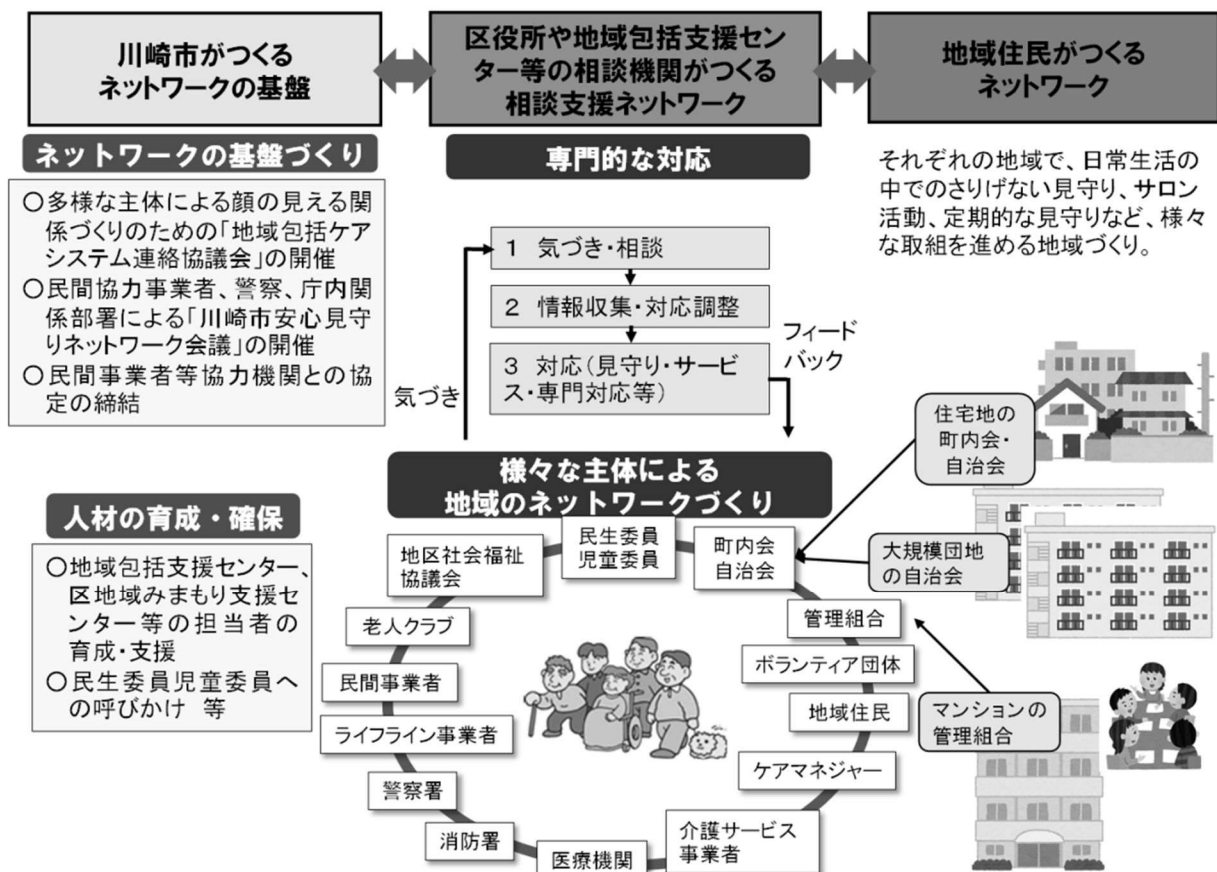
高齢化や核家族化の進展に対応するため、単身高齢者をはじめとする地域における見守りの充実が課題になっています。

地域における「見守りネットワーク」の基本となる活動として、小地域のネットワークの中で、高齢者が高齢者を介護する「老々介護」、認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認認介護」など、見守りが必要となる高齢者等を、住民同士がお互いに気にかける支え合いの仕組みづくりが求められています。

こうしたことから、様々な生活上の課題に対して「発見の目」となる支え合いの仕組みとして、コンビニエンスストアや新聞配達店等、より多くの地域の民間事業者等の協力機関と協定を締結し、見守りの「目」を増やしていくとともに、事例報告や支援に向けた情報交換を目的とした「安心見守りネットワーク会議」の開催などによる基盤づくりの取組を進めます。

また、様々な見守りの担い手による地域のネットワークづくりに向けて、民生委員児童委員の協力の下、一人暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯などの実態把握を進めるとともに、町内会・自治会や、集合住宅の自治会や管理組合等においても、日常生活の中でさりげない見守り、サロン活動などの住民主体による取組が、それぞれの地域で進んでいき、地域の相談機関なども包含した多様な主体による連携を推進し、安心して暮らし続けられる地域づくりにつなげていきます。

【地域のネットワークのイメージ】



事務事業名等	現状	事業内容・目標		
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
<p>地域見守りネットワーク事業</p> <p>ひとり暮らし高齢者等の異変を早期に発見し、支援ができるよう、地域に密着した事業者とのネットワークを構築します。</p>	<p>●単身高齢者等の生活上の課題に対して「発見の目」となる支え合いの仕組みづくりの推進</p> <p>○地域見守りネットワークの広報の実施</p> <p>・市政だより等による広報</p> <p>○協力民間事業所の拡充に向けた取組の実施</p> <p>R2 協力事業者数：68 事業者</p> <p>○人命救助につながった協力民間事業者への表彰</p> <p>R1 表彰者数：4件</p>	<p>・継続実施</p> <p>・協力事業者数:68 事業者以上</p> <p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>
<p>ひとり暮らし支援サービス事業</p> <p>ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援に取り組めます。</p>	<p>●ひとり暮らし等高齢者の地域における見守り事業の実施</p> <p>・地域における見守りの継続実施</p> <p>●区役所及び地域包括支援センターの支援による市民主体の見守りの推進</p> <p>○互助の仕組みや関係機関との連携体制の強化に向けた取組の推進</p> <p>・地域特性に応じた市民主体の「見守りネットワークづくり」</p> <p>●ICTを活用した効率的・効果的な高齢者見守り支援の実施</p> <p>・緊急通報システムの運用</p>	<p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>

(3) 虐待への適切な対応の推進

「児童虐待」「高齢者虐待」「障害者虐待」等といった言葉が一般に知られるようになり、虐待に至る理由の1つとしての社会的孤立を防ぐことの重要性も高まっています。市民一人ひとりが予防的に取り組み、自助・互助・共助・公助の組み合わせによる対応を進めていくことが、今後さらに必要と考えられます。

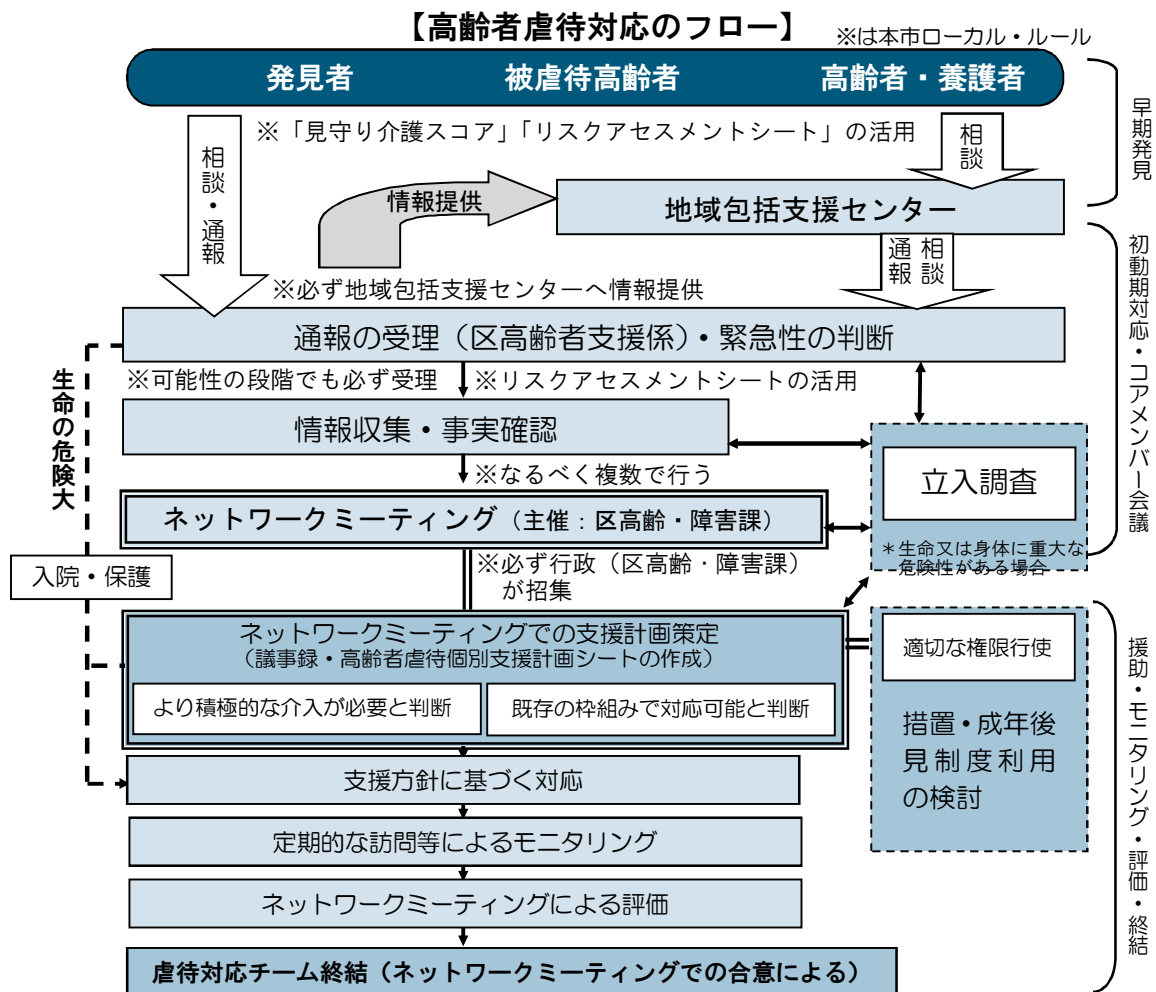
特に、子どもの健やかな成長を支えるためには、児童虐待に気づき、児童相談所、地域みまもり支援センター、関係機関等へ迷わず連絡し、家庭を支援することが必要で、そのためには地域のつながりを強めることも求められています。

高齢者や障害者についても、地域での見守りのネットワークを構築しつつ、介護者の負担感を軽減していくことが必要となっています。

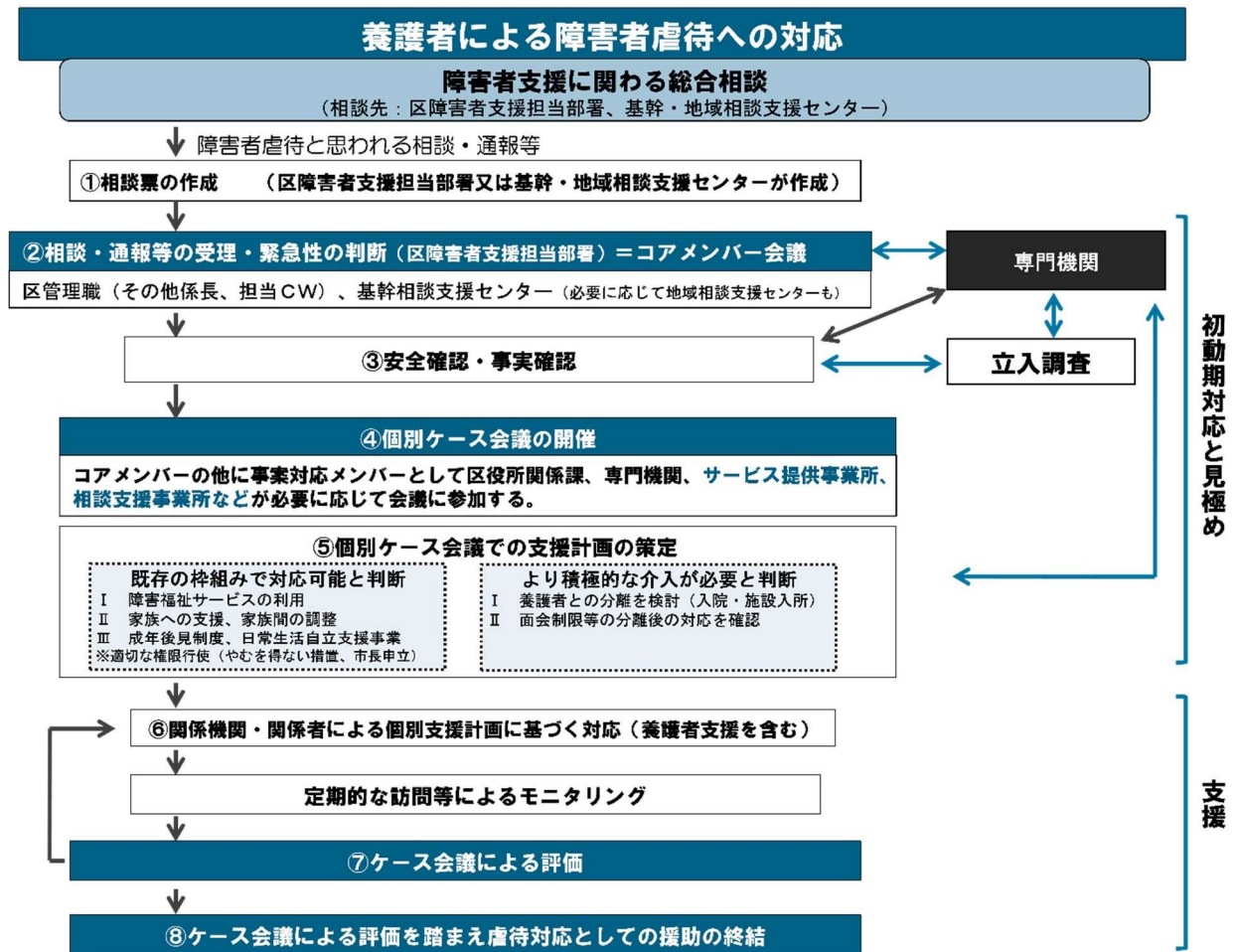
また、虐待への対応については、個人情報取り扱いへの配慮が必要ですが、地域で活動されている方々が、個人情報の取り扱いについて正しく理解し、適切に取り扱うとともに相手との信頼関係を築きながら、情報共有できるようにするなど、虐待への理解を促進するよう普及に努めていきます。

早期からの予防的な取組とともに、虐待が疑われる際には、速やかな対応を図り、虐待に対する一連の対応を自助・互助・共助・公助の組み合わせにより推進していきます。

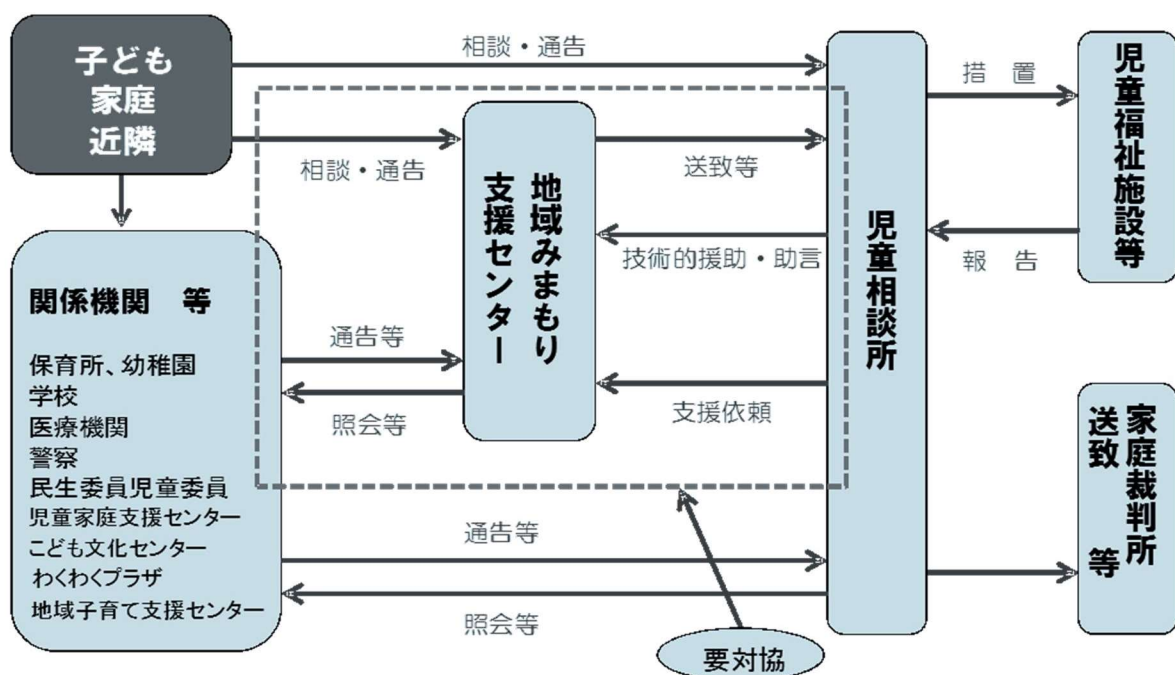
虐待に対する専門職種を中心とした対応のフロー



【障害者虐待対応のフロー】



【児童虐待対応のフロー】



事務事業名等	現状	事業内容・目標		
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
高齢者虐待防止対策事業 高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けて、市民への啓発や、専門的な支援の充実を図ります。	●高齢者虐待防止法に基づく適切な対応 ・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●高齢者虐待防止に向けた各種研修会の開催 ・職員向け虐待対応研修開催数：2回 ・事例検討会の開催、権利擁護に関する弁護士相談事業の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●身体拘束廃止に向けた取組の推進 ・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
障害者虐待防止対策事業 障害者虐待の早期発見・早期対応に向けて、市民への啓発や、専門的な支援の充実を図ります。	●障害者虐待防止法に基づく適切な対応 ・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●障害者虐待防止に向けた職員向け研修、事例検討会の開催 ・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
児童虐待防止対策事業 児童虐待の早期発見・早期対応、未然防止に向けた子育て支援や専門的な支援の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら普及啓発や地域の支援体制づくりを進めます。	●要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実 ・医療機関、警察、学校等との連携強化 ・要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の実施 ・法定研修の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●子ども家庭総合支援拠点の設置・運営 ・拠点設置に向けた検討	・継続実施	・拠点の設置・運営	・継続実施
	●児童虐待防止センターによる電話相談の実施 ・電話相談の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●児童虐待防止普及啓発活動の実施 R1 実施数：22 回	・実施数：22 回以上	・継続実施	・継続実施

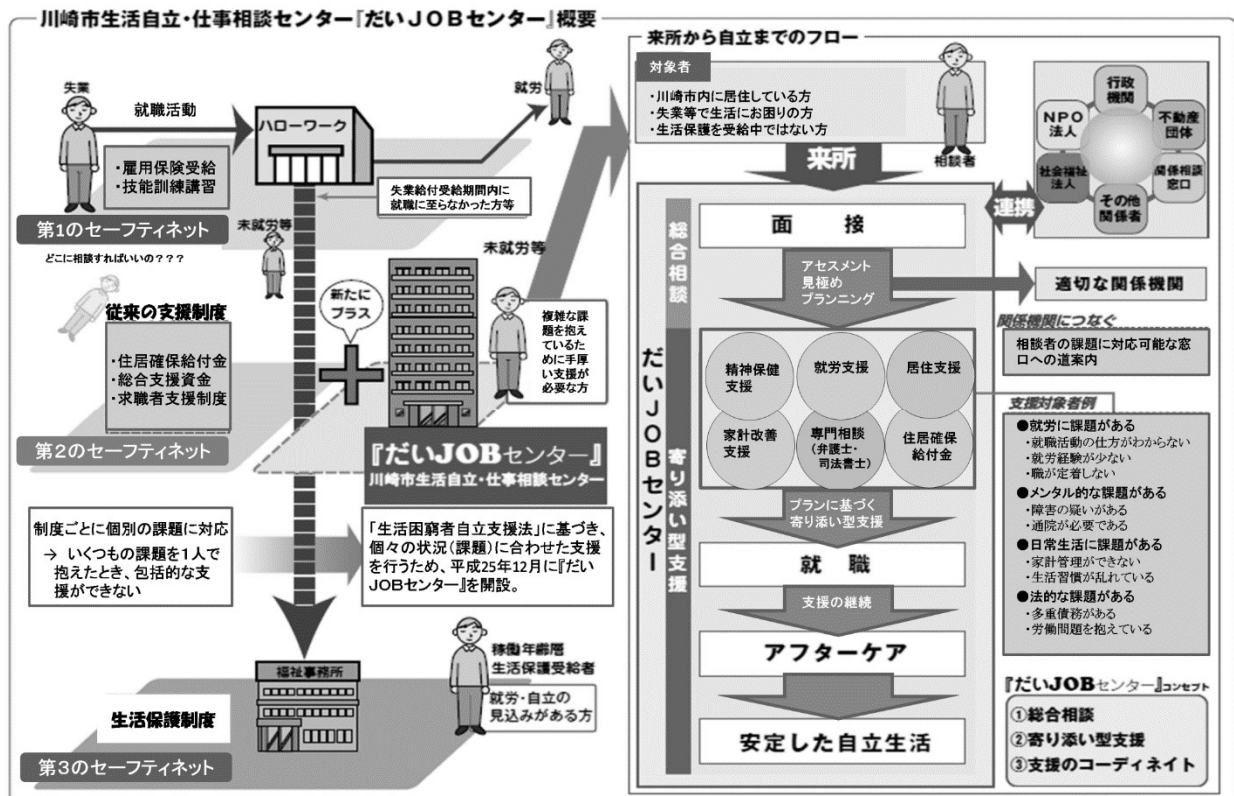
(4) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組

国においては、平成20(2008)年のリーマンショックによる社会経済環境の変化に伴い、生活保護受給者が急増する中、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成27(2015)年度に生活困窮者自立支援法が施行されました。本市では、失業等により経済的に困窮した生活困窮者が、生活保護に至る前の段階で早期に支援を受け、安定した生活ができるよう「川崎市生活自立・仕事相談センター(呼称:だいJOBセンター)」を同法施行前の平成25(2013)年12月に開設し、生活困窮者の社会的経済的自立に向けた支援を行ってきました。

だいJOBセンターでは、経済的な問題だけでなく、住まいの問題、心や健康上の問題、家庭の問題など、複合的な問題を抱える生活困窮者に個別的・包括的・継続的に対応するため、本人が気づかない課題も含め洗い出しを行い、その後、利用できる支援制度の整理、各種窓口への同行や居宅訪問による必要な手続きの補助など、相談者に寄り添った支援を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響による失業等で資金が必要になった世帯を含め、生活に困窮する世帯に対しては、緊急小口資金の特例貸付や生活福祉資金貸付を行う社会福祉協議会と連携した支援を行っています。

また、本市の就職に関する総合相談窓口である「キャリアサポートかわさき」では、キャリアカウンセラーによる就職相談、求職者の適性や希望に沿った求人の開拓・紹介、就職活動のノウハウを習得する就職準備セミナー等、求職者のニーズに応じた総合的な就業支援を実施しています。

【生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)の取組】



このほか、ひとり親支援として、児童扶養手当などの経済的支援を基盤としながら、生活・就労等支援の取組を進めます。また、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対し、公的責任で子どもの生活の場を確保し、より家庭に近い養育環境のもとで生活することができるよう里親制度の推進や児童養護施設等の運営支援など、社会的養護の推進に向けた取組を進めます。

里親家庭や施設に措置された児童は、児童福祉法の定めにより、原則として18歳まで（措置延長により20歳まで）に措置解除され、地域で生活することが求められることから、進学・就労に向けたきめ細かい相談支援を行うとともに、生活環境の変化に対応できるよう、施設等を退所した後も相談支援を受けることができる体制を確保するなど、自立支援に取り組みます。

さらに、再犯防止に向けて、令和元年度に策定した「川崎市再犯防止推進計画」（36頁参照）に基づき、本市を所管する横浜保護観察所や川崎市保護司会協議会等との連携を図りながら、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を進めます。

引き続き、地域の様々な機関や社会資源と連携し、困窮状態から早期に脱却できるよう様々な困難を抱えた人に対する支援の充実・強化を図ります。

フードバンクを知っていますか？

もったいない ➡ ありがとう

本市では、生活困窮者等で食料支援を求めている方に対して、円滑な食料提供ができるよう、フードバンクを実施している団体と連携し、支援を行っています。

また、食品ロスを削減し、食品の有効活用を図る目的で、家庭で使いきれない未利用食品を回収するための専用のボックスを市内に設置し、回収された食品をフードバンク団体にお届けするフードドライブ事業を実施しています。

これらの取組を通じて、生活困窮者への支援と、食品ロスの削減の両立を図る仕組みづくりを進めています。



事務事業名等	事業内容・目標			
	現状 令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
<p>生活保護自立支援対策事業</p> <p>生活保護受給世帯の中学生への学習支援等により、自立に向けた取組を推進します。</p>	<p>●生活保護受給世帯等の小中学生に対する「貧困の連鎖」の防止に向けた高校等への進学支援の実施</p> <p>・国の動向等を踏まえた事業の実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>
<p>生活困窮者自立支援事業</p> <p>生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、就労・生活の支援を行います。</p>	<p>●生活困窮者への就労・生活支援等の実施</p> <p>・国の動向等を踏まえた事業の実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>
<p>ひとり親家庭の生活支援事業</p> <p>ひとり親家庭の自立の促進に向けて、生活や就業等に関する相談支援を行うとともに、経済的支援をはじめとする各種支援の取組を進めます。</p>	<p>●児童扶養手当の支給</p> <p>・対象者への支給 R1支給世帯：6,077世帯</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>
	<p>●ひとり親家庭への医療費の一部助成の実施</p> <p>・一部助成の実施 R1助成世帯：5,305世帯</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>
	<p>●母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施</p> <p>R1 自立支援プログラム策定件数：44件</p>	<p>・自立支援プログラム策定件数：90件以上</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>
	<p>●ひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金の支給等資格取得支援の実施</p> <p>R1 高等職業訓練促進給付金新規認定：14件</p>	<p>・高等職業訓練促進給付金新規認定：25件以上</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>
	<p>●ひとり親家庭への日常生活支援の実施</p> <p>・制度の運用状況を踏まえた事業の推進</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>
	<p>●ひとり親家庭等の子どもへの生活・学習支援の実施</p> <p>・制度の運用状況を踏まえた事業の推進</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>
	<p>●母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営</p> <p>・事業実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>
	<p>●ひとり親家庭支援のあり方の検討と取組の推進</p> <p>・特別乗車証交付事業の見直しを含めた検討結果を踏まえた取組の推進</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>
<p>母子父子寡婦福祉資金貸付事業</p> <p>修学資金や就業資金等の資金を貸し付けることにより、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図ります。</p>	<p>●母子父子寡婦家庭への修学資金や修業資金等の貸付事業の実施</p> <p>R1 貸付件数：379件</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>
	<p>●貸付金の滞納整理及び長期未納の防止に向けた取組の推進</p>			

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
<p>子ども・若者支援推進事業</p> <p>子ども・若者が自立して社会生活を営むことができるよう取り組むとともに地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える取組を推進します。</p>	<p>●子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 困難な課題を抱える子ども・若者を見守り、支える体制の強化及び専門的な支援の充実 子どもの貧困対策における施策の総合的な推進 <p>●ひきこもり等児童福祉対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ひきこもり・不登校等の児童に対して、個別支援活動及び集団支援活動の実施 <p>●児童家庭支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における身近な相談・支援の実施 			
<p>里親制度推進事業</p> <p>家庭での養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、里親制度の普及啓発や里親登録数の増加、里親支援機関と連携した里親への養育支援等、里親制度の推進を図ります。</p>	<p>●里親制度の普及・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 里親養育体験発表会及び制度説明会の開催 R1 開催回数：15回 <p>●里親養育技術向上のための研修会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> R1 開催回数：3回 <p>●家庭の雰囲気を経験するためのふるさと里親事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> R1 登録者数：168人 <p>●INPO、学校、保育園、乳児院、児童養護施設等の多様な主体と連携した里親支援機関事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施 			
<p>児童養護施設等運営事業</p> <p>児童養護施設等における要保護児童の処遇向上に向け、良好な家庭の環境での養育の推進を図ります。</p>	<p>●児童養護施設、児童心理治療施設及び乳児院における社会的養護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 3施設合計7か所 <p>●地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭に近い環境での支援の実施 <p>●社会的自立に向けた支援等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労や生活に関する相談支援等の実施 学習・進学等に関する支援の実施 			
<p>更生保護事業</p> <p>犯罪者の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。</p>	<p>●保護司会等、更生保護関係団体への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組の推進 <p>●社会を明るくする運動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組の推進 <p>●再犯の防止に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組の推進 			
<p>「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援</p> <p>キャリアカウンセラーによる就職相談、求職者の適性や希望に沿った求人の開拓・紹介、就職準備セミナー等、求職者のニーズに応じた総合的な就業支援を行います。</p>	<p>●求職者のニーズに応じた個別相談、セミナー等の総合的な就業支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> R1 就職決定者数：502人 			

(5) ひきこもり対策等の推進

これまで、ひきこもり当事者及び家族を対象として、精神保健福祉センターにおいて、相談事業を推進してきました。令和3（2021）年4月に川崎市複合福祉センター「ふくふく」内に「ひきこもり地域支援センター」を開設し、支援にあたり個々の状況やニーズに応じた適切な支援が行えるよう、児童、教育、労働などの様々な分野の関係機関が相互に連携のうえ、相談・アセスメント機能などのひきこもりの方に対する支援体制の充実を図ります。

さらに、学校や事業主、地域住民等の身近な地域の多様な主体と協働し、自殺に追い込まれず、安心して暮らせる社会の実現に向けて、自殺の実情を把握し、多様な主体の間で連携を図り、適切な医療を提供する体制の整備や、自殺未遂者及びその家族に対する支援、遺族等に対する支援を推進していきます。

事務事業名等	現状	事業内容・目標		
	令和元～2（2019～20）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
社会的ひきこもり対策事業 研修会等を開催し、社会的ひきこもりへの効果的な対策や、支援体制の強化を図ります。	●一時相談及び社会的ひきこもり本人・家族等からの電話・面接・家庭訪問による支援 ・ひきこもり地域支援センターによるひきこもり状態の一次相談及び社会的ひきこもり支援の取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●ひきこもり相談従事者の育成 R2 研修：1回	・研修1回開催	・継続実施	・継続実施
自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 ひとりでも多くの生命を守るため、地域の多様な主体と協働した、安心して暮らせるまちづくりにより、自殺に追い込まれない社会の実現に向けた取組を進めます。	●自殺の防止等に関する市民の理解の増進 ・自殺予防に関する普及啓発事業の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上 ○身近な人の様々な悩みに気づき、寄り添い、見守り、話を聴き、支援につなぐゲートキーパーの養成 R2 市民向け講座の実施回数：6回 R2 民間事業者、職能団体、市職員等への講座開催回数：13回	・市民向け講座の実施回数：6回 ・民間事業者、職能団体、市職員等への講座開催回数：13回	・継続実施	・継続実施
	○障害者相談支援センター、地域包括支援センターなどの地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携の推進 R2 地域精神保健関連研修開催回数：南・中・北部各1回	・地域精神保健関連研修開催回数：南・中・北部各1回	・継続実施	・継続実施
	●自殺未遂者に対する支援の実施 ・自殺未遂者やその家族支援のための、関係機関による連携体制の構築	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●「自殺対策総合推進計画」に基づく取組の推進 ・「第3次自殺対策総合推進計画」の策定（R2）	・計画に基づく取組の実施	・継続実施	・継続実施

基本目標4 連携のとれた施策・活動の推進

地域福祉の推進に向けては、専門多職種の更なる連携の充実とともに、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が進んでいくことが重要です。こうした取組が進んでいくように、行政や社会福祉協議会などが、各地域の課題解決に向けた支援を行い、多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られるような環境づくりを進めます。

そのため、(1)保健・医療・福祉の連携、(2)福祉・介護等サービスの基盤整備等、(3)市民・事業者・行政の協働・連携、(4)社会福祉協議会との協働・連携、(5)総合的な施策展開に向けた連携体制に取り組みます。

(1) 保健・医療・福祉の連携

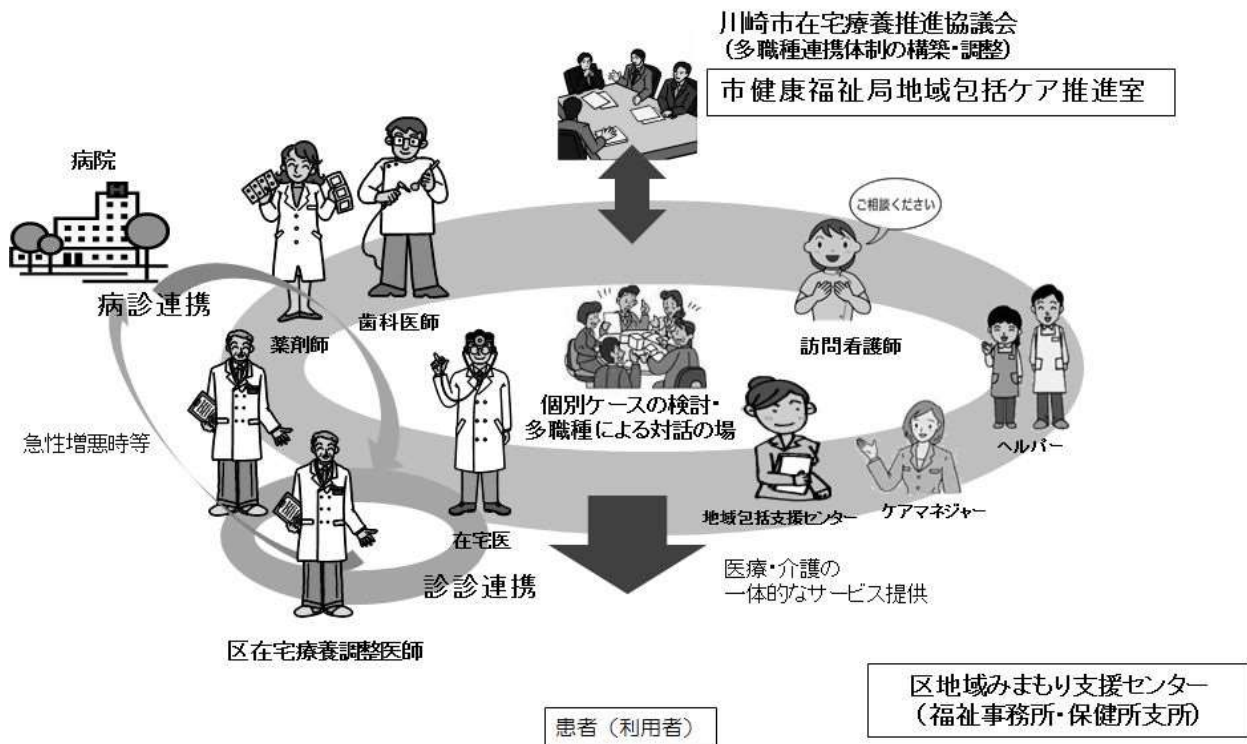
高齢化の進展に伴う疾病構造の変化に対応して、従来の「治す医療」から生活の質(Quality Of Life (以下、「QOL」という。))を重視した「治し支える」医療への転換の必要性が高まっています。

あわせて、QOLの向上に向けては、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することが重要と考えられます。

こうしたことから、疾病の予防・早期発見のために、妊婦・乳幼児健診や各種がん検診などを医療機関と連携を図りながら進めます。さらに、高齢者をはじめとして、在宅での療養環境の充実を図ることが求められており、保健・医療との更なる連携を進めます。

今後に向けて、疾病の予防・早期発見のための各種健診・検診の機会を確保するとともに、住み慣れた自宅等でも、安心して医療が受けられるように、在宅医療・ケアについての市民への啓発を進め、かかりつけ医を中心に、訪問診療などに取り組みやすい環境づくりを推進し、関係多職種との更なる連携を図りながら、在宅療養環境の整備を進めます。あわせて、急性増悪の際の病院への入院や、退院支援など、病院と在宅医療等の連携を進めます。

【在宅医療・ケアシステムのイメージ】



事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
<p>がん検診等事業</p> <p>健康増進法や国の指針等に基づき、がん検診等を適切に実施します。</p>	<p>●国の指針等に基づくがん検診等の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の指針に基づく肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	<p>●がん検診及び精密検査の未受診者への受診勧奨の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> がん検診・特定健診等コールセンターの運用 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	<p>●がん検診の受診率向上に向けた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 検診受診歴等のシステムの情報を活用した個別受診勧奨、再勧奨等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	<p>●がんに対する意識向上の取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 包括協定の締結企業等と連携した普及啓発等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
<p>妊婦・乳幼児健康診査事業</p> <p>妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など母と子の健康増進を図ります。</p>	<p>●特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施</p> <p>R1 助成件数：2,180件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 助成件数：2,230件 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	<p>●妊婦健康診査の費用の一部助成の実施</p> <p>R1 助成件数：174,662件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 助成件数：167,407件以上 	<ul style="list-style-type: none"> 助成件数：167,466件以上 	<ul style="list-style-type: none"> 助成件数：168,020件以上
	<p>●各区地域みまもり支援センターや医療機関での乳幼児健康診査の実施</p> <p>R1 受診者数：63,446人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受診者数：64,900人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	<p>●健診未受診者へのフォローの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> フォローの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	<p>●医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施

事務事業名等	現状	事業内容・目標		
	令和元～2（2019～20）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
<p>在宅医療連携推進事業</p> <p>医師、看護師、介護支援専門員など多職種が連携し、医療・介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組めます。</p>	●24時間365日の在宅医療推進の仕組みづくり			
	○多職種連携の促進に向けた在宅チーム医療を担う地域リーダー研修等による人材養成			
	R2 在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者数：累計923人	・継続実施 累計：1,150人	・継続実施 累計：1,300人	・継続実施 累計：1,450人
	○各区に配置した在宅療養調整医師による在宅療養の推進			
	・在宅療養調整医師の配置（7名）	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●医療と介護の連携に向けた仕組みづくり			
	○在宅療養推進協議会における多職種連携の強化、在宅療養患者に対する一体的な支援体制の構築に向けた協議の実施			
	R2 協議会開催回数：3回	・協議会開催回数：3回	・継続実施	・継続実施
	○円滑な多職種連携による、日常の療養や退院、急変時における、より良いケアの提供の推進			
	・円滑な連携を図るためのルール・ツールづくり	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	○多職種への医療的助言、医療資源等の把握、退院調整支援等の取組の推進			
	・在宅医療サポートセンターの運営	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	○地域リハビリテーション体制の構築			
・実態を踏まえた取組の検討	・実態を踏まえた取組の推進	・継続実施	・継続実施	
○看取りの提供体制の検討				
・実態を踏まえた取組の検討	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	
●在宅医療・ケアに関する市民啓発の推進				
在宅医療や終末期をテーマとしたシンポジウムの開催回数：1回	・シンポジウムの開催回数：1回	・継続実施	・継続実施	
・リーフレット「在宅医療Q&A」、在宅医療情報誌「あんしん」の発行	・リーフレット等の発行、配布			

(2) 福祉・介護等サービスの基盤整備等

今後の超高齢社会においては、ケアを必要とする人は増加していくことが見込まれます。こうした中で、個々人の尊厳を保持し、本人が希望する生活を実現していくためには、ケアを必要とする人への多様な対応が求められています。

高齢分野では、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を行い、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進めます。

障害分野では、グループホーム整備の支援の取組や、希望する住まいでの継続した生活を支援できるよう、多様なニーズに対応できるサービス基盤の整備に向けた取組を進めます。

児童分野では、子育てしやすい環境の整備に向けて、保育所の整備をはじめとした待機児童対策を推進するとともに、乳幼児期の子どもの生活の場と成長を支える「保育・幼児教育」や、子どもの心身の成長と保護者の子育てを支える「母子保健」といった、子どもの成長を根幹から支える基盤制度に引き続き取り組みます。

さらに、大規模建替えに伴う市営住宅用地の活用を推進していきます。

事務事業名等	事業内容・目標			
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
介護サービスの基盤整備事業 多様な手法により、特別養護老人等の整備や地域密着型サービスの充実などの、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進めます。	●「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（かわさきいきいき長寿プラン）」の着実な推進 ・「第8期」計画の策定	・計画に基づく取組の実施 ・「第9期」計画の策定	・取組の推進	・取組の推進
	●特別養護老人ホームの整備 R3.3の累計 4,901 床	・取組の推進	・取組の推進	・累計：5,281 床
	●介護付有料老人ホームの整備 R3.3の定員数：7,584 名	・取組の推進	・取組の推進	・累計：7,944 名
	●認知症高齢者グループホームの整備 R3.3の累計 263 ユニット	・取組の推進	・取組の推進	・累計：278 ユニット
	●定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備 R3 (2021) .3の累計 22 か所	・取組の推進	・取組の推進	・累計：31 か所
	●（看護）小規模多機能型居宅介護の整備 R3 (2021) .3の累計 65 か所	・取組の推進	・取組の推進	・累計：87 か所
	●高齢者福祉施設の老朽化対策及び再編整備の推進 ○「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画」及び「高齢者・障害児者福祉施設再編整備第1次実施計画」に基づく取組の実施			
	計画に基づく建替え支援の実施	・取組の推進	・取組の推進	・第2次実施計画の策定予定（R10）〔2028〕
障害福祉サービスの基盤整備事業 障害者の地域における生活の場や、日中活動の場を確保するため、障害者通所事業所等の整備を進めます。	●障害者通所事業所の整備 R2 (2020) .4月の生活介護事業所数：全 74 か所	・順次拡充	・継続実施	・継続実施
	●短期入所事業所の整備 ○特別養護老人ホームへの併設や拠点型施設における整備			
	・特別養護老人ホームに併設（中原区 12 床） ・拠点型施設における整備（中原区 12 床）	・順次拡充	・継続実施	・拠点型施設における整備（高津区、麻生区）（R5）〔2023〕

事務事業名等	事業内容・目標			
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
	●障害児・者福祉施設の老朽化対策及び再編整備の推進 ○「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」に基づく取組の実施 ・計画に基づく施設の寿命化や建替え等の支援の実施			
		・継続実施	・継続実施	・第2次実施計画の策定予定（R10）〔2028〕
公立保育所運営事業 市内の保育施設における保育の質の維持・向上に向け、民間保育所への支援機能を強化するとともに、在宅で子育てする家族への支援機能を充実します。	●公立保育所における地域の子ども・子育て支援及び民間保育所等への支援			
	・育児相談などの支援の実施 ・川崎区保育・子育て支援センター及び中原区保育・子育て総合支援センターの運営開始	・宮前区保育・子育て総合支援センター及び多摩区保育・子育て総合支援センターの整備	・継続実施	・宮前区保育・子育て総合支援センターの運営開始（予定）及び多摩区保育・子育て総合支援センターの整備
認可保育所整備事業 高まる保育ニーズに適切に対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所等における保育受入枠の拡大を推進します。	●さまざまな手法を活用した認可保育所等における保育受入枠の拡大			
	・R3 (2021) .4 の定員数確保に向けた整備等 1,827 人	・R4 (2022) .4 の定員数確保に向けた整備等 1,562 人	・R5 (2023) .4 の定員数確保に向けた整備等 1,567 人	・R6 (2024) .4 の定員数確保に向けた整備等 1,687 人
市営住宅等ストック活用事業 「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、建替えや改善の実施、市営住宅の活用を進めます。	●「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく効率的な整備・管理の推進			
	・取組の推進・進行管理 ・管理・整備等の運営の総合的なあり方検討	・計画改定に向けた取組の検討	・継続実施	・継続実施
	●計画的な市営住宅の建替え及び改善等の推進			
	R1 建替え・改善等実施完了棟数 1 棟 R2 建替え・改善等実施完了棟数 6 棟	R3 建替え・改善等実施完了棟数 13 棟	・継続実施	・継続実施
	●「地域包括ケアシステム」の構築に向けた大規模建替えに伴う市営住宅用地の活用の推進			
	・市営住宅用地の活用に関する調整	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(3) 市民・事業者・行政の協働・連携

限られた資源のもとで、多様性を重視した対応を効率的・効果的に図っていくためには、行政だけではなく、住民、町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、事業者など、市内の多様な主体による適切な役割分担が求められてきます。

そのため、自助、互助、共助、公助の役割分担による各々の特徴を活かし、柔軟な組み合わせによる「支え合い」の仕組みづくりをめざしています。

本市においては、これまで培ってきた多くの「ボランティア団体」の活動や、都市部の特徴ともいえる多くの「民間資源」の継続的な活動を推進していくことをめざしており、地域の目標を地域全体で共有していくため、地域のマネジメント機能を強化し、更なる市民・事業者・行政の協働・連携を進めます。

① 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）の取組

本市においては、地域包括ケアシステムの構築に向けて「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下、「地域みまもり支援センター」という。）において、個別支援の充実と地域力の向上を図るため、地域課題の把握を進めています。

また、地域課題の解決に向けて、行政内部においても、保健福祉部門だけでなく、地域振興部門、住宅部門、生涯教育部門などと連携した取組が求められていることから、医療・保健・福祉（介護）に関する専門職種、住民等との課題や地域の将来像の共有を図り、お互いに資源情報を持ち寄り、課題の優先順位を考慮しながら、地域のマネジメント機能を強化していくことをめざしています。

こうした取組を着実に推進するため、「地域みまもり支援センター」の組織体制についても、PDCAサイクルの中で着実なマネジメント機能の充実を図ります。

② 各区における「地区カルテ」の作成（50頁参照）

地域みまもり支援センターにおいては、「自助」とともに、「互助」の仕組みづくりにつなげていく取組を進めることが必要という認識のもと、住民と、(ア)小地域ごとに基本的な統計データや地域資源情報を共有し、(イ)地域課題について話し合い、合意形成を図り、(ウ)課題解決のための取組を進めることが必要と考えます。

そのため、まずは、住まい・生活支援・医療・介護・予防などの地域課題における必要な情報を行政内部で継続して共有できる仕組みづくりを進め、必要な小地域ごとの統計データや地域資源情報を整理したものを「地区カルテ」と位置付け、これにより、地域課題を把握していくための資料とします。

さらに、こうした過程の中で把握される地域課題について、関連する行政計画の策定に際して、今後の施策展開の方向性を定める視点として整理していきます。

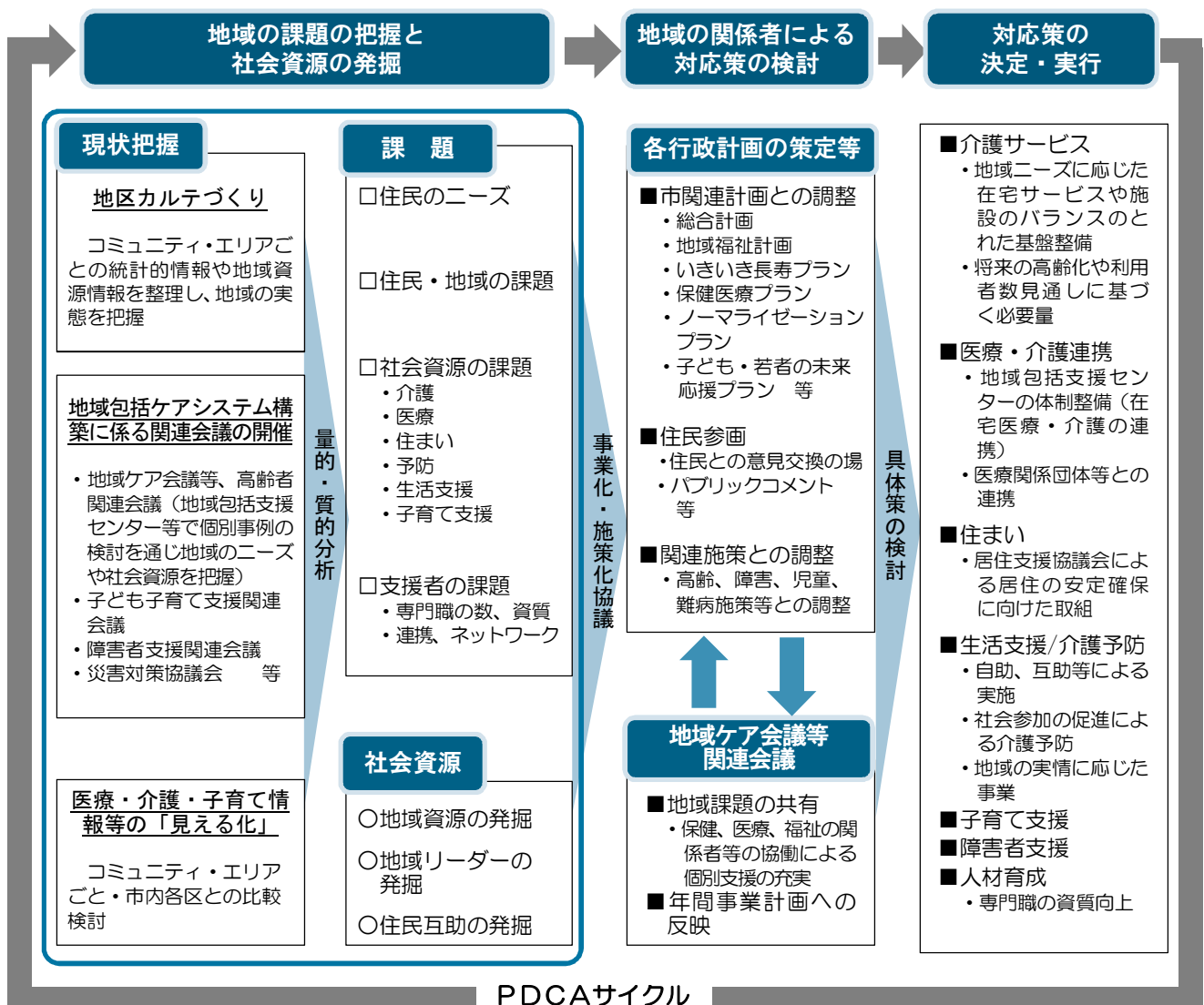
③ 各区における地域マネジメントに向けた取組

「地区カルテ」については、各区において、基本的な地域情報については、44 の地域ケア圏域ごとに整理しますが、小地域の単位については、これに捉われず、地域の実情に応じて、地域住民との地域課題に関する合意形成・取組の推進に向けた考え方を考慮して、働きかける範囲を設定していくこととします。

各区において、小地域ごとに「地区カルテ」を作成し、地域住民と継続的に検討の場を持ちながら、地域づくりに向けた働きかけの手法の検討を進め、自助・互助・共助・公助の役割分担による市民・事業者・行政の協働・連携によるまちづくりを進めます。

こうした取組は、本市が進める地域包括ケアシステムの構築に向けた1つの方策と考えられるため、本市の地域福祉の向上に向けた施策展開の中でも、地域マネジメントによる地域づくりの取組を活かしながら、関連する施策の展開を図っていきます。次の表では、PDCAサイクルによる「地域づくりに向けた取組イメージ」をまとめています。

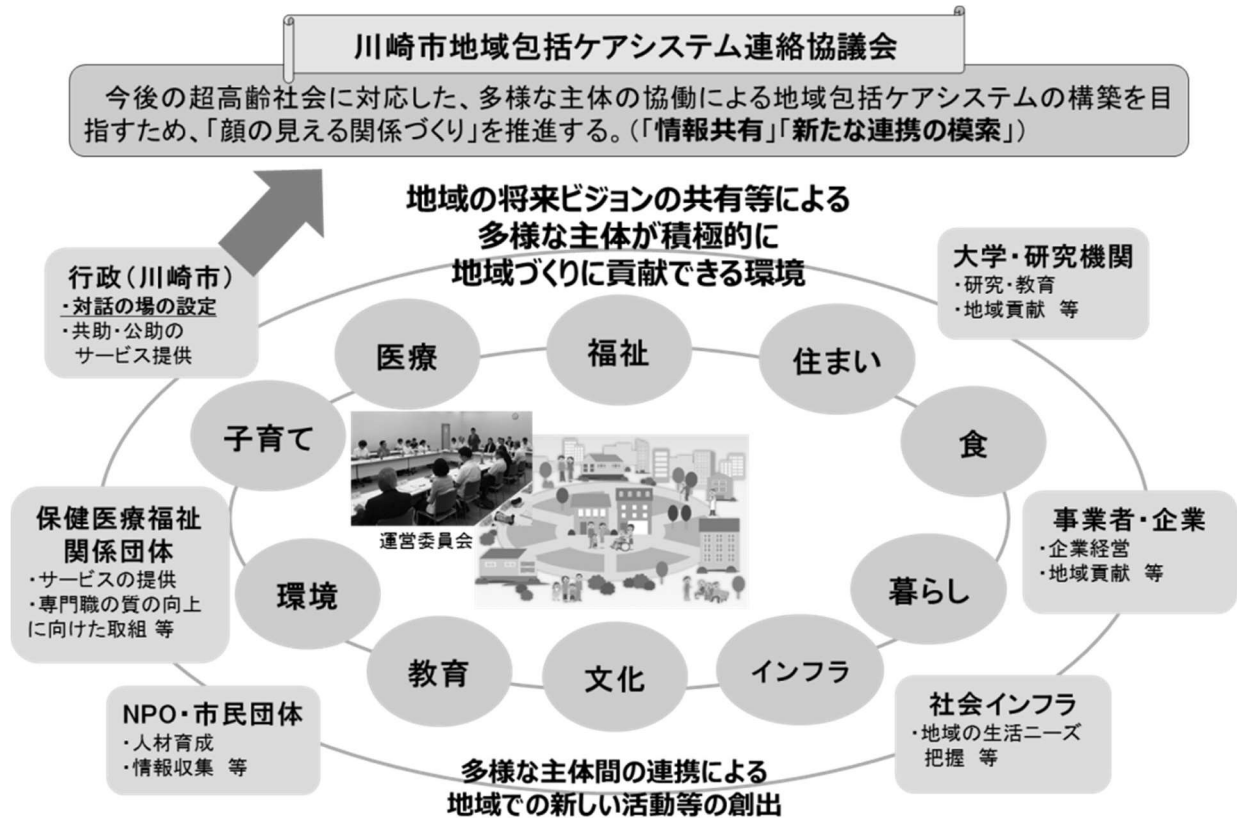
【地域づくりに向けた取組イメージ】



PDCAサイクル

④ 川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会の運営

地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉関係団体、民間企業、大学等研究機関などの多様な関係機関が自由に情報交換・対話を進め、顔の見える関係づくりを通じて、それぞれの主体に応じた役割を自発的に担っていただけるよう、多様な参加者による新たな連携の可能性を模索し、気づきを得られる場づくりを進めます。



事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
地域包括ケアシステム推進事業 誰もが、住み慣れた地域等で、安心して暮らし続けることができる仕組みの構築を推進します。	●地域包括ケアシステムの理解促進に向けた普及啓発の取組の実施			
	・リーフレットやポータルサイトなど、多様な手法による普及啓発の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●多様な主体と連携した地域づくりの取組の推進			
	○地域資源の把握及び人材の養成・場づくりの推進			
	・小地域単位でのワークショップ等の開催促進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
○多様な主体による取組の共有・連携の推進				
R2 地域包括ケアシステム連絡協議会の開催回数：1回 ・充実強化、会員数の拡大	・継続実施 開催回数：2回	・継続実施	・継続実施	
連絡協議会の協議内容を検討する地域包括ケアシステム運営委員会の設置、開催：2回	・継続実施 開催回数：2回			
○地域包括ケアシステム懇話会の開催（交流会・講演会）				
R2 開催回数：0回	開催回数：3回	・継続実施	・継続実施	

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
認知症高齢者対策事業 認知症に関する普及啓発や認知症等行方不明SOSネットワークの充実を図り、認知症高齢者等の地域による見守り機能の充実を図ります。	●認知症対応力向上に向けた各種研修の開催			
	R1 認知症介護指導者養成研修受講者数：1人	・受講者数：2人以上	・継続実施	・継続実施
	R1 認知症サポート医養成研修受講者数：12人	・受講者数：3人以上		
	R1 フォローアップ研修受講者数：22人	・受講者数：30人以上		
	R1 かかりつけ医研修受講者数：24人	・受講者数：50人以上		
	R1 病院勤務医療従事者の認知症対応力向上研修受講者数：37人	・受講者数：150人以上		
●早期診断・早期対応に向けた取組				
・認知症訪問支援チームによる支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
・軽度認知障害(MCI)スクリーニング検査モデル事業の実施	・継続実施	・本格実施に向けた検証	・本格実施	
	・認知症疾患医療センターの2か所増設(計4か所)	・継続実施	・継続実施	
●認知症高齢者等の支援の実施				
・認知症サポーター養成講座の実施 R1 受講者数：5,865人	・受講者数：8,000人以上	・継続実施	・継続実施	
・認知症ケアバス等の普及啓発や、認知症カフェの普及に向けた取組の実施	・継続実施			
・若年性認知症支援コーディネーターによる就労支援等の実施	・継続実施			
	・認知症の普及啓発イベントの実施			
	・認知症対応型グループホーム利用者への家賃等助成事業の実施			
●介護者の負担軽減に向けた取組の推進				
・認知症コールセンターの運営	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
・「認知症等行方不明 SOS ネットワーク事業」の実施				
●社会福祉審議会の運営				
R2：1回開催	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●各分科会の適正な実施				
・地域福祉専門分科会 R2：4回開催	・1回開催	・1回開催	・R5：4回開催	
●社会福祉審議会改選(3年ごと)				
・改選	・継続実施	・継続実施	・改選	
●「川崎市地域福祉計画」の進行管理及び計画策定に向けた取組の実施				
・計画の策定	・第6期計画に基づく取組の推進	・継続実施	・計画の策定	
●地域福祉実態調査の実施及び分析				
・調査結果の分析		・調査の実施	・調査結果の分析	
●地域福祉の推進を図るため、地域福祉計画の周知や進捗状況の管理を行うとともに、3年ごとに計画を見直します。				

事務事業名等	現状		事業内容・目標	
	令和元～2 (2019～20) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
<p>多様な主体による協働・連携推進事業</p> <p>多様な主体が地域課題解決に向けて取り組めるよう必要な環境を整備するとともに、多様な主体との協働・連携の取組を推進します。</p>	<p>●コミュニティ施策の再構築に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組の推進 継続実施 継続実施 継続実施 <p>●地域人材の担い手拡充に向けた取組の実施</p> <p>○プロボノワーカー（仕事で培った経験やスキルを活かしたボランティア活動を行う人）と市民活動団体等とのマッチング事業</p> <ul style="list-style-type: none"> マッチング事業の実施 継続実施 継続実施 継続実施 <p>●協働・連携ポータルサイト「つなぐとどKAWASAKI」の運用</p> <p>○ICTを活用した地域活動やボランティア活動への参加の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> サイトを活用した支援 継続実施 継続実施 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> 運用状況、検討結果に応じた機能拡充 <p>●企業、大学、他自治体など多様な主体との協働・連携の取組</p> <p>○それぞれの得意分野や地域特性を活かした協働・連携の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 協定締結数： 企業：392件 大学：75件 ※R3.2 現在 継続実施 継続実施 継続実施 			
<p>かわさき健幸福寿プロジェクト</p> <p>要介護度の改善・維持を図った介護サービス事業所及びサービス利用者に、インセンティブを付与することで、安心して介護サービスを利用できる仕組みづくりをめざします。</p>	<p>●プロジェクト実施による要介護度等の改善・維持の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加事業所数：338事業所（R1） 参加者の要介護度改善率17.5%（R1） 参加者の要介護度維持率66.4%（R1） 継続実施 継続実施 参加事業所数（R5）350事業所以上 参加者の要介護度改善率（R5）17.8%以上 参加者の要介護度維持率（R5）68.8%以上 			
<p>健康リビング事業</p> <p>衛生的な住まい方に関する支援を実施し、健康で快適な生活環境を確保します。</p>	<p>●衛生的な住環境の確保に向けた取組の実施</p> <p>R1講習会実施回数：126回</p> <ul style="list-style-type: none"> 講習会実施回数：144回以上 継続実施 継続実施 			
<p>居住支援協議会の運営</p> <p>高齢者、障害者、低所得者、外国人等の居住の安定に向け、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。</p>	<p>●「居住支援協議会」による入居・生活支援の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 入居支援体制による支援の実施 継続実施 継続実施 継続実施 <p>●居住支援制度による住宅確保配慮者の居住の安定化</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住支援制度による入居支援 継続実施 継続実施 継続実施 <p>R1支援件数：135件</p>			

(4) 社会福祉協議会との協働・連携

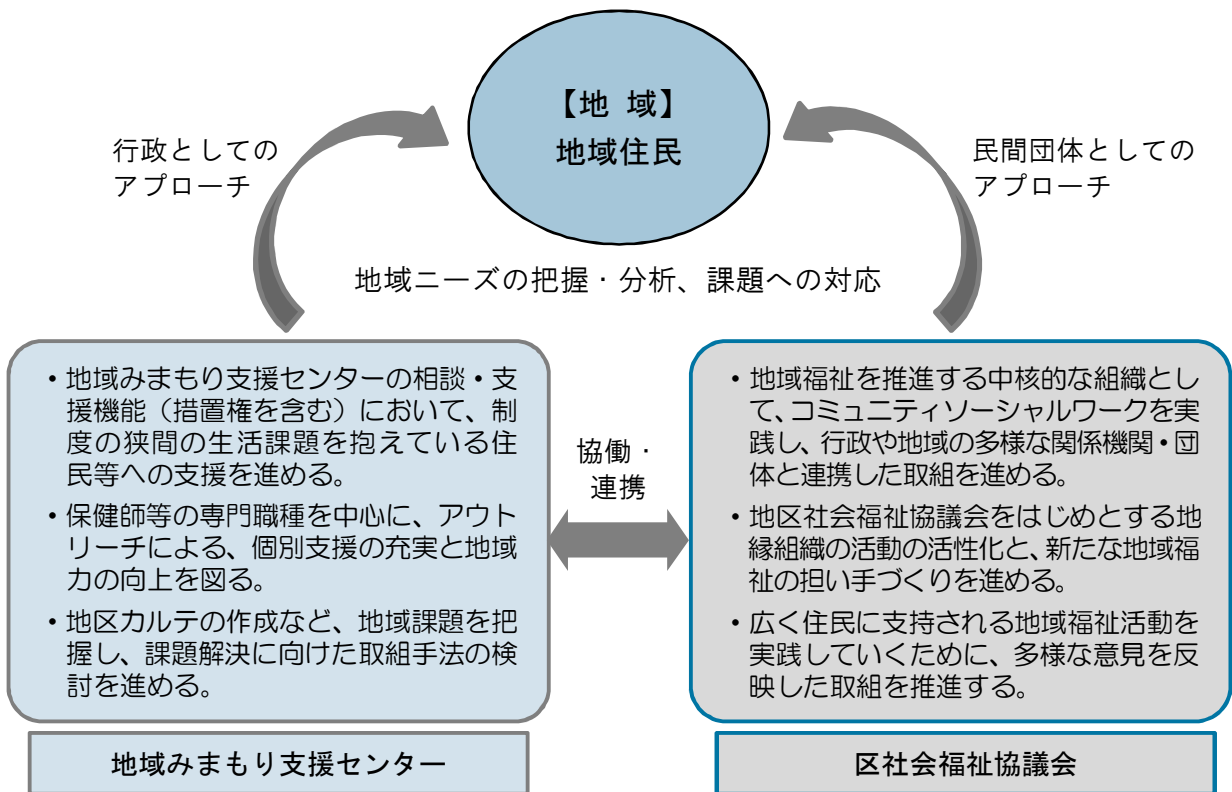
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、「**地域福祉の推進を図ることを目的とする団体**」で、①地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、②住民主体の理念に基づき、地域福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行う、④市区町村、都道府県、指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織とされています。

一般に、社会福祉協議会は、地域の生活者が抱える様々なニーズを掘り起こし、生活者相互の自治的活動を結び付け、地域での問題解決の力を組織化し、共通する課題にまとめあげるとともに、こうした組織化を基礎として、地域社会と行政の中間媒介組織として、課題の実現に向けて調整を図っていく機能を担っています。また、住民主体を基本として、地域社会の組織化や住民ニーズに応えるコミュニティソーシャルワークを展開することをめざしています。

こうしたことから、社会福祉協議会と行政が緊密な協働・連携を図ることが、地域福祉の向上に必要と考えられます。

また、政令指定都市である本市においては、市民に最も身近な窓口は、区役所であり、区社会福祉協議会であるので、両者における協働・連携を基礎に、その目的をより効果的に達成できるよう、本市と川崎市社会福祉協議会の協働・連携を推進します。

【地域との協働・連携のイメージ】



事務事業名等	現状	事業内容・目標		
	令和元～2（2019～20） 年度	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度
社会福祉協議会との協働・連携 地域福祉の推進を図るとともに、地域福祉の担い手を育成し、地域で活動する団体等の連携を推進するため、社会福祉協議会の機能や役割の充実を図ります。	●社会福祉協議会の支援、連携			
	・地域福祉の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●ボランティア活動振興センターの支援				
	・ボランティア等とのコーディネート	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(5) 総合的な施策展開に向けた連携体制

本市がめざす、すべての地域住民を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築は、国が掲げる「地域共生社会の実現」と概ね同様の方向をめざしています。

こうした中で、「地域共生社会の実現」は、地域生活課題の解決に向けて、福祉分野に留まらず、広範囲な施策領域と連携を進めていくことが求められており、本市においては、これに先立ち、これまで行政施策全般の連携による「地域包括ケアシステム」構築をめざしてきました。

具体的には、医療・保健・福祉（介護）だけでなく、地域振興部門、住宅部門、生涯学習部門など、幅広い行政施策領域で部局横断的に連携して取組を推進していくため、市長、副市長、各局区の幹部職員による「川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議」を開催し、庁内での情報共有を図るとともに、各部署においても、地域包括ケアシステム構築に関わる取組を我が事として推進していくことの意識づくりを進めています。

事務事業名等	現状	事業内容・目標		
	令和元～2（2019～20） 年度	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度
川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議 庁内における施策の調整を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●総合的な施策展開に向けた連携体制づくり ・推進本部会議の開催 R2：2回 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施

各区計画の概要

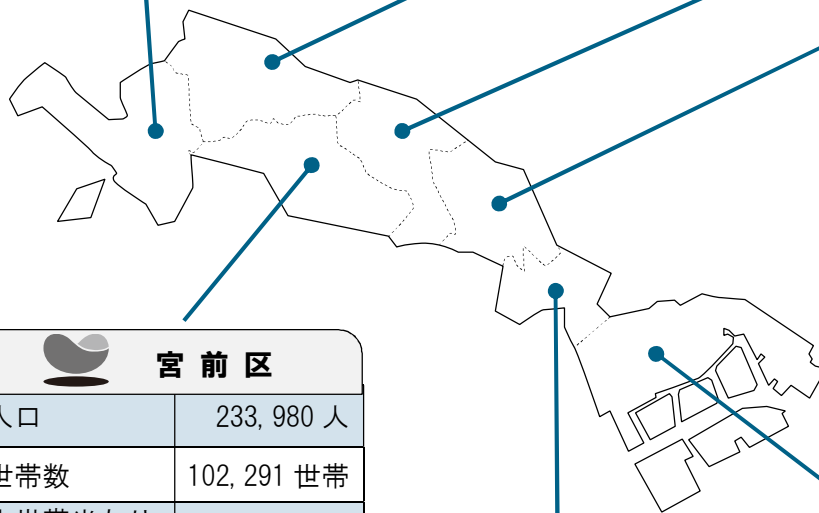
第5章

各区の状況

麻生区	
人口	180,763人
世帯数	79,846世帯
1世帯当たり人員	2.26人
年少人口割合	13.1%
高齢化率	23.3%
外国人住民人口	2,974人
町内会・自治会等加入率	62.5%

多摩区	
人口	221,833人
世帯数	115,529世帯
1世帯当たり人員	1.92人
年少人口割合	11.2%
高齢化率	19.9%
外国人住民人口	4,968人
町内会・自治会等加入率	51.5%

高津区	
人口	234,458人
世帯数	114,643世帯
1世帯当たり人員	2.05人
年少人口割合	13.0%
高齢化率	18.6%
外国人住民人口	5,396人
町内会・自治会等加入率	59.2%



中原区	
人口	263,760人
世帯数	134,636世帯
1世帯当たり人員	1.96人
年少人口割合	13.3%
高齢化率	15.5%
外国人住民人口	5,966人
町内会・自治会等加入率	62.9%

宮前区	
人口	233,980人
世帯数	102,291世帯
1世帯当たり人員	2.29人
年少人口割合	13.9%
高齢化率	20.4%
外国人住民人口	3,896人
町内会・自治会等加入率	60.6%

幸区	
人口	171,282人
世帯数	82,355世帯
1世帯当たり人員	2.08人
年少人口割合	13.6%
高齢化率	21.5%
外国人住民人口	5,530人
町内会・自治会等加入率	65.2%

川崎区	
人口	233,446人
世帯数	121,649世帯
1世帯当たり人員	1.92人
年少人口割合	11.1%
高齢化率	22.2%
外国人住民人口	16,628人
町内会・自治会等加入率	53.7%

※人口、世帯数、1世帯当たり人員：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」令和2年9月1日現在
 ※年少人口割合・高齢化率：「川崎市町丁別年齢別人口」令和2年9月末日現在
 ※外国人住民人口：川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」令和2年9月30日現在
 ※町内会・自治会等加入率：川崎市統計書 令和2年4月1日現在

第6期川崎区地域福祉計画

基本理念 つながり育て 安心して暮らせるまち かわさき区

基本目標・基本方針

基本目標1

つながりをみんなで
育てる地域づくり

一人ひとりがいきがいもち、地域福祉に関心を持つよう働きかけることにより、地域での活動へ参加することを促し、地域のつながりを育てていきます。

基本方針

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | 誰もが参加できる健康・いきがいづくり |
| 2 | 地域活動への支援・参加の促進 |
| 3 | 地域活動・交流の場づくり |

重点

基本目標2

安心して暮らせる
地域づくり

多種多様な相談に対応していくため、積極的な情報発信や相談・支援体制の充実により、幅広い福祉サービスを提供していきます。

基本方針

- | | |
|---|------------|
| 1 | 情報提供の充実 |
| 2 | 相談支援の充実 |
| 3 | 保健・福祉人材の育成 |

重点

基本目標3

見守り・支え合いの
ネットワークづくり

地域の多様化、複雑化した課題やニーズに対応していくため、区民、活動団体、事業者、行政等が連携・協働し、共に支え合う仕組みづくりに取り組みます。

基本方針

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 支援につながる仕組みづくり |
| 2 | 区民・団体・行政等の連携による支援体制づくり |

重点

地域の現況と主な生活課題

- ➡ 令和 12（2030）年頃まで人口増加が続き、65 歳以上の高齢者はその後も増加を続けると推計されている。
- ➡ 高齢者の増加に伴い、要介護・要支援認定者、認知症高齢者も増加傾向。また、障害のある人も増加傾向であり、災害時の要援護者の避難への対応が課題となっている。
- ➡ 地域活動の担い手も高齢化しており、人材不足となっている。
- ➡ 高齢者の約4人に1人はひとり暮らしである。
- ➡ 出生数、合計特殊出生率ともに平成 27（2015）年以降は減少している。
- ➡ 児童虐待・通告件数が増加傾向で、保護者の経済的困難による貧困の連鎖も深刻な問題となっている。
- ➡ 地域活動やボランティアに参加したことがない人が5割近い。
- ➡ 若い世代の転入が多く、地域に馴染んでいくために、子どもたちの居場所づくりや子育て世代の交流、世代を超えた交流の場等をつくる必要がある。
- ➡ 外国人住民人口の割合が市内で最も高く、必要な情報が届かずに、問題を抱えた人やコミュニティに参加できない人など、支援を必要としている人が増えている。

第6期計画の主な取組

●地域の縁側活動推進事業

誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域の憩いの場「地域の縁側」活動を推進します。



<地域の縁側活動普及啓発の取組>
(川崎図書館)



<チラシ>



<のぼり>

●地域の保健福祉等に関する情報発信

「川崎区地域保健福祉かわら版（通称ぽかぽか通信）」には、区内の保健、福祉、子育てや地域の取組等に関する情報を掲載し、発行しています。

●社会福祉協議会との連携


区社協との連携及び協力を通じて各種サービス提供や地域福祉の普及、地域の課題解決に向けた検討を行い、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

第6期幸区地域福祉計画

基本理念 夢が広がり、想いがつながり、心が届くまち さいわい

基本目標 1
【自助】

一人ひとりに
【ひろがる】

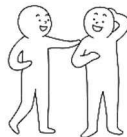


地域包括ケアへの理解と
参加の**広がり**による
区民主役の地域づくり

- 方針 1-1 わがまちや地域包括ケアのことを知る **重点**
- 方針 1-2 生涯を通じた健康づくりを進める
- 方針 1-3 地域活動の担い手を広げる

基本目標 2
【互助】

地域で
【つながる】



人と地域の**つながり**が
活発で、見守り、支え合う
ことのできる地域づくり

- 方針 2-1 多様な地域活動からつながる
- 方針 2-2 多様なつながりから、
新たな地域活動を育む **重点**
- 方針 2-3 多様な人がともに住むことへの
理解を深め、互いに見守り・支え合う **重点**

基本目標 3
【共助・公助】

必要な時に
【とどく】



総合的な体制で
必要な相談・支援が
届く仕組みづくり

- 方針 3-1 支援が必要な方に、専門性の高い情報を的確に届ける
- 方針 3-2 包括的な相談支援機能を充実する
- 方針 3-3 防犯・防災のまちづくりを進める **重点**

基本目標 4
【すすめる】

地域福祉を進める基盤体制の確立とネットワークづくり

地域の現況と主な生活課題

- ➡ 総人口は、令和 12（2030）年でピークを迎えるが、15 歳から 64 歳の生産年齢人口比率は年々減少していく。
- ➡ 65 歳以上の高齢者人口比率は年々増加し、令和 27（2045）年には、3 割を超えると想定されている。
- ➡ 町内会・自治会の加入率は 7 区の中で 1 番高いものの、年々減少傾向となっている。
- ➡ 地域福祉実態調査では、「地域で問題になっていること」として、「高齢者に関すること」「地域のつながりに関すること」「地域防犯・防災に関すること」が上位を占めている。
- ➡ 地域福祉実態調査では、「地域で安心して暮らすために、自分ができること」として「安否確認の見守り・声かけ」「災害時の手助け」「ちょっとした買い物」が上位を占めている。

第 6 期計画の主な取組

●【ひろがる】わがまちや地域包括ケアのことを知る

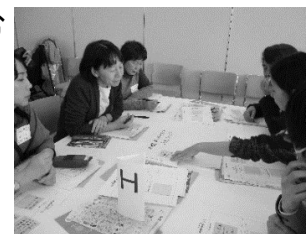
まずは自分の住む地域を知ることから。地域包括ケアのことも様々なメニューを揃えて情報をお届けします。



保健福祉情報さいわい

●【つながる】多様なつながりから、新たな地域活動を育む

お互いの活動を知り交流が進む。多様なつながりから新しい活動が生まれるきっかけを作ります。



子育て支援団体交流会

●【つながる】多様な人がともに住むことへの理解を深め、互いに見守り・支え合う

まちには多様な人が住んでいることを知る。お互いを知ること、お互いに見守り・支え合う関係を作っていきます。



ご近所支え愛事業

●【とどく】防犯・防災のまちづくりを進める

万が一に備えた防犯・防災の取組。日頃からのパトロールや災害に備えて区内関係機関との連携や訓練を行い、もしもに備えた準備をしていきます。



ぼうさい出前講座

第6期中原区地域福祉計画

基本理念

福祉のこころ、人と人との橋わたしで
支え合える地域づくり

基本目標・基本方針

基本目標 1

区民が主役の
地域づくり

地域福祉を区民と協働で進めていくためには、取組を知り、参加する中で地域づくりへの意識を持ってもらうことが大切です。そのため、身近で参加しやすい健康づくりや子育て世代向けの交流の場づくりなどの取組を地域の主体と連携して行います。

基本方針

- | | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 誰もが参加できる健康・いきがづくり | |
| 2 | ボランティア・地域活動支援 | 主要 |
| 3 | 活動・交流の場づくり | |
| 4 | 地域で活躍する担い手づくり | 主要 |
| 5 | 地域の見守り・支え合いの推進 | |
| 6 | 地域課題の解決に向けた支援の充実 | |

基本目標 2

必要な支援やサービス
が的確に届けられる
仕組みづくり

地域福祉に関する情報を区民に届けていくために、時期を捉えた適切な情報発信を充実させていくほか、困りごとを抱える人への早い段階からの相談支援を充実し、適切な支援を受けられるよう、必要な配慮を行います。

基本方針

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 情報提供の充実 | 主要 |
| 2 | 包括的な相談・支援機能の充実 | 主要 |

基本目標 3

多様な主体が連携した
施策・活動の推進

様々な主体間のネットワークを充実させることで、情報共有や地域包括ケアへの理解を深めてもらうとともに、連携して地域福祉活動を推進していくための仕組みづくりに取り組みます。

基本方針

- | | |
|---|-----------------|
| 1 | 保健・医療・福祉の連携 |
| 2 | 区民・事業者・行政の連携・協働 |
| 3 | 社会福祉協議会との連携・協働 |

基本目標4

地域参加の
仕組みづくり

基本方針

1 地域マネジメントと地域コミュニティの推進

主要

区民が自分らしく、生活の質や生きがいを追求しながらいつまでも生活できる地域を実現するために、予防の視点を持って、地域力の底上げに取り組みます。

地域の現況と主な生活課題

- ➡ 転入者が多く、人口増加が続いている。
- ➡ 高齢者人口の増加は続き、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加傾向。
- ➡ 外国人住民が増加し、障害のある人も増加傾向。
- ➡ 児童虐待相談・通告件数が増加している。
- ➡ 町内会・自治会への加入率は低下傾向、加入していない理由は「きっかけがない」が一番多い。
- ➡ 子育て世代は、行政に頼るといよりも、同世代で悩みを共有する場を求めている。
- ➡ 子どもたちが集える場所が少ない。

第6期計画の主な取組

●なかはらパンジー体操を通じた健康づくり・介護予防

区民が集うきっかけづくりとして、ご当地体操「なかはらパンジー体操」の普及啓発を行います。身近に参加できる環境の整備や新たな情報発信ができるよう関係機関と連携を図ります。交流により、参加者だけでなくボランティアも張りのある生活をめざせるよう支援します。



●中原区子育て情報の発信

子育て世帯の孤立を防止し、子どもの成長を温かく見守っている寛容と互助の地域をめざし、子育てに関する多様な情報を効果的に提供するために、子育て情報ガイドブックをはじめ、冊子や情報誌の作成を行います。これらを出生時及び子育て世帯の転入時に配布するとともに、ホームページやアプリを通じた情報発信を行います。

●地域コミュニティの推進

まちづくりへの参加やコミュニティの形成などをより活性化させる「新たなしくみ」として、区域レベルのプラットフォームである「ソーシャルデザインセンター」の創出など「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく支援をすることによって、地域住民が繋がりをもち、誰もが自分らしく暮らせるまちになるように取組を進めます。

第6期高津区地域福祉計画

基本理念

区民がともに支え合い 安心して暮らせるまち高津の実現
～高津区らしい地域包括ケアシステムの構築を目指して～

基本目標・基本方針

基本目標1

区民が主役の
福祉の地域づくり

区民のみなさんが主役となって地域づくりができるように、一人ひとりの健康づくり・いきがづくりや積極的な地域活動、地域の居場所づくりを推進します。

基本方針

1	健康づくり・いきがづくりの推進	重点
2	活動・交流の場づくりや機会づくり	重点
3	地域活動への参加の促進	
4	地域福祉活動の活性化	
5	区民同士が緩やかにつながる地域の居場所づくりの推進	

基本目標2

区民ニーズをふまえた
福祉サービスの提供

制度情報や身近な地域の情報をわかりやすく提供するほか、様々な相談支援体制の構築、地域福祉の担い手の養成、生活困窮者への支援に取り組みます。

基本方針

1	情報提供の充実	重点
2	相談支援体制の充実	
3	地域福祉の担い手の養成	
4	生活困窮者への支援の推進	

基本目標3

支援を必要とする人が
適切な支援につながる
仕組みづくり

地域の見守り、支え合いを推進し、安心して暮らすための適切な支援が行えるような仕組みづくりを行います。また、災害時の支援体制も充実させます。

基本方針

1	地域の見守り、支え合いの推進	
2	安心して暮らすための支援	
3	虐待への適切な対応の推進	
4	災害時の支援体制の充実	

基本目標4

多様な主体の 協働・連携による 施策・活動の推進

保健・医療・福祉の分野の連携や、区民・事業者・行政など多様な主体の協働・連携を推進します。また、高津区社会福祉協議会と引き続き連携・協働を強化し、地域福祉活動の充実を図ります。

基本方針

- | | |
|---|-----------------|
| 1 | 保健・医療・福祉の連携 |
| 2 | 区民・事業者・行政の協働・連携 |
| 3 | 社会福祉協議会との協働・連携 |

地域の現況と主な生活課題

- ➡ 人口は年々増加を続けているが、令和17(2035)年を境に人口は減少に転じる見込みとなっている。
- ➡ 高齢者人口割合は市より低くなっているものの、年々増加傾向にある。
- ➡ 高齢者の約5人に一人がひとり暮らし高齢者であり、7区で3番目に多く、上昇傾向である。
- ➡ 1年間で転入が約16,300人、転出が15,700人となっており、転入が転出をやや上回っている。
- ➡ 実態調査では、「地域防犯・防災に関する問題」、「高齢者に関する問題」が地域課題として感じられている。
- ➡ 行政が取り組むべきことは、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」、「福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示」が多く挙げられている。

第6期計画の主な取組

●高津公園体操の推進

健康づくり、介護予防、コミュニティづくりのための「高津公園体操」を、町内会・自治会、民生委員児童委員、ヘルスパートナー高津、地域包括支援センター等と連携して、活動の立ち上げや継続を支援するとともに、見守り活動や多世代交流の場として地域への広がりを推進します。



●行事の開催を通じた交流や情報発信

子どもと楽しく過ごしながら、子育てに関する情報が得られる「子ども・子育てフェスタ」、様々な立場の区民が交流を深め、健康や福祉について共に考える場である「たかつ区健康福祉まつり」、区内の市民活動団体が各団体の紹介や交流を図る「どんなもんじゃ祭り」等を開催し、地域の交流や情報発信を行います。



第6期宮前区地域福祉計画

基本理念

みんなでつくろう ご近助のわ
～ゆるやかにつながり 安心して暮らせる地域づくり～

基本目標・基本方針

基本目標1

ご近助で「ささえあう」
地域づくり

地域福祉活動に関わりながら、いきがいを見つけ、仲間を作り、自らの健康の維持・向上ができるよう、安心して参加できる活動・交流の場づくりを進めます。

基本方針

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | 誰もが参加できる健康・いきがいづくり |
| 2 | 様々な団体や区民が地域で活動し、支え合う地域づくり |
| 3 | 安心して参加できる活動・交流の場づくり |
| 4 | ご近助で支え合う地域づくり |

重点

基本目標2

支援に「つながる」
きっかけづくり

困りごとの解決や活動への参加には、何らかのきっかけが必要なため、様々な媒体で、理解と共感を広げる情報発信を進め、相談を通じた不安・困りごとの軽減を図ります。

基本方針

- | | |
|---|----------------------|
| 1 | 理解と共感を広げる情報発信の充実 |
| 2 | 相談を通じた不安・困りごとの軽減 |
| 3 | 支援につなぐ人材・ネットワークづくり |
| 4 | 支援が必要な人への見守り、支え合いの推進 |
| 5 | 虐待への適切な対応 |

重点

基本目標3

区民・事業者・行政等
が「一体となる」
ネットワークづくり

つながりを活用して、課題や情報を共有するとともに、お互いの強みや役割を理解し、知恵を出し合い、それぞれが主体的に取り組みます。

基本方針

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 | 保健・福祉分野での協働・連携の推進 |
| 2 | 区民・事業者・行政などの連携による地域福祉の向上 |

重点

社会環境の変化に柔軟に対応し、安心して暮らせる地域づくりをめざして

地域の現況と主な生活課題

- ➡ 市内で最も年少人口割合が高い区であるが、高齢化率も22%となっている。
- ➡ 年少人口は令和7(2025)年には30,000人となる一方、65歳以上人口は57,000人に増加し、高齢化の急速な進展が予想される。
- ➡ 孤立死の防止には、「地域住民による声かけ、見守り」が有効で、背景に、一人暮らしや高齢者だけの世帯増や近所づきあいの減少があると認識している。
- ➡ 高齢化を背景に、自分のことや経済的なこと、家族の介護が不安と捉えている。
- ➡ 地域防犯・防災、高齢者、地域のつながりに関する問題への意識が高い。
- ➡ WEBやSNS等の新たなツールや、ご近所での情報交換などにより、情報を必要とする人に必要な情報が伝わる必要がある。
- ➡ 健康を維持しながら、在宅生活を継続することの支援が求められる。
- ➡ 地域人材となる新たな担い手を育成するため、教育現場での普及啓発を行うことが必要。
- ➡ 区民が主体となって、暮らしやすい地域について積極的に議論し実践できる場や機会を作ることが大切である。
- ➡ 「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域」を実現するために大切なことは、「地域のつながり・助け合い」が大切であり、何かあれば、頼れる誰かがいるという安心とともに暮らすことが、かつてなく切実になっている。



第6期計画の主な取組

●ご近助で支え合う地域づくり

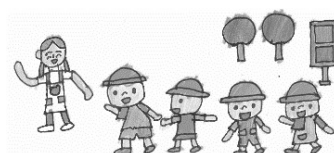
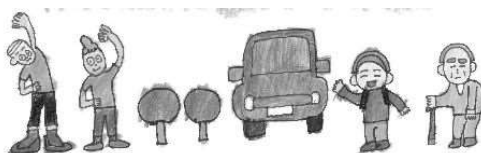
地域包括ケアシステムの実現に向けて、より多くの区民が地域福祉活動に関心を持ち、「ご近助」で支え合う地域づくりについて考える機会の提供や、地域福祉活動団体やボランティア活動への参加を促進し、ご近助で支え合う地域づくりを進めます。

●理解と共感を広げる情報発信の充実

地域のつながりや支え合いの大切さへの理解や共感を広げ、区民が安心して生活していくために必要な情報を適切に得られるよう、各種媒体を通じた情報発信を充実します。

●区民・事業者・行政などの連携による地域福祉の向上

町内会・自治会などの地縁組織や民生委員児童委員、民間事業者等の地域における多様な主体との協働・連携により、地域福祉の向上に取り組みます。



第6期多摩区地域福祉計画

基本理念 多様な主体と多世代がつながる支え合いのまち多摩区

基本目標・基本方針

基本目標1

区民一人ひとりが
参加する地域づくり

より多くの区民に、自助・互助の活動に取り組んでもらうために、様々な形で情報発信していきます。また、地域活動の新たな担い手の育成、住民主体で行われている地域活動への支援を通して、活動を活性化し、支えていきます。

基本方針

- | | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 情報提供の拡充 | 重点 |
| 2 | 地域で活躍する人材の育成 | |
| 3 | 地域活動への支援 | |

基本目標2

多世代交流でつながる
地域づくり

同じ地域に暮らす住民同士が、年齢や背景の違いを超えて交流ができるよう、身近な地域でのつながりづくりを進めていきます。また、その交流を通じて、住民同士が支え合い自分らしく活躍できる地域づくりをめざします。

基本方針

- | | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 身近な地域での交流の促進 | 重点 |
| 2 | 地域の支え合い活動の推進 | |

基本目標3

見守り・支え合いの
ネットワークづくり

ひとつの制度・分野では解決できない相談を受け止め、包括的な視点で支援を継続していくために、区民・団体・民間・行政の更なる連携を図り、情報共有・連携体制を充実させていきます。

基本方針

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 支援につながる仕組みづくり | 重点 |
| 2 | 区民・団体・民間・行政の連携 | |

地域の現況と主な生活課題

- ➡ 総人口は、市で最も早く令和2（2020）年に人口のピークを迎え、令和7（2025）年には高齢者人口が「超高齢社会」の目安の21%を超える予想となっている。
- ➡ 要介護認定者数、障害者数は増加傾向である。
- ➡ 出生率・合計特殊出生率について、出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率は平成27（2015）年をピークに低下している。
- ➡ 外国人住民人口は年々増加傾向である。
- ➡ 「ふだんからの交流は必要」「ふだんからの交流をしておいた方が良い」と回答した人は5割以上となっており、交流の必要性を感じている方が多い傾向である。
- ➡ 「隣近所」「町内会・自治会」など、身近な地域が助け合える範囲として考えている方が4割程度となっている。
- ➡ 地域福祉推進のために、行政が取り組むべきこととして、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」「福祉サービスの評価や内容の情報開示」が約4割、「情報提供、相談の場づくり」が約3割となっている。

第6期計画の主な取組

●区民一人ひとりが参加する地域づくり【情報提供の拡充】

地域福祉や地域の取組等の情報を、具体的にわかりやすく様々な方法で発信することで、多くの区民に地域に関心を持ってもらい、地域福祉への意識を高める事業を推進していきます。



地域子育て情報BOOK



バサージュ・たま



認知症サポーター養成講座

●多世代交流でつながる地域づくり【地域の支え合い活動の推進】

身近な地域での交流や支え合いの活動を、住民や事業者、関係機関、団体とともに推進します。

●見守り・支え合いのネットワークづくり【区民・団体・民間・行政の連携】

区民・団体・民間・行政が一体となって協力・連携できるよう支援体制の充実を図ります。また、制度・分野の枠にとらわれない情報共有等の仕組みづくりを推進していきます。

あさお福祉計画（第6期麻生区地域福祉計画）

基本理念

みんなで支え合う 福祉のまち麻生
 ～麻生区らしい地域包括ケアシステム構築をめざして～

基本目標・基本施策

基本目標1

区民が主役の
地域づくり

地域活動を担う人材の発掘・育成の仕組みをつくり、その人材の活動を支援することによって、区民が主体的に関わる地域づくりを推進します。

基本施策

1	地域活動を担う人材の発掘と育成	重点
2	区民が主役の地域活動の推進	
3	健康づくり・介護予防の推進	

基本目標2

区民本位の
福祉サービスの提供

利用者のニーズに即した適切な制度や情報が提供できるよう、保健福祉サービスについての積極的な情報発信や、専門的な知識等を必要とする場合の相談支援の充実を図ります。

基本施策

1	保健・福祉情報の発信と充実	重点
2	窓口における相談体制の充実	
3	専門分野の相談支援体制の充実	

基本目標3

「ひと・もの・場」
をつなぐ自助・互助
の仕組みづくり

区民一人ひとりが、自らの活動により生活や健康を維持し（自助）、区民と地域団体、行政のそれぞれが地域福祉の目的や課題を共有し連携を図ることによって、区民ひとりではできない、行政だけではできない「互いに助け合う（互助）」仕組みづくりを進めます。

基本施策

1	保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応	重点
2	要支援者等へのサポートの充実	重点
3	地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化	

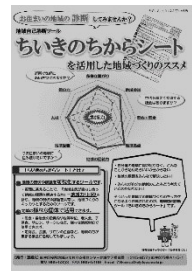
地域の現況と主な生活課題

- ➡ 総人口・世帯数は増加傾向であるが、1世帯あたりの人員は減少傾向である。
- ➡ 高齢者人口の増加は令和27(2045)年の64,000人がピークと予想されている。それに伴い認知症高齢者数は、令和22(2040)年には約15,000人まで増加すると想定される。
- ➡ 持ち家比率や一戸建ての住宅比率は、いずれも7区で最も高い。
- ➡ 地域福祉活動の担い手が不足しており、特に現役世代の参加者が少ない。「地域を自分たちで守り育てていく」意識の醸成が必要。
- ➡ 区役所等の相談支援窓口で情報を入手する人の割合は低い。
- ➡ サポートを必要とする人が周囲に知られていないなど、防災準備及び要援護者の把握・対応が必要である。
- ➡ 地域のつながりが希薄化している中で、地域での困りごとを共有する場が少ない。高齢者と子育て・現役世代との交流が少ない。

第6期計画の主な取組

●地域活動参加につなげる「ちいきのちからシート」の活用

田園調布学園大学と区民参加により作成した、地域自己診断ツール「ちいきのちからシート」等を活用し、地域住民と行政、また、住民同士が地域の実情を見つめ課題に気づき、それらを共有することで、地域活動の参加につながるよう他部署と連携して取り組みます。



ちいきのちからシート 実施結果を用いての話し合い

●様々な媒体を用いた保健福祉に関する情報発信

地域福祉に関する情報発信において、情報が必要とする人に適切に届くよう、関係機関・関係団体とのネットワークを活用します。また、制度やイベント等の対象者に応じ、様々な媒体を用いて広報します。

●あさおオレンジプロジェクト

認知症支援の関係者等が参加する「あさおオレンジプロジェクト」を開催し、認知症への理解の促進、認知症とともに暮らしていくための地域づくりについて検討し、取組を推進します。

資料編

(1) 第6期川崎市地域福祉計画策定の経過

開催日程	会議名等	主な内容
令和2(2020)年 4月23日(木)	令和2年度 第1回社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> 審議会委員の委嘱 専門分科会長の選出
6月2日(火)	第2回地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> 現行計画の取組状況について 第5回地域福祉実態調査について 次期計画の体系について
8月7日(金)	第3回地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> 各区の次期計画検討状況について 2025年に向けて想定される課題とめざす姿 地域福祉に関する課題から見る主な論点について
	第1回社会福祉審議会地域福祉専門分科会・社会福祉協議会地域福祉活動推進計画策定委員会意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> 次期地域福祉計画、地域福祉活動推進計画の検討状況 両計画の連携に向けた検討①
10月12日(月)	第4回地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会の実現に向けた国の動向 次期計画素案について
	第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会・社会福祉協議会地域福祉活動推進計画策定委員会意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> 次期地域福祉計画、地域福祉活動推進計画の検討状況 両計画の連携に向けた検討②
12月1日(火)～ 令和3(2021)年 2月5日(金)	パブリックコメント	意見募集
1月18日(月)～ 29日(金)	各区において区民説明会の開催(合同) ※新型コロナウイルス感染拡大等の影響により説明会は中止としましたが、市ホームページに資料を掲載し、情報提供を行いました。	第6期川崎市地域福祉計画・各区計画(案)の説明、質疑応答
3月18日(木)	第5回地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの主な意見 次期計画について

(2) 川崎市社会福祉審議会条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく川崎市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 民生委員の適否の審査に関する事。
- （2） 身体障害者の福祉に関する事。
- （3） 老人の福祉に関する事。
- （4） 法第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に関する事。
- （5） その他社会福祉に関する事（川崎市児童福祉審議会及び川崎市精神保健福祉審議会の所掌事務に属するものを除く。）。

（組織）

第3条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委員長）

第5条 委員長は、法第10条の規定に基づき会務を総理するほか、審議会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開く

ことができない。

- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 法第11条第1項の規定に基づく民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会のほか、同条第2項の規定に基づき、審議会に次の表左欄に掲げる専門分科会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。

老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項
地域福祉専門分科会	地域福祉計画に関する事項

- 2 身体障害者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員（身体障害者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会にあっては、臨時委員を含む。第5項において同じ。）の互選により定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 専門分科会の会議については、前条の規定を準用する。

(中略)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(3) 川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

氏名	所属	区分	備考
相川 隆俊	川崎市民生委員児童委員協議会 副会長	社会福祉事業 従事者	
内田 治彦	川崎市全町内会連合会 常任理事	社会福祉事業 従事者	
◎ 小野 敏明	田園調布学園大学 名誉教授 (特非)日本地域福祉研究所副理事長	学識経験者	
越水 詞郎	川崎市保護司会協議会 会長	社会福祉事業 従事者	
○ 佐藤 忠次	川崎市社会福祉協議会 会長	社会福祉事業 従事者	
鈴木 稔	川崎市老人クラブ連合会 理事長	社会福祉事業 従事者	令和2年6月18日 まで
佐藤 例藏	川崎市老人クラブ連合会 理事長	社会福祉事業 従事者	令和2年6月19日 から
横島 正志	川崎市身体障害者協会 事務局長	社会福祉事業 従事者	
黒岩 亮子	日本女子大学人間社会学部准教授	学識経験者	令和2年6月1日～ 令和3年3月31日 (臨時委員)

◎：分科会長 ○：職務代理者

(敬称略)

(オブザーバー)

1	吉濱 聡	健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長
2	長井 武志	健康福祉局地域包括ケア推進室ケアシステム担当課長
3	中村 隆永	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長
4	下浦 健	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長
5	小田 真智子	健康福祉局保健所健康増進課担当課長
6	藤井 英樹	市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長
7	川戸 大輔	こども未来局総務部企画課長
8	二瓶 裕児	教育委員会事務局教育政策室担当課長

※事務局 健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当

(4) 区民説明会・パブリックコメント（意見募集）

【高齢・障害・地域福祉計画区民説明会】

第6期川崎市・区地域福祉計画の策定にあたっては、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（区計画については、地域福祉計画推進会議）において検討した計画案について、市民の皆様にご覧いただき、策定した計画を推進していくため、令和3年1月に各区において説明会を開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、中止といたしました。なお、説明会用資料を市ホームページに掲載することなどにより、情報提供を行いました。

【パブリックコメント（意見募集）】

市民の皆様から幅広く御意見をいただくため、「第6期川崎市・区地域福祉計画（案）」について、区役所・支所、情報プラザ、市ホームページなどで広く公表し、令和2年12月1日（火）から令和3年2月5日（金）までの期間で、パブリックコメントを実施し、41通、84件の御意見をいただきました。

第6期川崎市地域福祉計画

【発行年月】 令和3（2021）年3月発行

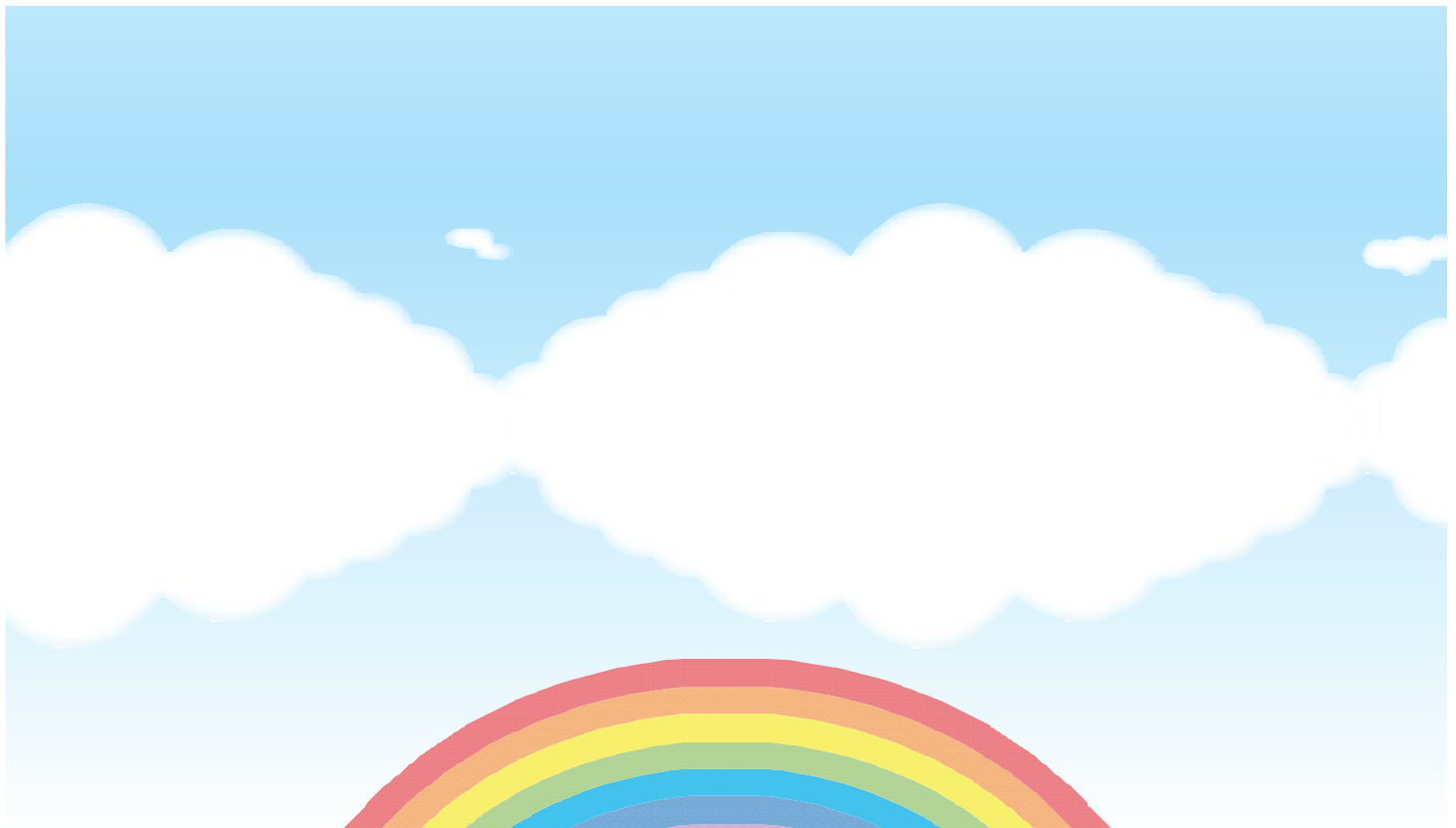
【編集・発行】 川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-2626

FAX 044-200-3926

E-mail 40keasui@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市